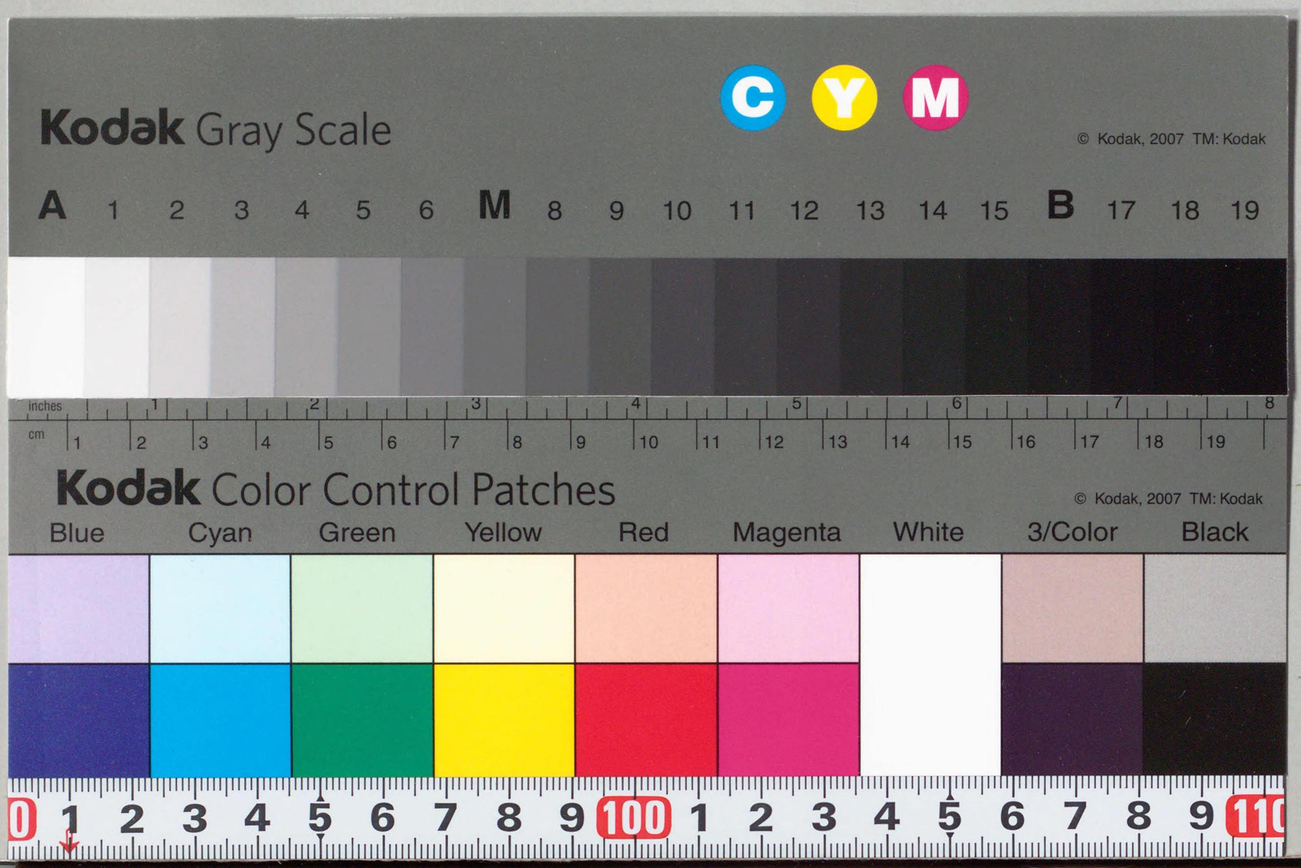

CZ-4-2
1200404228562

第二十三回
第二十四回

国会通過法律集

第二十三回国会会期（昭和三十年十二月二十二日まで）
第二十四回国会会期（昭和三十一年六月二十日まで）

衆議院法制局

第二十三回国会通過法律集

会期（昭和三十年十一月二十二日から／昭和三十年十二月十六日まで）

衆議院法制局

320.91
Sy196k
C24
C

衆議院
参議院
調査局

凡例

一、本書は、第二十三回国会（臨時会）（昭和三十年十一月二十二日から昭和三十年十二月十六日まで）を通過成立した法律十六件（閣法十一件衆法五件）――昭和三〇年法律一八一号から同年法律一九六号――を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引、部門別索引及び本文中「（衆法）」と表示してあるのは、衆議院議員提出の法律案であることを示し、その他はすべて、内閣提出のものであることを示す。

国立国会図書館
31.8.27

K 10915

目　次

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭和三十年十二月十四日公布）（衆法）……一
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十年十二月十四日公布）（衆法）……一
公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十年十二月十四日公布）……二
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十年十二月十四日公布）……二
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十年十二月十六日公布）……三
原子力基本法（昭和三十年十二月十九日公布）（衆法）……三
総理府設置法の一部を改正する法律（昭和三十年十二月十九日公布）……五
原子力委員会設置法（昭和三十年十二月十九日公布）……六
行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十年十二月十九日公布）……九
昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法（昭和三十年十二月十九日公布）……九
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十年十二月十九日公布）……一三
罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭和三十年十二月十九日公布）（衆法）……一三
鉱業法の一部を改正する法律（昭和三十年十二月十九日公布）……一四
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十年十二月二十四日公布）（衆法）……一六
地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年十二月二十九日公布）……一七
日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭和三十年十二月二十九日公布）……二五
法律第百八十一号
法律第百八十二号
法律第百八十三号
法律第百八十四号
法律第百八十五号
法律第百八十六号
法律第百八十七号
法律第百八十八号
法律第百八十九号
法律第百九十号
法律第百九十一号
法律第百九十二号
法律第百九十三号
法律第百九十四号
法律第百九十五号
法律第百九十六号

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第二十三回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によつて改正された法律を示す。
例えば
△行政機関職員定員法（昭二四―法一二六）の一部改正（昭三〇―法一八七）とあるのは、昭和三十年法律第百八十七号（総理府設置法の一部を改正する法律）によつて、行政機関職員定員法（昭二四―法一二六）が一部改正されたことを示す。

（あ）

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・二四・法一九四）（衆法）……一六

（い）

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一八四）……二

○印刷局特別会計法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一八五）……三

○印紙等模造取締法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一八六）……三

○印紙等模造取締法施行令の一部を改正する政令（昭三〇・一二・一四・政三四〇）……三

○インド国との間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例に関する法律（昭三〇・一二・一四・法一八三）……二

（う）

○ウルグアイ国との間の通商航海条約の実施に伴う関税法の特例に関する法律（昭三〇・一二・一四・法一八一）……二

（え）

○エネルギー革命下の炭鉱離職者臨時措置法（昭三〇・一二・一四・法一七九）……一

（お）

○大蔵省設置法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一八〇）……二

○オーストラリア連邦との間の通商航海条約の実施に伴う関税法の特例に関する法律（昭三〇・一二・一四・法一八二）……二

（か）

○海外移住事業団法（昭三〇・一二・一四・法一七八）……一

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一八八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一八九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一九〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一九一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一九二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一九三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一九四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一九五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一九六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一九七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一九八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一九九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二〇〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二〇一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二〇二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二〇三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二〇四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二〇五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二〇六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二〇七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二〇八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二〇九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二一〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二一一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二一二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二一三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二一四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二一五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二一六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二一七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二一八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二一九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二二〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二二一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二二二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二二三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二二四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二二五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二二六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二二七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二二八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二二九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二三〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二三一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二三二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二三三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二三四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二三五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二三六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二三七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二三八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二三九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二四〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二四一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二四二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二四三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二四四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二四五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二四六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二四七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二四八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二四九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二五〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二五一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二五二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二五三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二五四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二五五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二五六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二五七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二五八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二五九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二六〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二六一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二六二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二六三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二六四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二六五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二六六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二六七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二六八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二六九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二七〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二七一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二七二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二七三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二七四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二七五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二七六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二七七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二七八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二七九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二八〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二八一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二八二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二八三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二八四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二八五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二八六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二八七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二八八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二八九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二九〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二九一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二九二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二九三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二九四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二九五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二九六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二九七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二九八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法二九九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三〇〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三〇一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三〇二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三〇三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三〇四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三〇五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三〇六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三〇七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三〇八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三〇九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三一〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三一一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三一二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三一三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三一四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三一五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三一六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三一七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三一八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三一九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三二〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三二一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三二二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三二三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三二四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三二五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三二六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三二七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三二八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三二九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三三〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三三一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三三二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三三三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三三四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三三五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三三六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三三七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三三八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三三九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三四〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三四一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三四二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三四三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三四四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三四五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三四六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三四七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三四八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三四九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三五〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三五一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三五二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三五三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三五四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三五五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三五六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三五七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三五八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三五九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三六〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三六一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三六二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三六三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三六四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三六五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三六六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三六七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三六八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三六九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三七〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三七一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三七二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三七三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三七四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三七五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三七六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三七七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三七八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三七九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三八〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三八一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三八二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三八三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三八四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三八五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三八六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三八七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三八八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三八九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三九〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三九一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三九二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三九三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三九四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三九五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三九六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三九七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三九八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法三九九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四〇〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四〇一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四〇二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四〇三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四〇四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四〇五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四〇六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四〇七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四〇八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四〇九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四一〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四一一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四一二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四一三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四一四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四一五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四一六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四一七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四一八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四一九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四二〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四二一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四二二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四二三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四二四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四二五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四二六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四二七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四二八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四二九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四三〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四三一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四三二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四三三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四三四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四三五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四三六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四三七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四三八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四三九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四四〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四四一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四四二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四四三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四四四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四四五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四四六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四四七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四四八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四四九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四五〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四五一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四五二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四五三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四五四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四五五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四五六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四五七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四五八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四五九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四六〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四六一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四六二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四六三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四六四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四六五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四六六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四六七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四六八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四六九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四七〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四七一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四七二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四七三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四七四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四七五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四七六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四七七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四七八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四七九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四八〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四八一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四八二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四八三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四八四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四八五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四八六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四八七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四八八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四八九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四九〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四九一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四九二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四九三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四九四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四九五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四九六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四九七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四九八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法四九九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五〇〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五〇一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五〇二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五〇三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五〇四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五〇五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五〇六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五〇七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五〇八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五〇九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五一〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五一一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五一二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五一三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五一四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五一五）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五一六）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五一七）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五一八）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五一九）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五二〇）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五二一）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五二二）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五二三）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法五二四）……三

○外国為替及び外国貿易管理法の一部を

（ヘ）

△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三〇―法一八八）……ハ

（ニ）

○日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭三〇・一二・二九・法一九六）……三五

（リ）

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭三〇・一二・一四・法一八一）（衆法）……一

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭三〇・一二・一九・法一九二）（衆法）……三

部門別索引

第一　憲　法

○公職選挙法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一八三）……二

第二　国　会

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一八二）（衆法）……一

第三　行　政　一　般

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一四・法一八四）……二

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一九・法一八七）……五

○行政管理庁設置法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一九・法一八九）……九

△行政機関職員定員法（昭二四―法二二六）の一部改正（昭三〇―法一八七）……六

△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三〇―法一八八）……八

△自治庁設置法（昭二七―法二六一）の一部改正（昭三〇―法一九五）……一〇

△経済企画庁設置法（昭二七―法二六三）の一部改正（昭三〇―法一八七）……六

第四　地　方　制　度

○昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法（昭三〇・一二・一九・法一九〇）……九

○地方財政再建促進特別措置法（昭三〇・一二・一九・法一九五）……一〇

△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三〇―法一九五）……一〇

△地方財政法の一部を改正する法律（昭二七―法一四七）の一部改正（昭三〇―法一九五）……一〇

△地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭二八―法二一一）の一部改正（昭三〇―法一九五）……一〇

第五　民　事　法

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭三〇・一二・一四・法一八一）（衆法）……一

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭三〇・一二・一九・法一九二）（衆法）……三

第六　財　政

○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一九・法一九一）……三

（註）一、第二十三回国会を通過成立した法律を、第二憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五民事法、第六財政、第七産業一般、第八農林・水産、第九商工の九部門に分類して掲載した。

二、○印は、第二十三回国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によって改正された法律を示す。

例えば、

△行政機関職員定員法（昭二四―法二二六）の一部改正（昭三〇―法一八七）とあるのは、昭和三十年法律第百八十七号（総理府設置法の一部を改正する法律）によって、行政機関職員定員法（昭二四―法二二六）が一部改正されたことを示す。

第七　産　業　一　般

○原子力基本法（昭三〇・一二・一九・法一八六）（衆法）……三

○原子力委員会設置法（昭三〇・一二・一九・法一八八）……六

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・二四・法一九四）（衆法）……一六

第八　農　林　水　産

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一六・法一八五）……三

○日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭三〇・一二・二九・法一九六）……二五

第九　商　工

○鉱業法の一部を改正する法律（昭三〇・一二・一九・法一九三）……一四

法律第百八十一号（昭三〇・一二・一四）

◎罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（衆法）

罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第二十五条の二の災害を次の表の上欄に記載するとおり、同欄に記載する災害につき同条の規定を適用する地区を同表の下欄に記載するとおり定める。

災害	地区
昭和三十年十月一日新潟県新潟市におこつた火災	新潟県のうち新潟市

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百八十二号（昭三〇・一二・一四）

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「百分の百五十」を「百分の二百」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第二項の規定の昭和三十年における適用については、同項中「百分の二百」とあるのは「百分の百五十をこえ百分の二百をこえない範囲内において、両議院の議長が協議して定める割合」と読み替えるものとする。

3　昭和三十年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができる。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百八十三号（昭三〇・一二・一四）

◎公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第三項中「二人」を「三人」に改め、同条第五項中「二人」を「三人」に、「一人」を「二人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百八十四号（昭三〇・一二・一四）

◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の四第二項中「百分の百五十」を「百分の二百」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）本則第三号及び防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第二項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第二条第三項（南方連絡事務局設置法（昭和二十七年法律第二百十八号）第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基く場合を含む。）の規定の昭和三十年における適用については、同項中「百分の二百」とあるのは、「百分の百五十をこえ百分の二百をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」と読み替えるものとする。

3　昭和三十年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができる。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百八十五号（昭三〇・一二・一六）

◎食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条ノ二中「二千六百億円」を「三千五百億円」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第百八十六号（昭三〇・一二・一九）

◎原子力基本法（衆法）

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条　原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

（定義）

第三条　この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

一　「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。

二　「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令で定めるものをいう。

三　「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。

四　「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令で定めるものを除く。

五　「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令で定めるものをいう。

第二章　原子力委員会

（設置）

第四条　原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会を置く。

（任務）

第五条　原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。

（組織、運営及び権限）

（核原料物質の管理）

第十条　核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲受及び精錬は、別に法律で定めるところにより、政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。

（奨励金等）

第十一条　政府は、核原料物質の開発に寄与する者に対し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

第五章　核燃料物質の管理

（核燃料物質に関する規制）

第十二条　核燃料物質を生産し、輸入し、輸出し、所有し、譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

（核燃料物質の譲渡命令）

第十三条　政府は、前条に規定する規制を行う場合において、別に法律で定めるところにより、核燃料物質を所有し、又は所持する者に対し、譲渡先及び価格を指示してこれを譲渡すべきことを命ずることができる。

第六章　原子炉の管理

（原子炉の建設等の規制）

第十四条　原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。

第十五条　原子炉を譲渡し、又は譲り受けようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

第十六条　前二条に規定する規制に従つて原子炉を建設し、改造し、移動し、又は譲り受けた者は、別に法律で定めるところにより、操作開始前に運転計画を定めて、政府の認可を受けなければならない。

第七章　特許発明等に対する措置

（特許法による措置）

第十七条　政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明につき、公益上必要があると認めるときは、特許法（大正十年法律第九十六号）第十五条及び第四十条の規定により措置するものとする。

（譲渡制限）

第十八条　原子力に関する特許発明、技術等の国外流出に係る契約の締結は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

（奨励金等）

第六条　原子力委員会の組織、運営及び権限については、別に法律で定める。

第三章　原子力の開発機関

（原子力研究所及び原子燃料公社）

第七条　政府の監督の下に、原子力の開発に関する研究及び実験、その他原子力の開発促進に必要な事項を行わしめるため原子力研究所を、核原料物質及び核燃料物質の探鉱、採鉱、精錬、管理等を行わしめるため原子燃料公社を置く。

2　原子力研究所及び原子燃料公社に関する規定は、別に法律で定める。

第四章　原子力に関する鉱物の開発取得

（鉱業法の特例）

第八条　核原料物質に関する鉱業権又は租鉱権に関しては、別に法律をもつて、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の特例を定めるものとする。

（買取命令及び譲渡命令）

第九条　政府は、別に法律で定めるところにより、その指定する者に対し、核原料物質を買い取るべきことを命じ、又は核原料物質の生産者又は所有者若しくは管理者に対し、政府の指定する者に核原料物質を譲渡すべきことを命ずることができる。

第十九条　政府は、原子力に関する特許出願に係る発明又は特許発明に関し、予算の範囲内において奨励金又は賞金を交付することができる。

第八章　放射線による障害の防止

（放射線による障害の防止措置）

第二十条　放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。

第九章　補償

（補償）

第二十一条　政府又は政府の指定する者は、この法律及びこの法律を施行する法律に基き、核原料物質の開発のためその権限を行う場合において、土地に関する権利、鉱業権又は租鉱権その他の権利に関し、権利者及び関係人に損失を与えた場合においては、それぞれ法律で定めるところにより、正当な補償を行わなければならない。

附　則

この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

（内閣総理・各省大臣署名）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

法律第百八十七号　（昭三〇・一二・一九）

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する事務

第五条第一項中「二局」を「三局」に、「統計局」を「統計局原子力局」に改める。

第六条第一項第十三号中「総合調整」の下に「（原子力局の所掌に属するものを除く。）」を加え、同項第十六号中「統計局」の下に「及び原子力局」を加える。

第九条を次のように改める。

（原子力局の事務）

第九条　原子力局においては、左の事務をつかさどる。

一　原子力利用に関する政策の企画、立案及び推進に関すること。

二　関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。

三　核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

四　放射性同位元素の利用の推進に関すること。

五　原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。

六　財団法人原子力研究所に関すること。

七　原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。

八　原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く。）に関すること。

九　原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。

十　前各号に掲げるものの外、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

第十五条第一項の表中

海外移住審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。

を

海外移住審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海外移住政策に関する重要事項を審議すること。
原子力委員会	原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

に改める。

附　則

（内閣総理大臣・通商産業大臣署名）

1　この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

2　経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号を削る。

3　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表総理府の項中「一、七六七人」を「一、七八四人」に、「三七一人」を「三六六人」に、「一九、二三二人」を「一九、二四三人」に改め、同表通商産業省の項中「一二、二四〇人」を「一二、二二八人」に、「一三、一七一人」を「一三、一五九人」に改める。

法律第百八十八号（昭三〇・一二・一九）

◎原子力委員会設置法

（目的及び設置）

第一条　原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条　委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

一　原子力利用に関する政策に関すること。

二　関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。

三　関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること。

四　核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

五　原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。

六　原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。

七　原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く。）に関すること。

八　原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること。

九　その他原子力利用に関する重要事項に関すること。

（決定の尊重）

第三条　内閣総理大臣は、前条の決定について委員会から報告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（勧告）

第四条　委員会は、原子力利用に関する重要事項について必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができる。

（資料提出の要求等）

第五条　委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

第六条　委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2　委員のうち二人は、非常勤とすることができる。

（委員長）

第七条　委員長は、国務大臣をもつて充てる。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長は、あらかじめ常勤の委員のうちから、委員長に故障がある場合において委員長を代理する者を定めておかなければならない。

（委員の任命）

第八条　委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2　委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3　前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4　次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

一　禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

（委員の任期）

第九条　委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2　委員は、再任されることができる。

（委員の失職及び罷免）

第十条　委員は、第八条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。

2　内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

（会議）

第十一条　委員会は、委員長が招集する。

2　委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3　委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、

可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4　委員長に故障がある場合においては、第七条第三項に規定する委員長を代理する者は、委員長の職務を行うものとし、第二項の規定の適用については、委員長である者とみなす。

（委員の給与）

第十二条　委員の給与は、別に法律で定める。

（委員の服務）

第十三条　委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第十四条　常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一　政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。

二　内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

2　非常勤の委員は、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

（庶務）

第十五条　委員会の庶務は、総理府原子力局において処理する。

（政令への委任）

第十六条　この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。ただし、第八条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の後最初に任命される委員の任期は、第九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については一年六月、二人については三年とする。

3　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　原子力委員会の常勤の委員

第一条第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　原子力委員会の非常勤の委員

別表第一中「地方財政審議会委員」を「地方財政審議会委員　原子力委員会の常勤の委員」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百八十九号（昭三〇・一二・一九）

◎行政管理庁設置法の一部を改正する法律

行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「の業務及び」を「、公庫（公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条の公庫をいう。）、日本住宅公団、愛知用水公団及び農地開発機械公団の業務並びに」に改める。

第七条第二項中「十五人」を「二十人」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第百九十号（昭三〇・一二・一九）

◎昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法

（臨時地方財政特別交付金）

第一条　地方財政の現況にかんがみ、地方財源を増強することによりその健全化を促進するため、昭和三十年度に限り、各地方団体に対し、臨時地方財政特別交付金を交付する。

2　臨時地方財政特別交付金の総額は、百六十億円とする。

3　臨時地方財政特別交付金は、次の各号の一に定める額又はその合算額により、各地方団体に対して交付する。

一　次条の規定により算定した基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の当該超過額（以下「財源不足額」という。）から同条の規定により算定した当該地方団体の昭和三十年度分の普通交付税の額を控除した額（同条第二項ただし書の規定に該当する場合にあつては、同条同項ただし書の規定により、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第二項ただし書の規定により各地方団体について算定した財源不足額を調整した額から当該地方団体の昭和三十年度分の普通交付税の額を控除した額）

二　地方交付税法第十五条に規定する特別交付税の額の算定の例により、総理府令で定めるところにより算定した特別の財政需要があること又は財政収入額の減少があることにより必要とされる額

4　前項に定めるもののほか、臨時地方財政特別交付金の交付時期その他臨時地方財政特別交付金の交付に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（普通交付税の額の特例）

第二条　臨時地方財政特別交付金の交付に伴い、昭和三十年度に限り、地方交付税法第六条の二及び地方交付税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百二十三号）附則第二項の規定にかかわらず、地方交付税法第六条第二項の規定による地方交付税の総額をもつて普通交付税とする。

2　昭和三十年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、地方交付税法第十条第二項の規定にかかわらず、同法第十一条の規定により算

定した基準財政需要額が同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額をこえる地方団体の財源不足額で普通交付税の総額をあん分した額とする。ただし、各地方団体の財源不足額の合算額が前項の普通交付税の総額に日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）附則第五項の規定により日本専売公社から交付税及び譲与税配付金特別会計に納付される金額に相当する金額及び臨時地方財政特別交付金の総額に相当する金額を加えた額の百分の九十二に相当する額をこえる場合においては、地方交付税法第十条第二項ただし書の規定の例により各地方団体について算定した財源不足額を調整した額であん分した額とする。

3　前項の場合において、各地方団体の基準財政需要額の算定に用いる単位費用は、地方交付税法第十二条第一項及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四項の規定にかかわらず、地方団体の種類ごとに、次の表の経費の種類の欄に掲げる経費の測定単位の欄に掲げる測定単位について、それぞれその単位費用の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一　警察費	警察職員数	一人につき	三一八、〇〇〇円〇〇銭
二　土木費			
1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	六九四
2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	一三七〇六
3　河川費	河川の延長	一メートルにつき	二三〇四
4　港湾費	港湾（漁港を含む。）における船岸の延長	一メートルにつき	一、四六〇〇〇
	港湾（漁港を含む。）における防波堤の延長	一メートルにつき	二、七〇〇〇〇
5　その他の土木費	人口	一人につき	一八三九
	面積	一平方キロメートルにつき	七二、四六六〇〇
三　教育費			
1　小学校費	児童数	一人につき	一、七七六〇〇
	学級数	一学級につき	七九、九三一〇〇
2　中学校費	学校数	一校につき	一七四、〇一〇〇〇
	生徒数	一人につき	二、四五〇〇〇
	学級数	一学級につき	一一〇、二三四〇〇
	学校数	一校につき	一七八、一九〇〇〇
3　高等学校費	生徒数	一人につき	九、七九七〇〇
4　その他の教育費	人口	一人につき	四七八九
四　厚生労働費			
1　社会福祉費	人口	一人につき	一八〇〇四
2　衛生費	人口	一人につき	一〇八五七
3　労働費	工場事業場労働者数	一人につき	一〇六三三
	失業者数	一人につき	五、六二九〇〇

五　産業経済費			
1　農業行政費	耕地の面積	一町歩につき	八三八〇〇
	農業者（畜産業者を含む。）の数	一人につき	一、三七六〇〇
2　林野行政費	民有林野の面積	一町歩につき	八〇九〇〇
3　水産行政費	水産業者数	一人につき	四、三九五〇〇
4　商工行政費	商工業の従業者数	一人につき	一、〇五〇七七
六　その他の行政費			
1　徴税費	道府県税の税額	千円につき	六四〇〇
2　その他の諸費	人口	一人につき	一八七〇〇
七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
一　警察消防費			
1　警察費	警察職員数	一人につき	九一、七五〇〇〇
2　消防費	人口	一人につき	一六五五二
二　土木費			
1　道路費	道路の面積	一平方メートルにつき	三九八
2　橋りょう費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	八一三四
3　港湾費	港湾（漁港を含む。）における船岸の延長	一メートルにつき	一、四六〇〇〇
	港湾（漁港を含む。）における防波堤の延長	一メートルにつき	二、七〇〇〇〇
4　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	一八三〇
	土地区画整理事業の施行地区の面積	一坪につき	七〇〇
5　その他の土木費	人口	一人につき	一〇四三
	面積	一平方キロメートルにつき	四四、六一九〇〇
三　教育費			
1　小学校費	児童数	一人につき	七九四〇〇
	学級数	一学級につき	二六、四七七〇〇
2　中学校費	学校数	一校につき	九八、一〇〇〇〇
	生徒数	一人につき	一、〇二三〇〇
	学級数	一学級につき	三三、九九二〇〇
	学校数	一校につき	一三七、七〇〇〇〇
3　高等学校費	生徒数	一人につき	九、七九七〇〇
4　その他の教育費	人口	一人につき	八四四五
四　厚生労働費			
1　社会福祉費	人口	一人につき	一四三、七四
2　衛生費	人口	一人につき	九六六五
3　労働費	失業者数	一人につき	九、一六七〇〇
五　産業経済費	人口	一人につき	一三五四五
六　その他の行政費			
1　徴税費	市町村税の税額	千円につき	九五〇〇
2　戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	一四四九

	世帯数	一世帯につき	六〇四
3 その他の諸費	人口	一人につき	四一一八一
	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	九五
七 災害復旧費			

附　則

この法律は、公布の日から施行し、第二条の規定は、昭和三十年度分の地方交付税について適用する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百九十一号（昭三〇・一二・一九）

◎交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「若しくは第五項」を「、第五項若しくは第十項」に、「日本専売公社が納付する金額は、」を「日本専売公社が納付する金額若しくは第十一項の規定による借入金は、それぞれ」に、「又は第八項但書の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子若しくは」を「、第八項但書の規定により借換をした一時借入金の償還金及び利子、」に、「たばこ専売特別地方配付金は、」を「たばこ売専特別地方配付金若しくは臨時地方財政特別交付金又は第十一項の規定による借入金の償還金及び利子は、それぞれ」に、「又は昭和三十年度におけるこの会計の歳出」を「、昭和三十年度又はその支出をした年度におけるこの会計の歳出」に改め、同項以下を三項ずつ繰り下げ、附則第十項中「又は第八項但書の規定により一時借入金をしたとき」を「若しくは第八項但書又は第十一項の規定により一時借入金又は借入金をしたとき」に改め、同項を附則第十三項とし、附則第九項の次に次の三項を加える。

10　昭和三十年法律第百九十号）第一条の規定により交付する臨時地方財政特別交付金（以下「臨時地方財政特別交付金」という。）に相当する金額は、予算で定めるところにより、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

11　昭和三十年度に限り、この会計において、臨時地方財政特別交付金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

12　第七項の規定は、前項の借入金について準用する。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第百九十二号（昭三〇・一二・一九）

◎罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律

（衆法）

罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第二十五条の二の災害を次の表の上欄に記載するとおり、同欄に記載する災害につき同条の規定を適用する地区を同表の下欄に記載するとおり定める。

災害	地区
昭和三十年十月十四日及び同年十二月三日鹿児島県名瀬市におこつた火災	鹿児島県のうち名瀬市

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第百九十三号（昭三〇・一二・一九）

◎鉱業法の一部を改正する法律

鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「コバルト鉱」の下に「、ウラン鉱、トリウム鉱」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十一年二月一日から施行する。

（ウラン鉱及びトリウム鉱の掘採）

第二条　この法律の施行の際現にウラン鉱若しくはトリウム鉱を掘採している者又はその承継人は、この法律の施行の日から三月間は、従前の例によりその掘採を継続することができる。この法律の施行の日から三月以内に当該掘採者又はその承継人が当該掘採区域についてウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出願をした場合において、出願の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、鉱業法第四十三条の規定によつて許可がその効力を失うまで、又は鉱業権の設定の登録があるまで、当該出願の区域について、また同様とする。

（優先権）

第三条　この法律の施行の日の六月以前から引き続きウラン鉱若しくはトリウム鉱を掘採している者又はその承継人がこの法律の施行の日から三月以内にウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該掘採区域については、その者は、鉱業法第二十七条の規定にかかわらず、他の出願（この法律の施行前にした出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、かつ、鉱業法第十四条第二項、第十六条、第二十九条、第三十条及び第三十二条の規定は、その出願には、適用しない。

第四条　この法律の施行の日から三月以内にウラン鉱若しくはトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出願をした場合において、出願の日から三月以内に当該掘採者又はその承継人がこの法律の施行の日から引き続きウラン鉱若しくはトリウム鉱を目的とする土地の使用に関する権利を有している者（土地の所有者を除く。）又はその承継人がこの法律の施行の日から三月以内にウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該権利を行使することができる土地の区域については、その者は、鉱業法第二十七条の規定にかかわらず、他の出願（前条の規定による出願、この法律の施行前にした出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、かつ、鉱業法第十四条第二項、第十六条、第二十九条、第三十条及び第三十二条の規定は、その出願には、適用しない。ただし、当該土地の区域について前条の規定によるウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出願が許可されたときは、同法第十六条、第二十九条又は第三十条の規定については、この限りでない。

第五条　土地の所有者がこの法律の施行の日から三月以内にウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、その所有する土地の区域については、その者は、鉱業法第二十七条の規定にかかわらず、他の出願（前二条又はこの条の規定による出願、この法律の施行前にした出願及び試掘権者がその試掘鉱区と重複してした採掘権の設定の出願を除く。）に対し優先権を有するものとし、かつ、鉱業法第十四条第二項及び第三十二条の規定は、

その出願には、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第六条　附則第三条又は第四条の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、鉱業法第十六条及び第三十条の規定は、適用しない。

2　前三条の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試掘鉱区の全部を含む区域についてウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

第七条　附則第三条若しくは第四条の規定による鉱業権の設定の出願に係る掘採区域若しくは権利を行使することができる土地の区域又は附則第三条、第四条若しくは前条第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た鉱業権の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、鉱業法第五条の規定にかかわらず、ウラン鉱又はトリウム鉱を掘採し、及び取得することができない。

2　前項に規定する場合のほか、鉱業権者は、この法律の施行の日から三月間は、鉱業法第五条の規定にかかわらず、その鉱業権の目的となつている鉱物と同種の鉱床中に存するウラン鉱又はトリウム鉱を掘採し、及び取得することができない。

第八条　鉱業権者は、その鉱区が附則第三条若しくは第四条の規定による鉱業権の設定の出願に係る掘採区域若しくは権利を行使することができる土地の区域又は附則第三条、第四条若しくは第六条第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た鉱業権の鉱区と重複するときは、その重複する部分については、鉱業法第五条の規定にかかわらず、ウラン鉱又はトリウム鉱を掘採し、及び取得することができない。

（重複する鉱区の鉱業権等）

第九条　附則第三条、第四条又は第六条第一項の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたときは、その重複する部分については、鉱業法第十六条及び第三十条の規定は、適用しない。

（協議及び決定）

第十条　附則第三条、第四条又は第六条第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た鉱業権の鉱区とウラン鉱又はトリウム鉱と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業権の鉱区が重複する場合においては、鉱業権者は、その重複する部分において鉱物を掘採しようとするときは、他の鉱業権者と協議しなければならない。

2　前項の協議をすることができず、又は協議がととのわないときは、鉱業権者は、通商産業局長の決定を申請することができる。

3　鉱業法第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

（補償金）

第十一条　この法律の施行の際、ウラン鉱若しくはトリウム鉱を掘採している者又はウラン鉱若しくはトリウム鉱を目的とする土地の使用に関する権利を有している者から契約又は慣習により代償を受けてい

る土地の所有者は、附則第三条、第四条又は第六条第一項の規定により鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者に対して、ウラン鉱又はトリウム鉱の掘採について相当の補償金を請求することができる。

2　前項の場合においては、土地の所有者は、鉱業権者に対して、補償金について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。

3　前二項の場合においては、鉱業権者は、正当な理由がなければ、その承諾を拒むことができない。

4　土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、通商産業局長の決定を申請することができる。

5　鉱業法第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

（通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第百九十四号（昭三〇・一二・二四）

◎奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（衆法）

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設に関する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

を

海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設に関する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

に改める。

別表第二中

都市計画	都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条に規定する都市計画事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
保健、衛生及び社会福祉施設	地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
土地区画整理	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
保健、衛生及び社会福祉施設	地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの

四分の二から四分の三まで	
四分の二から四分の三まで	
十分の六から十分の九まで	
四分の二から四分の三まで	

を

に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・建設大臣署名）

法律第百九十五号（昭三〇・一二・二九）

◎地方財政再建促進特別措置法

（この法律の趣旨）

第一条　この法律は、地方公共団体の財政の再建を促進し、もつて地方公共団体の財政の健全性を確保するため、臨時に、地方公共団体の行政及び財政に関して必要な特別措置を定めるものとする。

（財政再建計画の策定）

第二条　昭和二十九年度において、歳入が歳出に不足するため昭和三十年度の歳入を繰り上げてこれに充てて、又は実質上歳入が歳出に不足するため昭和三十九年度に支払うべき債務の支払を昭和三十年度に繰り延べ、若しくは昭和二十九年度に執行すべき事業を昭和三十年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体（以下「昭和二十九年度の赤字団体」という。）で、この法律によつて財政の再建を行おうとするものは、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出て、自治庁長官が指定する日（以下「指定日」という。）現在により、財政の再建に関する計画（以下「財政再建計画」という。）を定めなければならない。

2　前項の歳入又は歳出は、当該昭和二十九年度の赤字団体の一般会計及び特別会計のうち次の各号に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条第一項に規定する地方公営企業及び同法同条第二項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する地方公営企業以外の企業に係る特別会計

二　前号に掲げるもののほか、地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業に係る特別会計

三　前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

3　財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね七年度以内に歳入と歳出との均衡が実質的に回復するように、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第二号ニに掲げる

事項については、財政の再建のため特に必要と認められる昭和二十九年度の赤字団体に限る。

一　財政の再建の基本方針

二　次に掲げる財政の再建に必要な具体的措置及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額

イ　第十二条の規定による地方債の償還を含めて、毎年度実質上歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費の節減計画

ロ　指定日の属する年度以降の年度分の租税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領

ハ　指定日の属する年度の前年度以前の年度分の租税その他の収入で滞納に係るものの徴収計画及びその実施の要領

ニ　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第二項各号若しくは第五条第二項各号に掲げる普通税について標準税率（個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。）をこえる税率で課し、又は同法第四条第三項若しくは第五条第三項の規定による普通税を課することによる租税の増収計画

三　指定日の属する年度以降第十二条の規定による地方債の償還を完了する年度までの間における各年度ごとの歳入及び歳出に関する総合的計画

四　第十二条の規定による地方債の各年度ごとの償還額

五　前各号に掲げるもののほか、財政の再建に必要な事項

（財政再建計画の承認及び予算の調製）

第三条　前条第一項の規定による財政再建計画は、昭和二十九年度の赤字団体の長が作成し、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、自治庁長官の承認を得なければならない。この場合において、自治庁長官は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるように、当該財政再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができる。

2　昭和二十九年度の赤字団体の長は、財政再建計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該昭和二十九年度の赤字団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関の意見を聞かなければならない。

3　自治庁長官は、第一項の規定により財政再建計画を承認しようとする場合において、当該財政再建計画のうちに、各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）が所掌する事業で国が負担金、補助金その他これに類するもの（以下「負担金等」という。）を支出するものに係る部分が含まれているときは、あらかじめ、当該負担金等に係る事業を所掌する各省各庁の長に協議しなければならない。

4　前三項の規定は、財政再建計画について承認を得た昭和二十九年度の赤字団体（以下「財政再建団体」という。）が当該財政再建計画について変更（政令で定める軽微な変更を除く。）を加えようとする場合について準用する。

5　災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要を生じたが、あらかじめその変更について自治庁長官の承認を得るいとまがないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更について自治庁長官の承認を得なければならない。第一項後段及び第三項の規定は、この場合について準用する。

6　財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならない。

（財政再建計画の公表）

第四条　財政再建団体は、財政再建計画の承認があつた場合においては、その要領を住民に公表しなければならない。財政再建団体が自治庁長官の承認を得て財政再建計画を変更した場合においても、また同様とする。

（財政再建計画の承認の通知）

第五条　自治庁長官は、財政再建計画を承認した場合においては、遅滞なく、当該財政再建計画に含まれている国が負担金等を支出する事務に関する部分を当該負担金等に係る事務を所掌する各省各庁の長に通知しなければならない。

2　自治庁長官は、市町村に係る財政再建計画を承認した場合においては、その旨及び当該財政再建計画の要旨を、遅滞なく、関係都道府県知事に通知しなければならない。

（国、他の地方公共団体及び公共的団体等の協力）

第六条　国、他の地方公共団体及び公共的団体その他これに準ずる団体は、財政再建計画の実施について、当該財政再建団体に協力しなければならない。

（国の直轄事業の実施に関する自治庁長官への通知）

第七条　各省各庁の長は、土木事業その他の政令で定める事業を財政再建団体に負担金を課して国が直轄で行おうとするときは、当該事業の実施に着手する前（年度を分けて実施する場合にあつては、年度ごとの事業の実施に着手する前）に、あらかじめ、当該事業に係る経費の総額及び当該財政再建団体の負担額を自治庁長官に通知しなければならない。当該事業の事業計画の変更により財政再建団体の負担額に著しい変更を生ずる場合においても、また同様とする。

（長と委員会等との関係）

第八条　財政再建団体に執行機関として置かれる委員会及び委員並びに委員会の管理に属する機関は、その所掌事項のうち、財政再建計画の達成に著しい障害を与えると認められる予算の執行その他政令で指定する事項の執行については、あらかじめ、当該財政再建団体の長に協議しなければならない。

（都道府県教育委員会と市町村教育委員会との関係）

第九条　財政再建団体である都道府県においては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「市町村立学校職員」という。）の当該都道府県の区域内にある市町村ごとの定数は、同法第三条の規定にかかわらず、当該都道府県の教育委員会があらかじめ当該市町村の教育委員会と協議して定めるものとする。

2　財政再建団体である都道府県の教育委員会は、市町村立学校職員給与負担法第一条に規定する給料その他の給与について教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条の四第一項又は市町村立学校職員給与負担法第四条第一項の規定により定められている当該都道府県の条例の実施については、当該都道府県の区域内の市町村の教育委員会に対し、当該都道府県の財政の再建のため必要と認められる一般的指示をすることができる。

（事務局等の組織の簡素化）

第十条　財政再建団体は、他の法令の規定にかかわらず、財政再建計画で定めるところにより、それぞれ条例、規則、当該財政再建団体に置かれている委員会若しくは委員の定める規則その他の規程で、議会、長又は当該委員会若しくは委員若しくは委員会の管理に属する機関（以下本条中「委員会等」という。）の事務局、局部その他の事務部局（以下本条中

一　事務局等」という。）の部課の数を減ずることができる。

2　財政再建団体は、財政再建計画で定めるところにより、当該財政再建団体の長の事務を補助する職員を議会の議長若しくは委員会等の命を受けて議会若しくは委員会等の事務局等の所掌する事務に従事させ、又は当該財政再建団体の長の事務を補助する職員を議会若しくは委員会等の事務に従事する職員と兼ねさせることができる。

（長と議会との関係）

第十一条　昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決が第二号若しくは第三号に該当し、又は財政再建団体の議会の議決が第三号若しくは第四号に該当すると認められる場合においては、当該昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体の長は、それぞれ当該議決があつた日から起算して十日以内に、理由を示してこれを再議に付することができる。

一　第二条第一項の規定による財政の再建の申出に関する議案について否決したとき。

二　第三条第一項の規定による財政再建計画に関する議案を否決したとき。

三　第三条第四項の規定による財政再建計画の変更に関する議案を否決したとき。

四　自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成ができなくなると認められる議決をしたとき。

2　昭和二十九年度の赤字団体の議会が第二号又は第三号に掲げる議案について、財政再建団体の議会が第三号又は第四号に掲げる議案について、それぞれ当該昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体の長が当該議案を提出した日から起算して三十日以内に議決しない場合又は当該議案を提出した議会の会期中に議決しない場合においては、当該昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体の長は、当該議案を提出した日から起算して三十日を経過した日又は当該議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に、当該議案を再提出することができる。この場合において、議会が閉会中であるときは、当該議案が提出された議会の会期が終了した日の翌日から起算して十日以内に議会を招集しなければならない。

一　第二条第一項の規定による財政の再建の申出に関する議案

二　第三条第一項の規定による財政再建計画に関する議案

三　第三条第四項の規定による財政再建計画の変更に関する議案

四　自治庁長官の承認を得た財政再建計画の達成について欠くことができない事項に関する議案

（財政再建債）

第十二条　財政再建団体は、昭和二十九年度における歳入の不足に充てるため及び第三条第一項の規定による財政再建計画の承認があつた日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に、財政再建計画に基く職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）又は市町村立学校職員（以下本条中「退職職員」という。）に支給すべき退職手当の財源に充てるため、地方財政法第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2　前項の規定による地方債（以下「財政再建債」という。）の額は、次の各号に掲げる金額の範囲内で当該財政再建団体の財政の再建のため必要と認められる額とする。

一　昭和二十九年度において歳入が歳出に不足する額に相当する金額

二　実質上歳入が歳出に不足するため、昭和二十九年度に支払うべき債務でその支払を昭和三十年度に繰り延べた額又は昭和二十九年度に執行すべき事務に係る歳出予算の額で昭和三十年度に繰り越した額から当該支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で昭和二十九年度に収入されなかつた部分に相当する額その他政令で定める額を控除した金額

三　退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため必要な金額

3　国は、財政再建団体が第一項の規定により起した財政再建債のうち国以外のものが引き受けたものについて、昭和三十年度以降において当該財政再建債の債権者の申出があつたときは、資金運用部資金（資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第六条の資金運用部資金をいう。）又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の設立金（以下本条中「政府資金」という。）の状況に応じ、百五十億円を限度として、なるべくすみやかに、当該財政再建団体が直ちに当該債権者に係る財政再建債の償還に充てることを条件として、政府資金を当該財政再建団体に融通するようにするものとする。

（財政再建債の償還）

第十三条　財政再建債は、前条第二項第二号又は第三号の規定によるものにあつては指定日の属する年度の翌年度以降おおむね七年度以内に、同条同項第三号の規定によるものにあつては当該財政再建債を起した日の属する年度の翌年度以降三年度以内に、それぞれ財政再建計画に基き償還しなければならない。

（財政再建債の許可等）

第十四条　財政再建団体が財政再建債を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しようとする場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条の規定にかかわらず、自治庁長官の許可を受けなければならない。この場合においては、自治庁長官は、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

（財政再建債の利子補給）

第十五条　国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年三分五厘をこえるものにつき、政令で定める基準により、年五分の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給することができる。

（財政再建債消化促進審議会）

第十六条　財政再建債の消化の促進を図るため、自治庁に、財政再建債消化促進審議会を置く。

2　財政再建債消化促進審議会は、自治庁長官の諮問に応じ、財政再建債の消化の促進について審議し、自治庁長官及び関係行政機関の長に対し意見を申し述べるものとする。

3　財政再建債消化促進審議会は、委員十人をもつて組織する。

4　委員は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

一　自治庁次長

二　大蔵事務次官

三　郵政事務次官

四　都道府県知事を代表する者一人

五　市長を代表する者一人

六　町村長を代表する者一人

七　日本銀行総裁

八　金融界を代表する者二人

九　学識経験を有する者一人

5　委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6　委員は、非常勤とする。

7　前五項に定めるもののほか、財政再建債消化促進審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（国の負担金等を伴う事業に対する特例）

第十七条　財政再建団体のうち次の各号の一に該当するものが行う国の負担金等を伴う国の利害に重要な関係がある事業及び国が当該財政再建団体に負担金を課して直轄で行う事業で政令で定めるものについては、当分の間、政令で定めるところにより、当該事業に要する経費の負担割合について、特別の定をすることができる。

一　財政再建計画に基く財政の再建が完了するまでに五年度以上を要する財政再建団体

二　前号に掲げるもののほか、第二条第二項に規定する一般会計又は特別会計に係る当該年度の前年度末現在における地方債の現在高が地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条の規定により算定した当該年度の前年度の基準財政需要額に政令で定める率を乗じて得た額をこえる財政再建団体

（助言その他の必要な援助の請求）

第十八条　昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体は、財政再建計画を策定し、又はこれを実施するため必要があるときは、自治庁長官その他関係行政機関の長に対し、助言その他必要な援助を求めることができる。

（報告及び公表）

第十九条　財政再建団体は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政再建計画の実施状況を自治庁長官に報告するとともに、その要旨を住民に公表しなければならない。

2　財政再建団体は、総理府令で定めるところにより、毎年度、資金計画を自治庁長官に報告しなければならない。

（監査）

第二十条　自治庁長官は、必要に応じ、財政再建団体について財政再建計画の実施の状況を監査するものとする。

（財政運営の改善のための措置等）

第二十一条　自治庁長官は、財政再建団体の財政の運営がその財政再建計画に適合しないと認める場合においては、財政の運営を財政再建計画に適合させるため、当該財政再建団体に対し、予算のうちその過大であるため財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行を停止することその他当該財政再建団体の財政の運営について必要な措置を講ずることを求めることができる。

2　自治庁長官は、地方行政又は地方財政に係る制度の改正等の特別の理由により、財政再建団体の財政再建計画を変更する必要があると認める場合においては、当該財政再建団体に対し、当該財政再建計画の変更を求めることができる。

3　財政再建団体が前二項の規定による求めに応じなかつた場合においては、自治庁長官は、第十五条の規定による財政再建債の利子の補給を停止することができる。

（財政再建債を起さないで行う財政の再建）

第二十二条　昭和二十九年度の赤字団体が第十二条の規定による財政再建債を起さないで財政の再建を行うこととした場合においては、第十二条から第十五条まで、第十七条及び前二条の規定は、当該昭和二十九年度の赤字団体については、適用しない。

2　昭和三十年度以降の年度において、歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払うべき債務の支払を翌年度に繰り延べ、若しくは当該年度に執行すべき事業を翌年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体ですでに財政再建団体となつているもの以外のもの（以下「歳入欠陥を生じた団体」という。）は、当分の間、第二条第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出ることができる。第二条第二項及び第三項、第三条から第十一条まで並びに第十八条及び第十九条の規定は、第二条第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出た歳入欠陥を生じた団体が行う財政の再建について準用する。

（歳入欠陥を生じた団体の地方債の制限等）

第二十三条　地方財政又は地方行政に係る制度の改正等により、地方財政の基礎が確立した年度以降の年度で政令で定める年度以降においては、歳入欠陥を生じた団体で政令で定めるものは、地方財政法第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、前条第二項の規定によつて財政の再建を行う場合でなければ、地方債をもつて同法同条同項第二号、第三号又は第五号に掲げる経費の財源とすることができない。ただし、政令で定める事業に要する経費の財源とする場合においては、この限りでない。

2　昭和二十九年度の赤字団体又は歳入欠陥を生じた団体は、当分の間、他の地方公共団体又は公共的団体その他政令で定める者に対し、寄附金、負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。）を支出しようとする場合においては、政令で定めるところにより、あらかじめ自治庁長官の承認を得なければならない。

（退職手当の財源に充てるための地方債等）

第二十四条　地方公共団体は、当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員を退職させる場合（市町村立学校職員については、その定数に関する都道府県の条例の改正又は予算の減少により都道府県の教育委員会が都道府県知事と協議して定めた市町村立学校職員の整理の計画に基いて退職させる場合）においては、その退職する職員又は市町村立学校職員に支給する退職手当の財源に充てるため、地方財政法第五条第一項ただし書の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2　地方公共団体は、当分の間、国（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基き設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する地方支分部局並びに裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における国と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等で、あらかじめ自治庁長官の承認を得たものについては、この限りでない。

（自治庁長官の権限の委任）

第二十五条　自治庁長官は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治庁長官の権限のうち市町村に係るものの一部を都道府県知事に委任することができる。

（政令への委任）

第二十六条　この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合におけるこの法律の規定の適用その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五項中地方財政法第五条第三項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　第二十四条第二項本文の規定は、この法律（前項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日前においてなされた国と地方公共団体との契約に基いて、当該地方公共団体が寄附金等を支出する場合については、適用しない。

3　昭和三十年度に限り、第二条第三項第二号ニ中「個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とする。」とあるのは、「個人に対する道府県民税の所得割にあつては、所得割の課税総額の算定に用いる標準率とし、個人に対する市町村民税の所得割にあつては、地方財政法第五条第三項の規定によつて算定した率とする。」と読み替えるものとする。

4　自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第百九十五号）の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体について、その財政の運営を監査し、及び財政運営の改善のための措置等をすること。

第九条中第十八号を第十九号とし、同条第十七号の次に次の一号を加える。

十八　地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定により財政再建団体について、その財政を監査し、及び財政運営の改善のための措置等をすること。

第十七条中第十五号を第十六号とし、同法第十四号の次に次の一号を加える。

十五　地方財政再建促進特別措置法の規定による地方公共団体の財政再建計画及びその変更の承認並びに同法第二十一条の規定による財政再建団体に対する措置等に関すること。

第二十四条の二を第二十四条の三とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

（財政再建債消化促進審議会）

第二十四条の二　自治庁に、財政再建債消化促進審議会を置く。

2　財政再建債消化促進審議会の権限、組織、委員の任命その他の事項については、地方財政再建促進特別措置法第十六条の定めるところによる。

5　地方財政法の一部を次のように改正する。

第五条第三項を次のように改める。

3　第一項第五号の場合における普通税の標準税率は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十三条第二項の規定により課税総所得金額を課税標準とし、又は同法同条第三項の規定により課税総所得金額から所得税額を控除した額を課税標準として市町村民税の所得割を課する場合にあつては、当該市町村の市町村民税の所得割の総額が同法同条第一項の規定により所得税額を課税標準として同項に規定する標準税率で課した場合における市町村民税の所得割の総額と同額となる税率とする。

第十二条第二項中「国家地方警察」を「警察庁」に改める。

6　地方財政法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第七号及び」を削る。

7　地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

本則第二項を次のように改める。

2　政府は、昭和二十七年度以前に国が直轄で行つた事業についての負担金で、昭和三十一年三月三十一日現在においてまだ納付されていないものについては、政令で定めるところにより、昭和三十一年度において当該地方公共団体の発行する地方債の証券（港務局の発行する債券を含む。）をもつて納付させることができる。

8　昭和二十七年度以前に国が直轄で行つた事業についての負担金につき、改正前の地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律本則第二項の規定に基いて定められた昭和二十九年度の納付分に係る延滞利子については、なお従前の例による。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第百九十六号（昭三〇・一二・二九）

◎日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律

第一条　日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）は、その所有する建物その他の工作物で政令で定めるものが震災その他の災害により著しい被害を受け、又は朽廃して、保安上危険があり、その復旧又は改築をすみやかに行うことが必要であると認められる場合において、その復旧又は改築に必要な資金を調達することが著しく困難であるときは、この法律の施行の日から昭和三十五年十二月三十一日までの間、競馬の開催による収入をもつてその復旧又は改築に要する費用に充てるため、競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三条第一項の規定にかかわらず、全競馬場を通じて年二回を限り、農林大臣の許可を受けて臨時に同法による競馬を開催することができる。

第二条　競馬会は、日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）第二十七条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、前条の規定により開催する競馬につき競馬法第五条の規定により発売する勝馬投票券の発売金額から同法第十二条第五項の規定により返還すべき金額を控除した残額の百分の十一に相当する金額の全部又は一部を国庫に納付することを要しない。

附　則

この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

第二十四回国会通過法律集

会期（昭和三十年十二月二十日から／昭和三十一年六月三日まで）

衆議院法制局

凡例

一、本書は、第二十四回国会（常会）（昭和三十年十二月二十日から昭和三十一年六月三日まで）を通過成立して公布された法律一六八件（閣法一四一件、衆法一九件、参法八件）――昭和三一年法律第一号から同第一六八号まで――を収録したものである。

二、収録した法律は、その公布番号の順序に従つて配列した。

三、目次（法律の公布番号順）、件名索引（五十音順）及び部門別索引を掲載した。

右の目次、件名索引、部門別索引及び本文中「（衆法）」又は「（参法）」と表示してあるのは、議員提出の法律案中衆議院議員提出又は参議院議員提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものであることを示す。

目　次

法律第　一　号　砂利採取法（昭和三十一年二月二十一日公布）（衆法）……一
法律第　二　号　日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年二月二十三日公布）……四
法律第　三　号　製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年二月二十三日公布）……四
法律第　四　号　捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月一日公布）……五
法律第　五　号　総理府設置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月七日公布）……六
法律第　六　号　日本道路公団法（昭和三十一年三月十四日公布）……六
法律第　七　号　道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日公布）……一三
法律第　八　号　公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月十五日公布）（参法）……一三
法律第　九　号　国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月十五日公布）……二九
法律第　十　号　在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律（昭和三十一年三月十六日公布）……三三
法律第十一　号　大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月十六日公布）……三五
法律第十二　号　外務公務員法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月十七日公布）……三五
法律第十三　号　公有林野官行造林法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月十七日公布）……三六
法律第十四　号　法務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十日公布）……三六
法律第十五　号　在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律（昭和三十一年三月二十日公布）……三七
法律第十六　号　道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十日公布）……三八
法律第十七　号　船舶職員法等の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十日公布）……三八
法律第十八　号　司法書士法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十二日公布）（衆法）……三九
法律第十九　号　土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十二日公布）（衆法）……三九
法律第二十　号　入場譲与税法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十二日公布）……四一

法律第二十一号　日本学術会議法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十三日公布）……四四
法律第二十二号　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十三日公布）〔衆法〕……四五
法律第二十三号　食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律（昭和三十一年三月二十三日公布）……四五
法律第二十四号　漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭和三十一年三月二十三日公布）……四五
法律第二十五号　住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十三日公布）……四六
法律第二十六号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十四日公布）……四九
法律第二十七号　日本学士院法（昭和三十一年三月二十四日公布）……五〇
法律第二十八号　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十四日公布）……五一
法律第二十九号　中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十六日公布）……五二
法律第三十号　奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十六日公布）……五三
法律第三十一号　開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十七日公布）……五四
法律第三十二号　開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十八日公布）……五五
法律第三十三号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十八日公布）……五六
法律第三十四号　昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十八日公布）……五七
法律第三十五号　電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十九日公布）……五七
法律第三十六号　臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十九日公布）……五八
法律第三十七号　急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）〔衆法〕……六〇
法律第三十八号　補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）……六〇
法律第三十九号　就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律（昭和三十一年三月三十日公布）……六一
法律第四十号　学校給食法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）……六二
法律第四十一号　義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）……六三
法律第四十二号　飼料需給安定法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）……六三
法律第四十三号　農業協同組合整備特別措置法（昭和三十一年三月三十日公布）……六四
法律第四十四号　日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）〔衆法〕……六八
法律第四十五号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）〔衆法〕……六八
法律第四十六号　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）〔衆法〕……六九
法律第四十七号　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……六九
法律第四十八号　科学技術庁設置法（昭和三十一年三月三十一日公布）……七二
法律第四十九号　厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……七八
法律第五十号　恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）〔参法〕……七九
法律第五十一号　離島振興法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……七九
法律第五十二号　賠償等特殊債務処理特別会計法（昭和三十一年三月三十一日公布）……七九
法律第五十三号　租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……八一
法律第五十四号　所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）〔衆法〕……八一
法律第五十五号　所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……八二
法律第五十六号　関税定率法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……一〇六
法律第五十七号　関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……一〇七
法律第五十八号　砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……一〇八
法律第五十九号　高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月一日公布）……一一一
法律第六十号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月一日公布）……一一四
法律第六十一号　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月一日公布）……一一六
法律第六十二号　鉄道抵当法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月二日公布）……一一六
法律第六十三号　国有財産法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月五日公布）……一二〇
法律第六十四号　引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月六日公布）〔衆法〕……一二〇
法律第六十五号　検疫法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十一日公布）……一二一
法律第六十六号　未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十一日公布）……一二五

法律第二十一号　日本学術会議法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十三日公布）……四四
法律第二十二号　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十三日公布）〔衆法〕……四五
法律第二十三号　食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律（昭和三十一年三月二十三日公布）……四五
法律第二十四号　漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律（昭和三十一年三月二十三日公布）……四五
法律第二十五号　住宅金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十三日公布）……四六
法律第二十六号　国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十四日公布）……四九
法律第二十七号　日本学士院法（昭和三十一年三月二十四日公布）……五〇
法律第二十八号　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十四日公布）……五一
法律第二十九号　中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十六日公布）……五二
法律第三十号　奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十六日公布）……五三
法律第三十一号　開拓者資金融通法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十七日公布）……五四
法律第三十二号　開拓融資保証法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十八日公布）……五五
法律第三十三号　農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十八日公布）……五六
法律第三十四号　昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十八日公布）……五七
法律第三十五号　電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十九日公布）……五七
法律第三十六号　臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月二十九日公布）……五八
法律第三十七号　急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）〔衆法〕……六〇
法律第三十八号　補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）……六〇
法律第三十九号　就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律（昭和三十一年三月三十日公布）……六一
法律第四十号　学校給食法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）……六二
法律第四十一号　義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）……六三
法律第四十二号　飼料需給安定法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）……六三
法律第四十三号　農業協同組合整備特別措置法（昭和三十一年三月三十日公布）……六四
法律第四十四号　日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）〔衆法〕……六八
法律第四十五号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十日公布）〔衆法〕……六八
法律第四十六号　国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）〔衆法〕……六九
法律第四十七号　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……六九
法律第四十八号　科学技術庁設置法（昭和三十一年三月三十一日公布）……七二
法律第四十九号　厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……七八
法律第五十号　恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）〔参法〕……七九
法律第五十一号　離島振興法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……七九
法律第五十二号　賠償等特殊債務処理特別会計法（昭和三十一年三月三十一日公布）……七九
法律第五十三号　租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……八一
法律第五十四号　所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）〔衆法〕……八一
法律第五十五号　所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……八二
法律第五十六号　関税定率法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……一〇六
法律第五十七号　関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……一〇七
法律第五十八号　砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭和三十一年三月三十一日公布）……一〇八
法律第五十九号　高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月一日公布）……一一一
法律第六十号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月一日公布）……一一四
法律第六十一号　日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月一日公布）……一一六
法律第六十二号　鉄道抵当法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月二日公布）……一一六
法律第六十三号　国有財産法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月五日公布）……一二〇
法律第六十四号　引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月六日公布）〔衆法〕……一二〇
法律第六十五号　検疫法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十一日公布）……一二一
法律第六十六号　未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十一日公布）……一二五
法律第六十七号

法律第六十八号　労働省設置法等の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十三日公布）……一二五
法律第六十九号　下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十三日公布）……一二六
法律第七十号　罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭和三十一年四月十三日公布）（衆法）……一二九
法律第七十一号　官庁営繕法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十四日公布）（衆法）……一三〇
法律第七十二号　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年四月十四日公布）（衆法）……一三三
法律第七十三号　輸出保険法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十六日公布）……一三四
法律第七十四号　計量法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十八日公布）……一三七
法律第七十五号　地代家賃統制令の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十九日公布）……一四一
法律第七十六号　公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年四月十九日公布）……一四二
法律第七十七号　防衛庁設置法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月二十日公布）……一四三
法律第七十八号　自衛隊法の一部を改正する法律の（昭和三十一年四月二十日公布）……一四四
法律第七十九号　都市公園法（昭和三十一年四月二十日公布）……一四五
法律第八十号　空港整備法（昭和三十一年四月二十日公布）……一五六
法律第八十一号　地方税法の一部を改正する法律（昭和三十一年四月二十四日公布）……一五七
法律第八十二号　国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年四月二十四日公布）……一八三
法律第八十三号　首都圏整備法（昭和三十一年四月二十六日公布）……一九四
法律第八十四号　飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年四月二十六日公布）……二〇一
法律第八十五号　森林開発公団法（昭和三十一年四月二十七日公布）……二〇三
法律第八十六号　万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年四月二十八日公布）……二一一
法律第八十七号　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年五月一日公布）……二一四
法律第八十八号　関税法等の一部を改正する法律（昭和三十一年五月一日公布）……二一六
法律第八十九号　訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月一日公布）……二一八
法律第九十号　旅行あっ旋業法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月一日公布）……二一八
法律第九十一号　家事審判法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月一日公布）……二一九
法律第百十一号　旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十一日公布）……二二〇
法律第百十二号　農地開発機械公団法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十一日公布）……二二〇
法律第百十三号　物品管理法（昭和三十一年五月二十二日公布）……二二〇
法律第百十四号　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二二一
法律第百十五号　中小企業振興資金助成法（昭和三十一年五月二十二日公布）……二二九
法律第百十六号　輸出貿易管理令の一部を改正する政令の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二三〇
法律第百十七号　農業協同組合法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二三一
法律第百十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二三二
法律第百十九号　漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二三三
法律第百二十号　農業共済保険特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二三四
法律第百二十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二三五
法律第百二十二号　農業共済保険特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二三六
法律第百二十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二三七
法律第百二十四号　農業共済保険特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二三八
法律第百二十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二三九
法律第百二十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二四〇
法律第百二十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二四一
法律第百二十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二四二
法律第百二十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二四三
法律第百三十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二四四
法律第百三十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二四五
法律第百三十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二四六
法律第百三十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二四七
法律第百三十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二四八
法律第百三十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二四九
法律第百三十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二五〇
法律第百三十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二五一
法律第百三十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二五二
法律第百三十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二五三
法律第百四十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二五四
法律第百四十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二五五
法律第百四十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二五六
法律第百四十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二五七
法律第百四十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二五八
法律第百四十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二五九
法律第百四十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二六〇
法律第百四十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二六一
法律第百四十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二六二
法律第百四十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二六三
法律第百五十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二六四
法律第百五十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二六五
法律第百五十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二六六
法律第百五十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二六七
法律第百五十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二六八
法律第百五十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二六九
法律第百五十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二七〇
法律第百五十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二七一
法律第百五十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二七二
法律第百五十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二七三
法律第百六十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二七四
法律第百六十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二七五
法律第百六十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二七六
法律第百六十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二七七
法律第百六十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二七八
法律第百六十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二七九
法律第百六十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二八〇
法律第百六十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二八一
法律第百六十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二八二
法律第百六十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二八三
法律第百七十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二八四
法律第百七十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二八五
法律第百七十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二八六
法律第百七十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二八七
法律第百七十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二八八
法律第百七十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二八九
法律第百七十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二九〇
法律第百七十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二九一
法律第百七十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二九二
法律第百七十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二九三
法律第百八十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二九四
法律第百八十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二九五
法律第百八十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二九六
法律第百八十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二九七
法律第百八十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二九八
法律第百八十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……二九九
法律第百八十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三〇〇
法律第百八十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三〇一
法律第百八十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三〇二
法律第百八十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三〇三
法律第百九十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三〇四
法律第百九十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三〇五
法律第百九十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三〇六
法律第百九十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三〇七
法律第百九十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三〇八
法律第百九十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三〇九
法律第百九十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三一〇
法律第百九十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三一一
法律第百九十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三一二
法律第百九十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三一三
法律第二百号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三一四
法律第二百一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三一五
法律第二百二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三一六
法律第二百三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三一七
法律第二百四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三一八
法律第二百五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三一九
法律第二百六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三二〇
法律第二百七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三二一
法律第二百八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三二二
法律第二百九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三二三
法律第二百十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三二四
法律第二百十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三二五
法律第二百十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三二六
法律第二百十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三二七
法律第二百十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三二八
法律第二百十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三二九
法律第二百十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三三〇
法律第二百十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三三一
法律第二百十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三三二
法律第二百十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三三三
法律第二百二十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三三四
法律第二百二十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三三五
法律第二百二十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三三六
法律第二百二十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三三七
法律第二百二十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三三八
法律第二百二十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三三九
法律第二百二十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三四〇
法律第二百二十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三四一
法律第二百二十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三四二
法律第二百二十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三四三
法律第二百三十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三四四
法律第二百三十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三四五
法律第二百三十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三四六
法律第二百三十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三四七
法律第二百三十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三四八
法律第二百三十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三四九
法律第二百三十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三五〇
法律第二百三十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三五一
法律第二百三十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三五二
法律第二百三十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三五三
法律第二百四十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三五四
法律第二百四十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三五五
法律第二百四十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三五六
法律第二百四十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三五七
法律第二百四十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三五八
法律第二百四十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三五九
法律第二百四十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三六〇
法律第二百四十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三六一
法律第二百四十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三六二
法律第二百四十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三六三
法律第二百五十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三六四
法律第二百五十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三六五
法律第二百五十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三六六
法律第二百五十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三六七
法律第二百五十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三六八
法律第二百五十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三六九
法律第二百五十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三七〇
法律第二百五十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三七一
法律第二百五十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三七二
法律第二百五十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三七三
法律第二百六十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三七四
法律第二百六十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三七五
法律第二百六十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三七六
法律第二百六十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三七七
法律第二百六十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三七八
法律第二百六十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三七九
法律第二百六十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三八〇
法律第二百六十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三八一
法律第二百六十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三八二
法律第二百六十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三八三
法律第二百七十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三八四
法律第二百七十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三八五
法律第二百七十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三八六
法律第二百七十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三八七
法律第二百七十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三八八
法律第二百七十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三八九
法律第二百七十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三九〇
法律第二百七十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三九一
法律第二百七十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三九二
法律第二百七十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三九三
法律第二百八十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三九四
法律第二百八十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三九五
法律第二百八十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三九六
法律第二百八十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三九七
法律第二百八十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三九八
法律第二百八十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……三九九
法律第二百八十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四〇〇
法律第二百八十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四〇一
法律第二百八十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四〇二
法律第二百八十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四〇三
法律第二百九十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四〇四
法律第二百九十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四〇五
法律第二百九十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四〇六
法律第二百九十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四〇七
法律第二百九十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四〇八
法律第二百九十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四〇九
法律第二百九十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四一〇
法律第二百九十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四一一
法律第二百九十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四一二
法律第二百九十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四一三
法律第三百号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四一四
法律第三百一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四一五
法律第三百二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四一六
法律第三百三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四一七
法律第三百四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四一八
法律第三百五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四一九
法律第三百六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四二〇
法律第三百七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四二一
法律第三百八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四二二
法律第三百九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四二三
法律第三百十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四二四
法律第三百十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四二五
法律第三百十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四二六
法律第三百十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四二七
法律第三百十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四二八
法律第三百十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四二九
法律第三百十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四三〇
法律第三百十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四三一
法律第三百十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四三二
法律第三百十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四三三
法律第三百二十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四三四
法律第三百二十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四三五
法律第三百二十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四三六
法律第三百二十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四三七
法律第三百二十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四三八
法律第三百二十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四三九
法律第三百二十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四四〇
法律第三百二十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四四一
法律第三百二十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四四二
法律第三百二十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四四三
法律第三百三十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四四四
法律第三百三十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四四五
法律第三百三十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四四六
法律第三百三十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四四七
法律第三百三十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四四八
法律第三百三十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四四九
法律第三百三十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四五〇
法律第三百三十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四五一
法律第三百三十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四五二
法律第三百三十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四五三
法律第三百四十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四五四
法律第三百四十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四五五
法律第三百四十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四五六
法律第三百四十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四五七
法律第三百四十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四五八
法律第三百四十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四五九
法律第三百四十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四六〇
法律第三百四十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四六一
法律第三百四十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四六二
法律第三百四十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四六三
法律第三百五十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四六四
法律第三百五十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四六五
法律第三百五十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四六六
法律第三百五十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四六七
法律第三百五十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四六八
法律第三百五十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四六九
法律第三百五十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四七〇
法律第三百五十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四七一
法律第三百五十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四七二
法律第三百五十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四七三
法律第三百六十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四七四
法律第三百六十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四七五
法律第三百六十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四七六
法律第三百六十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四七七
法律第三百六十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四七八
法律第三百六十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四七九
法律第三百六十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四八〇
法律第三百六十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四八一
法律第三百六十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四八二
法律第三百六十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四八三
法律第三百七十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四八四
法律第三百七十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四八五
法律第三百七十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四八六
法律第三百七十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四八七
法律第三百七十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四八八
法律第三百七十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四八九
法律第三百七十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四九〇
法律第三百七十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四九一
法律第三百七十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四九二
法律第三百七十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四九三
法律第三百八十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四九四
法律第三百八十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四九五
法律第三百八十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四九六
法律第三百八十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四九七
法律第三百八十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四九八
法律第三百八十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……四九九
法律第三百八十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五〇〇
法律第三百八十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五〇一
法律第三百八十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五〇二
法律第三百八十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五〇三
法律第三百九十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五〇四
法律第三百九十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五〇五
法律第三百九十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五〇六
法律第三百九十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五〇七
法律第三百九十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五〇八
法律第三百九十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五〇九
法律第三百九十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五一〇
法律第三百九十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五一一
法律第三百九十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五一二
法律第三百九十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五一三
法律第四百号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五一四
法律第四百一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五一五
法律第四百二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五一六
法律第四百三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五一七
法律第四百四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五一八
法律第四百五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五一九
法律第四百六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五二〇
法律第四百七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五二一
法律第四百八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五二二
法律第四百九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五二三
法律第四百十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五二四
法律第四百十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五二五
法律第四百十二号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五二六
法律第四百十三号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五二七
法律第四百十四号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五二八
法律第四百十五号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五二九
法律第四百十六号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五三〇
法律第四百十七号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五三一
法律第四百十八号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五三二
法律第四百十九号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五三三
法律第四百二十号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十二日公布）……五三四
法律第四百二十一号　農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十一

法律第百十六号　百貨店法（昭和三十一年五月二十三日公布）……二三二
法律第百十七号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年五月二十四日公布）〈衆法〉……二三五
法律第百十八号　売春防止法（昭和三十一年五月二十四日公布）……二三六
法律第百十九号　町村職員恩給組合法の一部を改正する法律（昭和三十一年五月三十一日公布）……二四〇
法律第百二十号　下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年六月一日公布）……二四二
法律第百二十一号　倉庫業法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月一日公布）……二四四
法律第百二十二号　漁港法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月一日公布）……二五〇
法律第百二十三号　家畜取引法（昭和三十一年六月一日公布）……二五一
法律第百二十四号　国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年六月二日公布）〈参法〉……二五八
法律第百二十五号　建設業法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月二日公布）……二五九
法律第百二十六号　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年六月四日公布）……二六四
法律第百二十七号　特定物資輸入臨時措置法（昭和三十一年六月四日公布）……二七三
法律第百二十八号　余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月五日公布）……二七四
法律第百二十九号　特定物資納付金処理特別会計法（昭和三十一年六月五日公布）……二七五
法律第百三十号　繊維工業設備臨時措置法（昭和三十一年六月五日公布）……二七七
法律第百三十一号　へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年六月六日公布）……二八七
法律第百三十二号　国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭和三十一年六月六日公布）……二九〇
法律第百三十三号　昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和三十一年六月六日公布）〈参法〉……二九二
法律第百三十四号　公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年六月六日公布）〈参法〉……三九五
法律第百三十五号　金融制度調査会設置法（昭和三十一年六月七日公布）……四三四
法律第百三十六号　電源開発促進法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月七日公布）……四三五
法律第百三十七号　会計検査院法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月八日公布）……四三六
法律第百三十八号　接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年六月八日公布）〈衆法〉……四三七
法律第百三十九号　日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月八日公布）……四四二
法律第百四十号　憲法調査会法（昭和三十一年六月十一日公布）〈衆法〉……四四二
法律第百四十一号　運輸省設置法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月十一日公布）……四四四
法律第百四十二号　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年六月十一日公布）〈衆法〉……四四九
法律第百四十三号　物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年六月十一日公布）……四五〇
法律第百四十四号　気象業務法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月十一日公布）……四五二
法律第百四十五号　肥料取締法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月十一日公布）……四五三
法律第百四十六号　工業用水法（昭和三十一年六月十一日公布）……四五四
法律第百四十七号　地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月十二日公布）……四五九
法律第百四十八号　昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年六月十二日公布）……五〇〇
法律第百四十九号　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月十三日公布）〈参法〉……五一〇
法律第百五十号　農産物価格安定法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月十三日公布）〈衆法〉……五一二
法律第百五十一号　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年六月十四日公布）〈参法〉……五一三
法律第百五十二号　盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年六月十四日公布）〈参法〉……五一五
法律第百五十三号　機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年六月十五日公布）……五一六
法律第百五十四号　通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月二十日公布）……五一九
法律第百五十五号　母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年六月二十日公布）……五二〇
法律第百五十六号　夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年六月二十日公布）……五二一
法律第百五十七号　中央卸売市場法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月二十二日公布）……五二三
法律第百五十八号　農林省設置法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月二十五日公布）……五二七
法律第百五十九号　採血及び供血あっせん業取締法（昭和三十一年六月二十五日公布）……五三〇
法律第百六十号　宮内庁法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月二十六日公布）……五三三
法律第百六十一号

目　次

法律第百六十二号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日公布）……五三四
法律第百六十三号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭和三十一年六月三十日公布）……五四九
法律第百六十四号　新市町村建設促進法（昭和三十一年六月三十日公布）……五五八
法律第百六十五号　税理士法の一部を改正する法律（昭和三十一年六月三十日公布）……五六九
法律第百六十六号　国防会議の構成等に関する法律（昭和三十一年七月二日公布）……五七五
法律第百六十七号　国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十一年七月二日公布）……五七六
法律第百六十八号　道路運送法の一部を改正する法律（昭和三十一年七月二日公布）……五七七

件名索引（五十音順）

（註）○印は、第二十四回国会を通過成立した法律を示す。
△印は、右法律によって改廃された法令を示す。
例えば、
△印紙税法（明三二―法五四）とあるのは、昭和三十一年法律第六号（日本道路公団法）によって、印紙税法（明三二―法五四）が一部改正されたことを示す。

（あ）

○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律（昭三一・三一・二七・法三一）……一四
△奄美群島復興特別措置法（昭二九―法一八九）の一部改正（昭三一―法八〇）……一五
△新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭二七―法三二）廃止（昭三一―法四〇）……六一

（い）

△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三一―法六）……一三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三一―法八五）……三一
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三一―法九七）……二五五
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三一―法一三四）……四二九

（う）

○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三一・六・一一・法一四一）……四四四
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三一―法八〇）……一五五
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三一―法一〇一）……二七五
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三一―法一〇八）……三〇三
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三一―法一三四）……四三〇

（え）

△遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律（昭二九―法一〇）の一部改正（昭三一―法一七）……二九
△大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・一六・法一一）……三五
○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五二）（参法）……七
△恩給法（大一二―法四八）の一部改正（昭三一―法一四〇）……四四四
△恩給法の一部を改正する法律（昭二二―法七七）の一部改正（昭三一―法一六三）……五九
△恩給法の一部を改正する法律（昭二六―法八七）の一部改正（昭三一―法四二）……六三
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三一―法一一）……三五
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三一―法一五）……三八
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三一―法九七）……三五
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一部改正（昭三一―法一一三）……三七
△大蔵省設置法（昭二四―法一四四）の一

部改正(昭三一—法一一四)……三一九
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三〇
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一三五)……四三五
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一六五)……五七四
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一六七)……五七六
△屋外広告物法(昭二四—法一八九)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇三

（か）

○外務公務員法の一部を改正する法律(昭三一・三・一七・法一二)……三三
○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(昭三一・三・二四・法二八)……五一
△家畜伝染病予防法(昭二六—法一六六)の一部改正(昭三一—法一三一)……三八九
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律(昭三一・三・二八・法三二)……五五
○開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三一・三・二八・法三三)……五六
○学校給食法の一部を改正する法律(昭三一・三・三〇・法四一)……六三
○科学技術庁設置法(昭三一・三・三一・法四九)……七三
△科学技術庁設置法(昭三一—法四九)の一部改正(昭三一—法九二)……三八
○関税定率法の一部を改正する法律(昭三一・三・三一・法五七)……一〇六
○関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(昭三一・三・三一・法五八)……一〇七
△関税定率法の一部を改正する法律(昭二九—法四二)の一部改正(昭三一—法八八)……二一七
△関税定率法の一部を改正する法律(昭二九—法四二)の一部改正(昭三一—法一五七)……五三三
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・四・一三・法六九)……一二六
○官庁営繕法の一部を改正する法律(昭三一・四・一四・法七一)(衆法)……一三〇
改題—「官公庁施設の建設等に関する法律」
○関税法等の一部を改正する法律(昭三一・五・一・法八八)……二二六
○家事審判法の一部を改正する法律(昭三一・五・二・法九一)……二三一
○核原料物質開発促進臨時措置法(昭三一・五・四・法九三)……三一九
○外国人登録法の一部を改正する法律(昭三一・五・七・法九六)……二四四
○海岸法(昭三一・五・一二・法一〇一)……二六三
○家畜取引法(昭三一・六・一・法一二三)……三三一
○会計検査院法の一部を改正する法律(昭三一・六・八・法一三七)……四三六
△会計法(昭二二—法三五)の一部改正(昭三一—法一一三)……三一五
△会計法(昭二二—法三五)の一部改正(昭三一—法一一四)……三一九
△会計法(昭二二—法三五)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇一
△科学技術行政協議会法(昭二三—法二五三)廃止(昭三一—法四九)……七六
△家畜商法(昭二四—法二〇八)の一部改正(昭三一—法一二三)……三三八
△簡易郵便局法(昭二四—法二一三)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇四
△外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭二七—法二〇一)の一部改正(昭三一—法六六)……一二四
△海上運送法の一部を改正する法律(昭二八—法七四)の一部改正(昭三一—法一七)……一九
△株式会社科学研究所法(昭三〇—法一六〇)の一部改正(昭三一—法四九)……七六

（き）

○漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三一・三・一三・法二四)……四五
○急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三一・三・三〇・法三八)(衆法)……六〇
○義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律(昭三一・三・三〇・法四二)……六三
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭三一・三・三一・法四八)……六九
△行政機関職員定員法(昭二四—法一二六)の一部改正(昭三一—法八三)……二〇〇
△行政機関職員定員法(昭二四—法一二六)の一部改正(昭三一—法一〇八)……三〇一
△行政機関職員定員法(昭二四—法一二六)の一部改正(昭三一—法一四一)……四四八
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭三〇—法二九)の一部改正(昭三一—法四八)……七二
○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律(昭三一・五・二一・法一一一)……三〇五
○漁港法の一部を改正する法律(昭三一・六・一・法一二二)……三五〇
○金融制度調査会設置法(昭三一・六・七・法一三五)……四三四
○気象業務法の一部を改正する法律(昭三一・六・一一・法一四四)……四五二
○機械工業振興臨時措置法(昭三一・六・一五・法一五四)……五一六
△軌道の抵当に関する法律(明四二—法二八)の一部改正(昭三一—法六三)……一一九
△寄生虫病予防法(昭六—法五九)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇〇
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭三一—法六)……一三
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭三一—法八五)……二二一
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭三一—法九四)……二四三
△教育委員会法(昭二三—法一七〇)廃止(昭三一—法一六二)……五四五
△教育公務員特例法(昭二四—法一)の一部改正(昭三一—法一五二)……五一五
△教育公務員特例法(昭二四—法一)の一部改正(昭三一—法一六三)……五四九
△漁業法(昭二四—法二六七)の一部改正(昭三一—法八)……一九
△漁業法(昭二四—法二六七)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇四
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五—法二五六)の一部改正(昭三一—法一三二)……三九一
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭二五—法二五六)の一部改正(昭三一—法一三三)……三九四
△漁船損害補償法(昭二七—法二八)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△危険校舎改築促進臨時措置法(昭二八—法二四八)の一部改正(昭三一—法一六三)……五五六
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭二九—法一四二)の一部改正(昭三一—法八一)……一八二
△義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭二九—法一五七)の一部改正(昭三一—法一六三)……五五六
△教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭二九—法一五九)の一部改正

正（昭三一・法一三四）……三四
△結核予防法（昭二六・法九六）の一部改正（昭三一・法一四八）……三五
△警察法（昭二九・法一六二）の一部改正（昭三一・法一四八）……三六
△けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（昭三〇・法九一）の一部改正（昭三一・法一二六）……三七
△原子力委員会設置法（昭三〇・法一八）の一部改正（昭三一・法四九）……三七

（こ）

○公職選挙法の一部を改正する法律（昭三一・三・一五・法八）（参法）……三八
△公職選挙法（昭二五・法一〇〇）の一部改正（昭三一・法九四）……三九
△公職選挙法（昭二五・法一〇〇）の一部改正（昭三一・法一四八）……四〇
△公職選挙法（昭二五・法一〇〇）の一部改正（昭三一・法一六三）……四〇
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・一五・法九）……四一
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五・法一七九）の一部改正（昭三一・法一一七）……四二
△五大都市行政監督に関する法律（大一一・法二）廃止（昭三一・法一四七）……四三
△国民貯蓄組合法（昭一六・法六四）の一部改正（昭三一・法一四八）……四三
△国有林野事業特別会計法（昭二二・法三八）の一部改正（昭三一・法一三）……四四
△国有財産法（昭二三・法七三）の一部改正（昭三一・法一三五）……四四
△国有財産法（昭二三・法七三）の一部改正（昭三一・法一三六）……四五
△結核予防法（昭二六・法九六）の一部改正（昭三一・法一四八）……四五
○原子燃料公社法（昭三一・五・四・法九四・一八・法七四）……四六
○建設業法の一部を改正する法律（昭三一・六・一二・法一一五）……四六
○憲法調査会法（昭三一・六・一一・法一四〇）（衆法）……四七
△健康保険法（大一一・法七〇）の一部改正（昭三一・法一四八）……四八
△建設省設置法（昭二三・法一一三）の一部改正（昭三一・法一四八）……四八
△建設省設置法（昭二三・法一一三）の一部改正（昭三一・法七一）……四九
△建設省設置法（昭二三・法一一三）の一部改正（昭三一・法七九）……四九
△建設省設置法（昭二三・法一一三）の一部改正（昭三一・法八三）……五〇
△建設省設置法（昭二三・法一一三）の一部改正（昭三一・法一〇一）……五〇
△建設省設置法（昭二三・法一一三）の一部改正（昭三一・法一一五）……五一
△検察審査会法（昭二三・法一四七）の一部改正（昭三一・法一四八）……五一
△建築基準法（昭二五・法二〇一）の一部改正（昭三一・法一四八）……五二
△結核予防法（昭二六・法九六）の一部改正（昭三一・法一四八）……五二
○原子燃料公社法（昭三一・五・四・法九四・一八・法七四）……五三
○建設業法の一部を改正する法律（昭三一・六・一二・法一一五）……五三
○憲法調査会法（昭三一・六・一一・法一四〇）（衆法）……五四

（く）

○空港整備法（昭三一・四・二〇・法八〇）……五五
○国の債権の管理等に関する法律（昭三一・五・二三・法一一四）……五七
○官内庁法の一部を改正する法律（昭三一・六・二六・法一六一）……五七
△国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭二四・法一七六）の一部改正（昭三一・法九四）……五八
△国の援助等を必要とする帰国者に関する債事官の職務等に関する法律（昭二八・法二三六）の一部改正（昭三一・法一一四）……五九
△国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭二九・法一四二）の一部改正（昭三一・法一〇八）……六〇
△国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭二九・法一四二）の一部改正（昭三一・法一一七）……六一
△厚生省設置法（昭二四・法一五二）の一部改正（昭三一・法一三二）……六二
△厚生省設置法（昭二四・法一五二）の一部改正（昭三一・法一六〇）……六三
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭三一・四・一・法六〇）……六三
○国有財産法の一部を改正する法律（昭三一・四・五・法六四）……六三
△国有財産法（昭二三・法七三）の一部改正（昭三一・法一三五）……六四
△国有財産法（昭二三・法七三）の一部改正（昭三一・法一三六）……六四
○計量法の一部を改正する法律（昭三一・四・一一・法六六）……六五
○検疫法の一部を改正する法律（昭三一・四・一一・法六六）……六五

△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五・法一七九）の一部改正（昭三一・法一三六）……六六
○公有林野官行造林法の一部を改正する法律（昭三一・三・一七・法一三）……六六
改題「公有林野等官行造林法」
○国立学校設置法の一部を改正する法律（昭三一・三・二四・法一六）……六七
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法四六）（衆法）……六八
○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法四七）（衆法）……六九
○厚生省設置法等の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五〇）……七〇
△厚生省設置法（昭二四・法一五二）の一部改正（昭三一・法一三二）……七一
△厚生省設置法（昭二四・法一五二）の一部改正（昭三一・法一六〇）……七二
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭三一・四・一・法六〇）……七二
○国有財産法の一部を改正する法律（昭三一・四・五・法六四）……七三
△国有財産法（昭二三・法七三）の一部改正（昭三一・法一三五）……七三
題名中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・六・一二・法一二四）（参法）……七四
○国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭三一・六・六・法一三二）……七五
△国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律（昭三一・法一三二）の一部改正（昭三一・法一三四）……七六
○公共企業体職員等共済組合法（昭三一・六・六・法一三四）（参法）……七六
○工業用水法（昭三一・六・一一・法一四六）……七七
○公立養護学校整備特別措置法（昭三一・六・一四・法一五二）（参法）……七七
○国防会議の構成等に関する法律（昭三一・七・一一・法一六六）……七八
○国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律（昭三一・七・一一・法一六七）……七八
△五大都市行政監督に関する法律（大一一・法二）廃止（昭三一・法一四七）……七九
△国民貯蓄組合法（昭一六・法六四）の一部改正（昭三一・法一四八）……八〇
△国有林野事業特別会計法（昭二二・法三八）の一部改正（昭三一・法一三）……八〇

△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一二)……三五
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三一—法二七)……五一
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一四〇)……四四三
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一六一)……五三四
△戸籍法(昭二二—法二二四)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇一
△国家公務員共済組合法(昭二三—法六九)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三六
△国家公務員共済組合法(昭二三—法六九)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法四九)……七八
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法五〇)……七八
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法六八)……一三六
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法八三)……一九九
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一〇八)……三〇一
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一四一)……四四八
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇三
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一五九)……五三九
△興行場法(昭二三—法一三七)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇二
△公衆浴場法(昭二三—法一三九)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇三
△工業技術院設置法(昭二三—法二〇七)の一部改正(昭三一—法四九)……七八
△国庫出納金等端数計算法(昭二五—法六一)の一部改正(昭三一—法九四)……二四三
△国庫出納金等端数計算法(昭二五—法六一)の一部改正(昭三一—法九七)……二五五
△国土総合開発法(昭二五—法二〇五)の一部改正(昭三一—法八三)……二〇〇
△港湾法(昭二五—法二一八)の一部改正(昭三一—法九四)……二四三
△港湾法(昭二五—法二一八)の一部改正(昭三一—法一〇一)……二七四
△国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭二六—法三三)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三八
△公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭二六—法九七)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△公庫の予算及び決算に関する法律(昭二六—法九九)の一部改正(昭三一—法九七)……二五五
△国土調査法(昭二六—法一八〇)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇七
△国家公務員災害補償法(昭二六—法一九一)の一部改正(昭三一—法一一七)……三三六
△公衆電気通信法(昭二八—法九七)の一部改正(昭三一—法一〇一)……二七四
△公衆電気通信法(昭二八—法九七)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△国家公務員等退職手当暫定措置法(昭二八—法一八二)の一部改正(昭三一—法二五)……四八
△国家公務員等退職手当暫定措置法(昭二八—法一八二)の一部改正(昭三一—法一〇五)……二八六
△公立学校施設費国庫負担法(昭二八—法二四七)の一部改正(昭三一—法一六三)……五五五
△国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭二九—法九一)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三七
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九

△厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭二九—法一一七)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三六
△航空技術審議会設置法(昭二九—法二〇二)廃止(昭三一—法四九)……七六
△公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭三〇—法一四七)の一部改正(昭三一—法一六三)……五五六

（さ）

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三一・三・一六・法一〇)……一三
○在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律(昭三一・三・二〇・法一五)……三八
○砂糖消費税法の一部を改正する法律(昭三一・三・三一・法五九)……一〇八
○採血及び供血あっせん業取締法(昭三一・六・二五・法一六〇)……五三〇
△最高裁判所裁判官国民審査法(昭二二—法一三六)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇一
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭二二—法一七五)の一部改正(昭三一—法五九)……一一〇
△採石法(昭二五—法二九一)の一部改正(昭三一—法一)……三
△産業教育振興法(昭二六—法二二八)の一部改正(昭三一—法一六三)……五五五
△裁判所職員臨時措置法(昭二六—法二九九)の一部改正(昭三一—法一一七)……三三六
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七—法九三)の一部改正(昭三一—法一〇)……一三
△産業労働者住宅資金融通法(昭二八—法六三)の一部改正(昭三一—法二五)……四八
△産業投資特別会計法(昭二八—法一二二)の一部改正(昭三一—法一二九)……三七六

（し）

○砂利採取法(昭三一・二・二・法一)……一
△砂利採取法(昭三一—法一)の一部改正(昭三一—法一〇一)……二七四
○司法書士法の一部を改正する法律(昭三一・三・二二・法一八)(衆法)……三九
○食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律(昭三一・三・二三・法二三)……四五
○住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭三一・三・二三・法二五)……四六
○昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・三・二九・法三五)……五七
改題—「昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律」
○就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律(昭三一・三・三〇・法四〇)……六一
○飼料需給安定法の一部を改正する法律(昭三一・三・三〇・法四三)……六三
○所得税法の一部を改正する法律(昭三一・三・三一・法五五)(衆法)……八一
○所得税法の一部を改正する法律(昭三一・三・三一・法五六)……八二
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三一—法六)……一三
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三一—法八五)……二一一
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三一—法九四)……二四三
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三一—法九七)……二五五

(昭三一—法一〇七)……二九三
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二九
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△所得税法(昭二二—法二七)の一部改正(昭三一—法一六五)……五七四
△所得税法の一部を改正する法律(昭三〇—法三四)の一部改正(昭三一—法五六)……一〇三
○自衛隊法の一部を改正する法律(昭三一・四・二〇・法七八)……一四三
○首都圏整備法(昭三一・四・二六・法八三)……一九四
○飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・四・二六・法八四)……二〇一
○森林開発公団法(昭三一・四・二七・法八五)……二〇三
○消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭三一・五・二一・法一〇七)……二八九
○下請代金支払遅延等防止法(昭三一・六・一・法一二〇)……三四二
○昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭三一・六・六・法一三三)……三九二
△昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改正に関する法律(昭三一—法一三三)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二九
○昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(昭三一・六・一三・法一四九)……五一〇
○新市町村建設促進法(昭三一・六・三〇・法一六四)……五五八

△食糧管理特別会計法(大一〇—法三七)の一部改正(昭三一—法四三)……六四
△食糧管理特別会計法(大一〇—法三七)の一部改正(昭三一—法一五七)……五三三
△住宅組合法(大一〇—法六六)の一部改正(昭三一—法八一)……一八〇
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭二二—法五四)の一部改正(昭三一—法一二〇)……三四四
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭二二—法五四)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二七
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭二二—法一三八)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二八
△失業保険法(昭二二—法一四六)の一部改正(昭三一—法一二六)……三七一
△児童福祉法(昭二二—法一六四)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇一
△消防組織法(昭二二—法二二六)の一部改正(昭三一—法一〇七)……二九三
△食品衛生法(昭二二—法二三三)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇一
△市町村立学校職員給与負担法(昭二三—法一三五)の一部改正(昭三一—法一七)……三三六
△市町村立学校職員給与負担法(昭二三—法一三五)の一部改正(昭三一—法一六三)……五四九
△消防法(昭二三—法一八六)の一部改正(昭三一—法一〇七)……二九三
△消防法(昭二三—法一八六)の一部改正(昭三一—法一四一)……四四九
△死体解剖保存法(昭二四—法二〇四)の一部改正(昭三一—法六六)……一二五
△社会教育法(昭二四—法二〇七)の一部改正(昭三一—法一六三)……五五〇
△身体障害者福祉法(昭二四—法二八三)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇四
△資産再評価法(昭二五—法一一〇)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九

△首都建設法(昭二五—法二一九)廃止(昭三一—法八三)……一九九
△社会福祉事業法(昭二六—法四五)の一部改正(昭三一—法一一八)……三三九
△社会福祉事業法(昭二六—法四五)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇七
△食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二六—法六九)の一部改正(昭三一—法二三)……四五
△住民登録法(昭二六—法二一八)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇七
△森林法(昭二六—法二四九)の一部改正(昭三一—法一)……四
森林法(昭二六—法二四九)の一部改正(昭三一—法一〇一)……二七四
△森林法(昭二六—法二四九)の一部改正(昭三一—法一二一)……三四九
△森林法(昭二六—法二四九)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律(昭二六—法三〇八)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二八
△自治庁設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三一—法八二)……一九四
△自治庁設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇八
△自治庁設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三一—法一六四)……五六八
△資源調査会設置法(昭二七—法二六四)廃止(昭三一—法四九)……七六
△昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律(昭二八—法一二八)廃止(昭三一—法六)……三
△昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律(昭二八—法一五九)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二八
△昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭二八—法一六〇)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二八
△私立学校教職員共済組合法(昭二八—法二四五)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△市町村職員共済組合法(昭二九—法二〇四)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△自動車損害賠償保障法(昭三〇—法九七)の一部改正(昭三一—法九四)……二四四
△自動車損害賠償保障法(昭三〇—法九七)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭三〇—法一二五)の一部改正(昭三一—法一六三)……五五六

（す）

△水産庁設置法(昭二三—法七八)の一部改正(昭三一—法一〇一)……二七五
△水産業協同組合法(昭二三—法二四二)の一部改正(昭三一—法一二一)……三四九
△水産業協同組合法(昭二三—法二四二)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇三
△水防法(昭二四—法一九三)の一部改正(昭三一—法一四一)……四四九

（せ）

○製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・二・二三・法三)……四
○船舶職員法等の一部を改正する法律(昭三一・三・二〇・法一七)……三九
○積雪寒冷特別地域における道路交通の確

保に関する特別措置法（昭三一・四・一四・法七二）（衆法）……一三三
○繊維工業設備臨時措置法（昭三一・六・五・法一三〇）……三七七
○接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭三一・六・八・法一三八）（衆法）……四三七
○税理士法の一部を改正する法律（昭三一・六・三〇・法一六五）……五六九
△政府貸付金処理に関する法律（昭一〇—法二五）廃止（昭三一—法一一四）……三三八
△船員保険法（昭一四—法七三）の一部改正（昭三一—法一三四）……四三六
△船員保険法（昭一四—法七三）の一部改正（昭三一—法一四八）……五〇九
△船員保険特別会計法（昭二二—法二三三）の一部改正（昭三一—法一三四）……四三七
△政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭二四—法二五六）の一部改正（昭三一—法九四）……二四三
△生活保護法（昭二五—法一四四）の一部改正（昭三一—法一四八）……五〇五
△積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭二六—法六六）の一部改正（昭三一—法一五九）……五三九
△青年学級振興法（昭二八—法二一一）の一部改正（昭三一—法一六三）……五五五
△清掃法（昭二九—法七二）の一部改正（昭三一—法一四八）……五〇八

（そ）

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三一・三・七・法五）……六
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三一—法四九）……七六
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三一—法八三）……二〇〇
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三一—法一五九）……五三九
△総理府設置法（昭二四—法一二七）の一部改正（昭三一—法一六六）……五七六
○租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五四）……八一
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三一・四・一・法六一）……一四
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三一・五・一・法八九）……二二八
○倉庫業法（昭三一・六・一・法一二一）……三四四
△倉庫業法（昭一〇—法四一）廃止（昭三一—法一二一）……三四八
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三一・六・一三・法一五〇）（参法）……五一三
△租税特別措置法（昭二一—法一五）の一部改正（昭三一—法一三四）……四二九
△租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三〇—法三三）の一部改正（昭三一—法五六）……一〇三
△租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律（昭二六—法一九七）廃止（昭三一—法一一四）……三三八

（た）

△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五—法六二）の一部改正（昭三一—法二五）……四八

（ち）

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律（昭三一・三・二六・法二九）……五三
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭三一・三・二六・法三〇）……五三
○地方税法の一部を改正する法律（昭三一・四・二四・法八一）……一五六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三一—法六）……一三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三一—法八五）……二二一

△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三一—法九二）……二三八
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三一—法九三）……二三六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三一—法九四）……二四三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三一—法九七）……二五五
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三一—法一〇七）……二九三
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三一—法一三四）……四三〇
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三一—法一四八）……五〇六
△地方税法（昭二五—法二二六）の一部改正（昭三一—法一六五）……五七五
△地方税法の一部を改正する法律（昭二九—法九五）の一部改正（昭三一—法八一）……一八一
○地代家賃統制令の一部を改正する法律（昭三一・四・一九・法七五）……一四一
○地方財政法等の一部を改正する法律（昭三一・五・一二・法九八）……二五六
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三一—法三九）……六〇
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三一—法一一八）……三三九
△地方財政法（昭二三—法一〇九）の一部改正（昭三一—法一五二）……五一五
○地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律（昭三一・五・二一・法九九）……二五六
△地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律（昭三一—法九九）の一部改正（昭三一—法一〇一）……二七六
○地方交付税法の一部を改正する法律（昭三一・五・一二・法一〇〇）……二五八
△地方交付税法（昭二五—法二一一）の一部改正（昭三一—法一四八）……五〇六
○中小企業振興資金助成法（昭三一・五・二二・法一一五）……三三九
○町村職員恩給組合法の一部を改正する法律（昭三一・五・三一・法一一九）……三四〇
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三一・六・一二・法一四七）……四九九
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三一—法七一）……一三三
△地方自治法（昭二二—法六七）の一部改正（昭三一—法一六三）……五四九
△地方自治法の一部を改正する法律（昭二三—法一七九）の一部改正（昭三一—法一四七）……五〇〇
○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭三一・六・一二・法一四八）……五〇〇
○中央卸売市場法の一部を改正する法律（昭三一・六・一二・法一五八）……五二三
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭三一・六・三〇・法一六二）……五二四
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭三一・六・三〇・法一六三）……五四九
△著作権法（明三二—法三九）の一部改正（昭三一—法八六）……二二三
△中小企業等協同組合法（昭二四—法一八一）の一部改正（昭三一—法一一二）……三二九
△地方公務員法（昭二五—法二六一）の一部改正（昭三一—法一四八）……五〇六
△中小企業信用保険特別会計法（昭二五—法二六五）の一部改正（昭三一—法三〇）……五四
△町村合併促進法（昭二八—法二五八）の一部改正（昭三一—法一六三）……五五五
△町村合併促進法（昭二八—法二五八）の一部改正（昭三一—法一六四）……五六八
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇—法一九五）の一部改正（昭三一—法九八）……二五六

△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇―法一九五）の一部改正（昭三一―法一六三）……五五六

（つ）

○通商産業省設置法の一部を改正する法律（昭三一・六・一〇・法一五五）……五一九
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法四九）……七七
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一一六）……三三五
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一二七）……三七四
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一二九）……三七六
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一三〇）……三八五
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一四六）……四五八
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一五四）……五一九

（て）

○電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律（昭三一・三・二九・法三六）……五六
○鉄道抵当法の一部を改正する法律（昭三一・四・二・法六三）……一二六
○電源開発促進法の一部を改正する法律（昭三一・六・七・法一三六）……四三五
△伝染病予防法（明三〇―法三六）の一部改正（昭三一―法六六）……一三五
△伝染病予防法（明三〇―法三六）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇〇

（と）

○道路整備特別措置法（昭三一・三・一四・法七）……一三
△道路整備特別措置法（昭二七―法一六九）廃止（昭三一―法七）……一三
○道路運送車両法の一部を改正する法律（昭三一・三・二〇・法一六）……三六
○土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭三一・三・二二・法一九）（衆法）……四一
○特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律（昭三一・三・二三・法二二）（衆法）……四五
○都市公園法（昭三一・四・二〇・法七九）……一四四
○東北興業株式会社法の一部を改正する法律（昭三一・五・四・法九五）……二四四
○土地収用法の一部を改正する法律（昭三一・五・一四・法一〇三）……二六〇
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三一―法九二）……三三八
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三一―法一〇一）……二七四
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三一―法一三一）……三八九
△土地収用法（昭二六―法二一九）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇七
○特定物資輸入臨時措置法（昭三一・六・四・法一二七）……三七三
○特定物資納付金処理特別会計法（昭三一・六・五・法一二九）……三七五
○道路運送法の一部を改正する法律（昭三一・七・二・法一六八）……五七七
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法六）……一三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法五四）……八一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法八五）……二一〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法八六）……二三三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法九二）……三三八

△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法九七）……二五五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法一三四）……四二九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法一六五）……五七四
△土地台帳法（昭二二―法三〇）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇一
△土地改良法（昭二四―法一九五）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇九
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三一―法一二）……二六
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三一―法八三）……二〇〇
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三一―法一〇八）……三〇二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三一―法一二六）……三七二
△特別職の職員の給与に関する法律（昭二四―法二五二）の一部改正（昭三一―法一四〇）……四四三
△図書館法（昭二五―法一一八）の一部改正（昭三一―法一六一）……五三四
△図書館法（昭二五―法一一八）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇九
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三一―法一六三）……五五五
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三一―法一）……三
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三一―法九三）……二三六
△土地調整委員会設置法（昭二五―法二九二）の一部改正（昭三一―法一〇一）……二七五
△特定道路整備事業特別会計法（昭二七―法一七〇）廃止（昭三一―法六）……一三
△道路法（昭二七―法一八〇）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇七
△土地区画整理法（昭二九―法一一九）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇八

（に）

○日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・二・一三・法二）……四
○日本道路公団法（昭三一・三・一四・法六）……六
○入場譲与税法の一部を改正する法律（昭三一・三・二二・法二〇）……四三
△入場譲与税法の一部を改正する法律（昭三〇―法四〇）の一部改正（昭三一―法二〇）……四三
○日本学術会議法の一部を改正する法律（昭三一・三・二三・法二二）……四四
△日本学術会議法（昭二三―法一二一）の一部改正（昭三一―法二七）……五一
○日本学士院法（昭三一・三・二四・法二七）……五〇
○日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭三一・三・三〇・法四五）（衆法）……六八
△日本電信電話公社法（昭二七―法二五〇）の一部改正（昭三一―法一〇八）……三〇三
△日本電信電話公社法（昭二七―法二五〇）の一部改正（昭三一―法一一三）……三一七
△日本電信電話公社法（昭二七―法二五〇）の一部改正（昭三一―法一三四）……四二五
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律（昭三一・四・一・法六二）……一二六
○日本原子力研究所法（昭三一・五・四・法九二）……二三三
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭三一・五・一五・法一〇五）……二八二

△日本国有鉄道法(昭二三—法二五六)の一部改正(昭三一—法一〇八)……三〇一
△日本国有鉄道法(昭二三—法二五六)の一部改正(昭三一—法一一三)……三一六
△日本国有鉄道法(昭二三—法二五六)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三五
○日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律(昭三一・六・八・法一三九)……四四二

△日本専売公社法(昭二三—法二五五)の一部改正(昭三一—法一〇八)……三〇一
△日本専売公社法(昭二三—法二五五)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三五
△日本専売公社法施行法(昭二四—法六二)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三六
△日本国有鉄道法施行法(昭二四—法一〇五)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三六
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律(昭二七—法一一九)の一部改正(昭三一—法八一)……一八〇
△日本中央競馬会法(昭二九—法二〇五)の一部改正(昭三一—法八一)……一八二
△日本住宅公団法(昭三〇—法五三)の一部改正(昭三一—法二五)……四九
△日本学校給食会法(昭三〇—法一四八)の一部改正(昭三一—法一五七)……五三三
△日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律(昭三〇—法一九六)の一部改正(昭三一—法八一)……一八二

（の）

○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三一・三・二八・法三四)……五七
○農業協同組合整備特別措置法(昭三一・三・三〇・法四四)……六四
○農業改良資金助成法(昭三一・五・一二・法一〇二)……二七六
○農地開発機械公団法の一部を改正する法律(昭三一・五・一二・法一一二)……三〇八
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・六・一一・法一四二)(衆法)……四四九
○農産物価格安定法の一部を改正する法律(昭三一・六・一三・法一五一)(衆法)……五一三
○農林省設置法の一部を改正する法律(昭三一・六・二五・法一五九)……五二七
△農林省設置法(昭二四—法一五三)の一部改正(昭三一—法一三)……三六
△農林省設置法(昭二四—法一五三)の一部改正(昭三一—法八五)……二二一
△農林省設置法(昭二四—法一五三)の一部改正(昭三一—法一〇一)……二七五

△農林中央金庫法(大一二—法四二)の一部改正(昭三一—法八一)……一八〇
△農業協同組合法(昭二二—法一三二)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇一
△農業災害補償法(昭二二—法一八五)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△農業協同組合等による産業組合の資産の承継等に関する法律(昭二四—法二〇二)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇三
△農業委員会等に関する法律(昭二六—法八八)の一部改正(昭三一—法八)……一九
△農業委員会等に関する法律(昭二六—法八八)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇七
△農業災害補償法臨時特例法(昭二七—法一九四)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△農地法(昭二七—法二二九)の一部改正(昭三一—法一)……四
△農地法(昭二七—法二二九)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇八

（は）

○賠償等特殊債務処理特別会計法(昭三一・

三・三一・法五三)……七九
○万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭三一・四・二八・法八六)……二二一
○売春防止法(昭三一・五・二四・法一一八)……三三六

△博物館法(昭二六—法二八五)の一部改正(昭三一—法一六三)……五五五

（ひ）

○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(昭三一・四・六・法六五)(衆法)……一三〇
○百貨店法(昭三一・五・二三・法一一六)……三三三
△百貨店法(昭三一—法一一六)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
○肥料取締法の一部を改正する法律(昭三一・六・一一・法一四五)……四五三

△日雇労働者健康保険法(昭二八—法二〇七)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三七
△日雇労働者健康保険法(昭二八—法二〇七)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九

（ふ）

○物品管理法(昭三一・五・二二・法一一三)……三〇九
△物品管理法(昭三一—法一一三)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇八
○物品税法の一部を改正する法律(昭三一・六・一一・法一四三)……四五〇

△婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭二二—勅九)廃止(昭三一—法一一八)……三三九
△文化財保護法(昭二五—法二一四)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△文化財保護法(昭二五—法二一四)の一部改正(昭三一—法一六三)……五五五

（へ）

○閉鎖機関令の一部を改正する法律(昭三一・五・二一・法一〇九)……三〇四
○へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・六・六・法一三二)……三八七

（ほ）

○捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・三・一・法四)……五
○法務省設置法の一部を改正する法律(昭三一・三・二〇・法一四)……一七
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・三・三〇・法三九)……六〇
△補助金等の臨時特例等に関する法律(昭二九—法一二九)の一部改正(昭三一—法四〇)……六一
○防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三一・四・二〇・法七七)……一四二
○北海道開発公庫法(昭三一・五・一一・法九七)……二五〇
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・六・二〇・法一五六)……五二〇
△母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭二七—法三五〇)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇八

△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭三一—法六)……一三
△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭三一—法八五)……二二一
△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭三一—法九四)……二四二
△法人税法(昭二二—法二八)の一部改正(昭三一—法九七)……二五五

△郵便貯金法（昭二二一法一四四）の一部改正（昭三一法一〇六）……二六

△郵政省設置法（昭二三一法一四四）の一部改正（昭三一法一〇八）……三〇一

△郵政省設置法（昭二三一法一四四）の一部改正（昭三一法一三四）……三〇

△有価証券取引税法（昭二八一法一〇二）の一部改正（昭三一法五四）……六一

△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭三〇一法三七）の一部改正（昭三一法五九）……110

（よ）

○余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律（昭三一・六・五・法一二八）……三四

△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五一法一七二）の一部改正（昭三一法九四）……三四

△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五一法一七二）の一部改正（昭三一法九七）……三五

△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五一法一七二）の一部改正（昭三一法一二三）……三六

△労働者設置法（昭二四一法一六二）の一部改正（昭三一法一〇八）……三九

△労働者設置法（昭二四一法一六二）の一部改正（昭三一法一二六）……三九

○労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭三一・六・四・法一二六）……三四

△労働基準法（昭二二一法四九）の一部改正（昭三一法一二六）……三三

△労働者災害補償保険法（昭二二一法五〇）の一部改正（昭三一法一二六）……三三

（も）

○盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・六・一四・法一五三）（参法）……三五

△文部省設置法（昭二四一法一四六）の一部改正（昭三一法一七）……三五

△文部省設置法（昭二四一法一四六）の一部改正（昭三一法八六）……三三

△文部省設置法（昭二四一法一四六）の一部改正（昭三一法一六三）……三五

△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二八一法二五六）の一部改正（昭三一法二三四）……四八

（や）

○夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭三一・六・二〇・法一五七）（参法）……三三

（ゆ）

○輸出保険法の一部を改正する法律（昭三一・四・一六・法七三）……三四

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律（昭三一・五・一八・法一〇六）……三六

（み）

○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭三一・四・一一・法六七）……三五

△未帰還者留守家族等援護法（昭二八一法一六一）の一部改正（昭三一法二三四）……四七

△民生委員法（昭二三一法一九八）の一部改正（昭三一法一四八）……三五

△人税法（昭二二一法二八）の一部改正（昭三一法一〇七）……三九

△人税法（昭二二一法二八）の一部改正（昭三一法一三四）……四九

△人税法（昭二二一法二八）の一部改正（昭三一法一六五）……五四

△墓地、埋葬等に関する法律（昭二三一法二四八）の一部改正（昭三一法二四）……五三

△北海道開発法（昭二五一法二二六）の一部改正（昭三一法七一）……三三

△北海道開発法（昭二五一法二二六）の一部改正（昭三一法九七）……三四

△防衛庁職員給与法（昭二七一法二六六）の一部改正（昭三一法二七）……三五

△北海道防寒住宅建設等促進法（昭二八一法六四）の一部改正（昭三一法二五）……四六

（ら）

○臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律（昭三一・三・二九・法三七）……六〇

○離島振興法の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五二）……七九

△離島振興法（昭二八一法七二）の一部改正（昭三一法八〇）……三五

○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭三一・四・一三・法七〇）（衆法）……三九

○旅行あっ旋業法の一部を改正する法律（昭三一・五・一・法九〇）……三八

○罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律（昭三一・五・二一・法一一〇）（衆法）……三五

△旅館業法（昭二三一法一三八）の一部改正（昭三一法一四八）……三五

（ろ）

○労働省設置法等の一部を改正する法律（昭三一・四・一三・法六八）……三五

部門別索引

（註）一、第二十四回国会を通過成立した法律を第一憲法、第二国会、第三行政一般、第四地方制度、第五司法・法務、第六民事法、第七警察・消防、第八教育・文化、第九厚生、第二〇労働、第二一財政、第二二租税・専売、第二三金融、第二四産業一般、第二五農林・水産、第二六商工、第二七運輸、第二八郵政、第二九電気通信、第三〇建設、第三一外事、第三二国防の三十二部門に分類して掲載した。

二、〇印は、第二十四回国会を通過成立した法律を示す。

△印は、右法律によって改廃された法令を示す。

例えば、

△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三一―法九四）とあるのは、昭和三十一年法律第九十四号（原子燃料公社法）によって、公職選挙法（昭二五―法一〇〇）が一部改正されたことを示す。

第一　憲法

○公職選挙法の一部を改正する法律（昭三一・三・一五・法八）（参法）……三
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三一―法九四）……三
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三一―法一四八）……三
△公職選挙法（昭二五―法一〇〇）の一部改正（昭三一―法一六三）……三

△最高裁判所裁判官国民審査法（昭二二―法一三六）の一部改正（昭三一―法一四八）……三

第二　国会

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・一五・法九）……元
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五―法一七九）の一部改正（昭三一―法一一七）……三
△国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭二五―法一七九）の一部改正（昭三一―法一四八）……三
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法四六）（衆法）……六
○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法四七）（衆法）……六
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・六・二・法一二四）（参法）……三

第三　行政一般

○総理府設置法の一部を改正する法律（昭三一・三・七・法五）……八
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三一―法四九）……六
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三一―法八三）……三〇
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三一―法一五九）……三
△総理府設置法（昭二四―法一二七）の一部改正（昭三一―法一六六）……三
○外務公務員法の一部を改正する法律（昭三一・三・一七・法一二）……三
○行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法四八）……六
△行政機関職員定員法（昭二四―法一二六）の一部改正（昭三一―法八三）……三〇

△行政機関職員定員法（昭二四—法一二六）の一部改正（昭三一—法一〇八）……三〇一
△行政機関職員定員法（昭二四—法一二六）の一部改正（昭三一—法一四一）……四六八
△行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭三〇—法二九)の一部改正(昭三一—法四八)……七三
○科学技術庁設置法(昭三一・三・三一・法四九)……七三
△科学技術庁設置法(昭三一—法四九)の一部改正(昭三一—法九二)……三八
○恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五一)(参法)……七九
△恩給法（大一二—法四八）の一部改正(昭三一—法一四〇)……四四
△恩給法の一部を改正する法律（昭二二—法七七)の一部改正(昭三一—法一六三）……五四九
△恩給法の一部を改正する法律（昭二六—法八七)の一部改正(昭三一—法四二）……六三
○引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律(昭三一・四・六・法六五）
（衆法）……一三〇
○国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・五・一・法八七）……二一四
△国家公務員等の旅費に関する法律（昭二五—法一一四）の一部改正（昭三一—法二三五）……四六八
○国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・五・二四・法一一七）……三三五
題名中「及び石炭手当」を「、石炭手当及び薪炭手当」に改める。
○国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律(昭三一・六・六・法一三二)……三九〇
△国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律(昭三一—法一三二)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二九
○昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭三一・六・六・法一三三)……三九二
△昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭三一—法一三三)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二九
○公共企業体職員等共済組合法(昭三一・六・六・法一三四)(参法)……三九五
○憲法調査会法（昭三一・六・一一・法一四〇)(衆法)……四四三
○昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(昭三一・六・一三・法一四九)……五一〇
○宮内庁法の一部を改正する法律（昭三一・六・二六・法一六一）……五三三
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一一二)……三三五
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一二七)……五一
△国家公務員法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一四〇)……四四三
△国家公務員共済組合法(昭二二—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一六一)……五三四
△国家公務員共済組合法（昭二三—法六九）の一部改正（昭三一—法一三四）……四二六
△国家公務員共済組合法（昭二三—法六九）の一部改正（昭三一—法一四八）……五〇九

△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭三一—法六)……一三
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭三一—法八五)……二二
△行政管理庁設置法(昭二三—法七七)の一部改正(昭三一—法九四)……二四三
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法四九)……七八
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法五〇)……七八
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法六八)……一三六
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法八三)……一九九
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一〇八)……三〇一
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一四一)……四四八
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇三
△国家行政組織法(昭二三—法一二〇)の一部改正(昭三一—法一五九)……五三九
△科学技術行政協議会法（昭二三—法二五三)廃止(昭三一—法四九）……七六
△特別職の職員の給与に関する法律(昭二四—法二五二)の一部改正（昭三一—法一二）……三六
△特別職の職員の給与に関する法律(昭二四—法二五二)の一部改正（昭三一—法八三）……二〇〇
△特別職の職員の給与に関する法律(昭二四—法二五二)の一部改正（昭三一—法一〇八）……三〇三
△特別職の職員の給与に関する法律(昭二四—法二五二)の一部改正（昭三一—法一二六）……三七二
△特別職の職員の給与に関する法律(昭二四—法二五二)の一部改正（昭三一—法一四〇）……四四三
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五—法二五六)の一部改正(昭三一—法一六一）……五三四
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五—法二五六)の一部改正(昭三一—法一三二）……三九一
△旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭二五—法二五六)の一部改正(昭三一—法一三三）……三九四
△土地調整委員会設置法（昭二五—法二九二)の一部改正(昭三一—法一）……三
△土地調整委員会設置法（昭二五—法二九二）の一部改正（昭三一—法九三）……二三六
△土地調整委員会設置法（昭二五—法二九二)の一部改正(昭三一—法一〇一）……二七五
△国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭二六—法三三三)の一部改正(昭三一—法一三四）……四二八
△国家公務員災害補償法（昭二六—法一九一)の一部改正(昭三一—法一一七）……三三六
△昭和二十六年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律（昭二六—法三〇八）の一部改正(昭三一—法一三四）……四二八
△在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭二七—法九三)の一部改正(昭三一—法一〇)……三三
△自治庁設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三一—法八二)……一九四
△自治庁設置法(昭二七—法二六一)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇八
△自治庁設置法(昭二七—法二六一)の

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法九七）……三五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一〇七）……三五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一四八）……三五
○地方財政法等の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四八）……三五
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三一―法三九）……三六
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三一―法一一八）……三六
○地方財政再建促進特別措置法（昭三一・五・一一・法九八）……三六
○鉄道抵当法の一部を改正する法律（昭三一・四・二・法六三）……三七
○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭三一・四・一一）……三七
○土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭三一・三・二三・法一九）（衆法）……四一
△検察審査会法（昭二三―法一四七）の一部改正（昭三一―法一四八）……四二
△裁判所職員臨時措置法（昭二六―法二九九）の一部改正（昭三一―法一一七）……四三
○外国人登録法の一部を改正する法律（昭三一・五・七・法九六）……四四
○訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法八九）……四六
○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・四・一三・法六九）……四六
○司法書士法の一部を改正する法律（昭三一・三・二三・法二八）（衆法）……四七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一〇七）……四七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一四八）……四八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一六五）……四八
△地方税法の一部を改正する法律（昭二九―法九五）の一部改正（昭三一―法一一六）……五一
○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一・四・二四・法八二）……五二
△国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭三一―法一一八）の一部改正（昭三一―法一四八）……五二
○地方財政法等の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法九八）……五三
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三一―法三九）……五四
△地方財政法（昭二三―法一〇九）の一部改正（昭三一―法一一八）……五五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法九七）……五五
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一〇七）……五六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一四八）……五六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一四八）……五七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一六五）……五七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法二三四）……五八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法二三四）……五八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法二三六）……五九

△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一六四）……五九
△貿易調整審議会設置法（昭二七―法二二六）……六〇
△元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭二七―法一五六）の一部改正（昭三一―法一三四）……六一
△昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律（昭二八―法一五九）の一部改正（昭三一―法一三四）……六二
△昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭二八―法一六〇）の一部改正（昭三一―法一三四）……六二
△国家公務員等退職手当暫定措置法（昭二八―法一八二）の一部改正（昭三一―法一二五）……六三
△国家公務員等退職手当暫定措置法（昭二八―法一八二）の一部改正（昭三一―法一〇五）……六六
△国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭二九―法一四一）の一部改正（昭三一―法一〇一）……六七
△航空技術審議会設置法（昭二九―法一七）……六七
△国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭二九―法一四一）の一部改正（昭三一―法一〇一）……六七
△入場譲与税法の一部を改正する法律（昭三一・三・二三・法一〇）……六八
△入場譲与税法の一部を改正する法律（昭三一―法一四〇）の一部改正（昭三一―法一四〇）……六八
○地方税法の一部を改正する法律（昭三一・四・二四・法八一）……六九
○入場譲与税法の一部を改正する法律（昭三一・三・二三・法一〇）……七〇

第四　地方制度

△五大都市行政監察に関する法律（六一―法一〇）（廃止昭三一―法一四七）……七二
△市町村職員共済組合法（昭二九―法一四〇）の一部改正（昭三一―法一二四）……七三
△地方公務員法（昭二五―法二六一）の一部改正（昭三一―法一四八）……七四
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一九）の一部改正（昭三一―法八一）……七五
△町村合併促進法（昭二八―法三五八）の一部改正（昭三一―法一六三）……七五
△町村合併促進法（昭二八―法三五八）の一部改正（昭三一―法一六四）……七六
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇―法一九五）の一部改正（昭三一―法九四）……七六
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇―法一九五）の一部改正（昭三一―法一六三）……七七

第五　司法・法務

○新市町村建設促進法（昭三一・六・三〇・法一六四）……七七

△五大都市行政監察に関する法律（六一―法一〇）（廃止昭三一―法一四七）……四
△市町村職員共済組合法（昭二九―法一四〇）の一部改正（昭三一―法一二四）……四
△地方公務員法（昭二五―法二六一）の一部改正（昭三一―法一四八）……四
△日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭二七―法一一九）の一部改正（昭三一―法八一）……五
△町村合併促進法（昭二八―法三五八）の一部改正（昭三一―法一四八）……五
△町村合併促進法（昭二八―法三五八）の一部改正（昭三一―法一六三）……五
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇―法一九五）の一部改正（昭三一―法一六四）……五
△地方財政再建促進特別措置法（昭三〇―法一九五）の一部改正（昭三一―法一六三）……五

第六　民事法

○土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭三一・三・二三・法一九）（衆法）……一一
○鉄道抵当法の一部を改正する法律（昭三一・四・二・法六三）……一一
○罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律（昭三一・四・一一）……一一

○地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭三一・六・二一・法一四八）……一〇〇
△地方自治法の一部を改正する法律（昭二三―法一〇七）の一部改正（昭三一―法一四七）……一〇二
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三一―法七二）……一三
△地方自治法（昭二二―法六七）の一部改正（昭三一―法一六三）……一三
△地方自治法の一部を改正する法律（昭三三―法一七九）の一部改正（昭三一―法一四七）……一三〇
○地方自治法の一部を改正する法律（昭三一・六・二一・法一四七）……一三一
△町村職員恩給組合法の一部を改正する法律（昭三一・五・三一・法一九）……一三一
○地方交付税法の一部を改正する法律（昭三一・五・一二・法一〇〇）……一三五
△地方交付税法（昭二五―法二一一）の一部改正（昭三一―法一四八）……一三六
○地方交付税法の一部を改正する法律（昭三一・五・一二・法一〇一）……一三六
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一〇一）……一三七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一一八）……一三七
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一二五）……一三八
△地方税法（昭二五―法二二六）の一部改正（昭三一―法一六四）……一三八

第七　労働

○労働基準法の一部を改正する法律（昭三一・六・一五・法一〇一）……一四一
○労働基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭三一・六・二一・法一四九）……一四二

第八　社会保障

○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・四・一四・法一〇五）……一四五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法九九）……一四五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一〇〇）……一四六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一〇一）……一四六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一〇二）……一四七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一〇三）……一四七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一〇四）……一四八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一〇五）……一四八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一〇六）……一四九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一〇七）……一四九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一〇八）……一五〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一〇九）……一五〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一一〇）……一五一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一一一）……一五一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一一二）……一五二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一一三）……一五二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一一四）……一五三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一一五）……一五三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一一六）……一五四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一一七）……一五四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一一八）……一五五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一一九）……一五五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一二〇）……一五六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一二一）……一五六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一二二）……一五七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一二三）……一五七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一二四）……一五八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一二五）……一五八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一二六）……一五九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一二七）……一五九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一二八）……一六〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一二九）……一六〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一三〇）……一六一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一三一）……一六一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一三二）……一六二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一三三）……一六二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一三四）……一六三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一三五）……一六三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一三六）……一六四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一三七）……一六四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一三八）……一六五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一三九）……一六五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四〇）……一六六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四一）……一六六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四二）……一六七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四三）……一六七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四四）……一六八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四五）……一六八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四六）……一六九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四七）……一六九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四八）……一七〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一四九）……一七〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一五〇）……一七一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一五一）……一七一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一五二）……一七二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一五三）……一七二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一五四）……一七三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一五五）……一七三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一五六）……一七四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一五七）……一七四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一五八）……一七五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一五九）……一七五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一六〇）……一七六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一六一）……一七六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一六二）……一七七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一六三）……一七七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一六四）……一七八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一六五）……一七八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一六六）……一七九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一六七）……一七九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一六八）……一八〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一六九）……一八〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一七〇）……一八一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一七一）……一八一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一七二）……一八二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一七三）……一八二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一七四）……一八三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一七五）……一八三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一七六）……一八四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一七七）……一八四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一七八）……一八五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一七九）……一八五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一八〇）……一八六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一八一）……一八六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一八二）……一八七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一八三）……一八七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一八四）……一八八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一八五）……一八八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一八六）……一八九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一八七）……一八九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一八八）……一九〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一八九）……一九〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一九〇）……一九一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一九一）……一九一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一九二）……一九二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一九三）……一九二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一九四）……一九三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一九五）……一九三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一九六）……一九四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一九七）……一九四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一九八）……一九五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法一九九）……一九五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二〇〇）……一九六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二〇一）……一九六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二〇二）……一九七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二〇三）……一九七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二〇四）……一九八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二〇五）……一九八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二〇六）……一九九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二〇七）……一九九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二〇八）……二〇〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二〇九）……二〇〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二一〇）……二〇一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二一一）……二〇一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二一二）……二〇二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二一三）……二〇二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二一四）……二〇三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二一五）……二〇三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二一六）……二〇四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二一七）……二〇四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二一八）……二〇五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二一九）……二〇五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二二〇）……二〇六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二二一）……二〇六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二二二）……二〇七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二二三）……二〇七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二二四）……二〇八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二二五）……二〇八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二二六）……二〇九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二二七）……二〇九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二二八）……二一〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二二九）……二一〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二三〇）……二一一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二三一）……二一一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二三二）……二一二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二三三）……二一二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二三四）……二一三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二三五）……二一三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二三六）……二一四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二三七）……二一四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二三八）……二一五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二三九）……二一五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二四〇）……二一六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二四一）……二一六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二四二）……二一七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二四三）……二一七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二四四）……二一八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二四五）……二一八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二四六）……二一九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二四七）……二一九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二四八）……二二〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二四九）……二二〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二五〇）……二二一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二五一）……二二一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二五二）……二二二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二五三）……二二二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二五四）……二二三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二五五）……二二三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二五六）……二二四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二五七）……二二四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二五八）……二二五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二五九）……二二五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二六〇）……二二六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二六一）……二二六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二六二）……二二七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二六三）……二二七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二六四）……二二八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二六五）……二二八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二六六）……二二九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二六七）……二二九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二六八）……二三〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二六九）……二三〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二七〇）……二三一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二七一）……二三一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二七二）……二三二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二七三）……二三二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二七四）……二三三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二七五）……二三三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二七六）……二三四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二七七）……二三四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二七八）……二三五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二七九）……二三五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二八〇）……二三六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二八一）……二三六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二八二）……二三七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二八三）……二三七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二八四）……二三八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二八五）……二三八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二八六）……二三九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二八七）……二三九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二八八）……二四〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二八九）……二四〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二九〇）……二四一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二九一）……二四一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二九二）……二四二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二九三）……二四二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二九四）……二四三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二九五）……二四三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二九六）……二四四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二九七）……二四四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二九八）……二四五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法二九九）……二四五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三〇〇）……二四六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三〇一）……二四六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三〇二）……二四七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三〇三）……二四七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三〇四）……二四八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三〇五）……二四八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三〇六）……二四九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三〇七）……二四九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三〇八）……二五〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三〇九）……二五〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三一〇）……二五一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三一一）……二五一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三一二）……二五二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三一三）……二五二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三一四）……二五三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三一五）……二五三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三一六）……二五四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三一七）……二五四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三一八）……二五五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三一九）……二五五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三二〇）……二五六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三二一）……二五六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三二二）……二五七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三二三）……二五七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三二四）……二五八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三二五）……二五八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三二六）……二五九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三二七）……二五九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三二八）……二六〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三二九）……二六〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三三〇）……二六一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三三一）……二六一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三三二）……二六二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三三三）……二六二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三三四）……二六三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三三五）……二六三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三三六）……二六四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三三七）……二六四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三三八）……二六五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三三九）……二六五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三四〇）……二六六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三四一）……二六六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三四二）……二六七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三四三）……二六七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三四四）……二六八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三四五）……二六八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三四六）……二六九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三四七）……二六九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三四八）……二七〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三四九）……二七〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三五〇）……二七一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三五一）……二七一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三五二）……二七二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三五三）……二七二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三五四）……二七三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三五五）……二七三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三五六）……二七四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三五七）……二七四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三五八）……二七五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三五九）……二七五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三六〇）……二七六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三六一）……二七六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三六二）……二七七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三六三）……二七七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三六四）……二七八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三六五）……二七八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三六六）……二七九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三六七）……二七九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三六八）……二八〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三六九）……二八〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三七〇）……二八一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三七一）……二八一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三七二）……二八二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三七三）……二八二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三七四）……二八三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三七五）……二八三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三七六）……二八四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三七七）……二八四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三七八）……二八五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三七九）……二八五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三八〇）……二八六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三八一）……二八六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三八二）……二八七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三八三）……二八七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三八四）……二八八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三八五）……二八八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三八六）……二八九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三八七）……二八九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三八八）……二九〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三八九）……二九〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三九〇）……二九一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三九一）……二九一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三九二）……二九二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三九三）……二九二
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三九四）……二九三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三九五）……二九三
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三九六）……二九四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三九七）……二九四
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三九八）……二九五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法三九九）……二九五
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四〇〇）……二九六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四〇一）……二九六
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四〇二）……二九七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四〇三）……二九七
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四〇四）……二九八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四〇五）……二九八
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四〇六）……二九九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四〇七）……二九九
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四〇八）……三〇〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四〇九）……三〇〇
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四一〇）……三〇一
○国民健康保険法の一部を改正する法律（昭三一・五・一一・法四一一）……三〇一
○国民健康保険法の一部を改正する法律

三・法七〇)(衆法)……一三九
○家事審判法の一部を改正する法律（昭三一・五・二・法九一）……三一
○罹災都市借地借家臨時処理法の一部を改正する法律（昭三一・五・二一・法一一〇)(衆法)……三〇五
○接収不動産に関する借地借家臨時処理法(昭三一・六・八・法一三八)(衆法)……四三七
△軌道の抵当に関する法律（明四二―法二八）の一部改正（昭三一―法六三）……一一九
△土地台帳法(昭二二―法三〇)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇一
△戸籍法(昭二二―法二二四)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇一
△住民登録法(昭二六―法二一八)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇七

第七　警察・消防

○消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭三一・五・二二・法一〇七)……二八九
○売春防止法（昭三一・五・二四・法一一八）……三三六
△婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令(昭二二―勅九)廃止(昭三一―法一一八)……三三九
△消防組織法(昭二二―法二二六)の一部改正(昭三一―法一〇七)……二九三
△消防法(昭二三―法一八六)の一部改正(昭三一―法一〇七)……二九三
△消防法(昭二三―法一八六)の一部改正(昭三一―法一四一)……四四九
△警察法(昭二九―法一六二)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇八

第八　教育・文化

○日本学術会議法の一部を改正する法律(昭三一・三・二三・法二一)……四四
△日本学術会議法(昭二三―法一二一)の一部改正(昭三一―法二七)……五一
○国立学校設置法の一部を改正する法律(昭三一・三・二四・法二六)……四九
○日本学士院法（昭三一・三・二四・法二七）……五〇
○就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律(昭三一・三・三〇・法四〇)……六一
○学校給食法の一部を改正する法律（昭三一・三・三〇・法四一）……六三
○義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律(昭三一・三・三〇・法四二)……六三
○万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭三一・四・二八・法八六）……二一一
○公立養護学校整備特別措置法(昭三一・六・一四・法一五二)(参法)……五一三
○盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・六・一四・法一五三）(参法)……五一五
○夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭三一・六・二〇・法一五七)(参法)……五三一
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭三一・六・三〇・法一六二)……五三四
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律（昭三一・六・三〇・法一六三）……五四九
△著作権法(明三二―法三九)の一部改正(昭三一―法八六)……二一三
△市町村立学校職員給与負担法（昭二三―法一三五)の一部改正(昭三一―法一一七)……三三六
△市町村立学校職員給与負担法（昭二三―法一三五)の一部改正(昭三一―法一六三)……五四九

△教育委員会法(昭二三―法一七〇)廃止(昭三一―法一六二)……五四五
△教育公務員特例法(昭二四―法一)の一部改正(昭三一―法一五二)……五一五
△教育公務員特例法(昭二四―法一)の一部改正(昭三一―法一六三)……五四九
△文部省設置法(昭二四―法一四六)の一部改正(昭三一―法二七)……五一
△文部省設置法(昭二四―法一四六)の一部改正(昭三一―法八六)……二一三
△文部省設置法(昭二四―法一四六)の一部改正(昭三一―法一六三)……五三〇
△社会教育法(昭二四―法二〇七)の一部改正(昭三一―法一六三)……五三〇
△図書館法(昭二五―法一一八)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇八
△図書館法(昭二五―法一一八)の一部改正(昭三一―法一六三)……五五五
△文化財保護法(昭二五―法二一四)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇九
△文化財保護法(昭二五―法二一四)の一部改正(昭三一―法一六三)……五五五
△産業教育振興法(昭二六―法二二八)の一部改正(昭三一―法一六三)……五五五
△博物館法(昭二六―法二八五)の一部改正(昭三一―法一六三)……五五五
△新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭二七―法三一）廃止（昭三一―法四〇）……六一
△青年学級振興法(昭二八―法二一一)の一部改正(昭三一―法一六三)……五五五
△私立学校教職員共済組合法（昭二八―法二四五)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇九
△公立学校施設費国庫負担法（昭二八―法二四七)の一部改正(昭三一―法一六三)……五五五
△危険校舎改築促進臨時措置法（昭二八―法二四八)の一部改正(昭三一―法一六三)……五五六
△義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭二九―法一五七)の一部改正（昭三一―法一六三）……五五六
△教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭二九―法一五九)の一部改正(昭三一―法一六三)……五五六
△女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律(昭三〇―法一二五)の一部改正(昭三一―法一六三)……五五六
△公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法(昭三〇―法一四七)の一部改正(昭三一―法一六三)……五五六

第九　厚　生

○厚生省設置法等の一部を改正する法律(昭三一・三・三一・法五〇)……七八
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三一―法一三一)……三八九
△厚生省設置法(昭二四―法一五一)の一部改正(昭三一―法一六〇)……五三三
△日本学校給食会法（昭三〇―法一四八)の一部改正(昭三一―法一五七）……五三三
○検疫法の一部を改正する法律(昭三一・四・一一・法六六)……三一
○未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律（昭三一・四・一一・法六七）……一三五
△未帰還者留守家族等援護法（昭二八―法一六一)の一部改正(昭三一―法一三四)……四三七
○へい獣処理場等に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・六・六・法一三一）……三八七
○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・六・二〇・法一五六）……五三〇

△母子福祉資金の貸付等に関する法律(昭二七—法三五〇)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇八
○採血及び供血あっせん業取締法(昭三一・六・二五・法一六〇)……五三〇
△伝染病予防法(明三〇—法三六)の一部改正(昭三一—法六六)……一三五
△伝染病予防法(明三〇—法三六)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇〇
△健康保険法(大一一—法七〇)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△寄生虫病予防法(昭六—法五九)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇〇
△児童福祉法(昭二二—法一六四)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇一
△食品衛生法(昭二二—法二三三)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇一
△墓地、埋葬等に関する法律(昭二三—法四八)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇二
△興行場法(昭二三—法一三七)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇二
△旅館業法(昭二三—法一三八)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇二
△公衆浴場法(昭二三—法一三九)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇三
△民生委員法(昭二三—法一九八)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇三
△死体解剖保存法(昭二四—法二〇四)の一部改正(昭三一—法六六)……一三五
△身体障害者福祉法(昭二四—法二八三)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇四
△生活保護法(昭二五—法一四四)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇五
△社会福祉事業法(昭二六—法四五)の一部改正(昭三一—法一一八)……三三九
△社会福祉事業法(昭二六—法四五)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇七
△結核予防法(昭二六—法九六)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二七
△結核予防法(昭二六—法九六)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇七
△外国軍用艦船等に関する検疫法特例(昭二七—法二〇一)の一部改正(昭三一—法六六)……一三四
△日雇労働者健康保険法(昭二八—法二〇七)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二七
△日雇労働者健康保険法(昭二八—法二〇七)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△清掃法(昭二九—法七二)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇八
△厚生年金保険法(昭二九—法一一五)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭二九—法一一七)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二六

第一〇 労働

○労働省設置法等の一部を改正する法律(昭三一・四・一三・法六八)……一三五
△労働省設置法(昭二四—法一六二)の一部改正(昭三一—法一〇八)……三〇三
△労働省設置法(昭二四—法一六二)の一部改正(昭三一—法一二六)……三七〇
○公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律(昭三一・五・二一・法一〇八)……二九四
○労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭三一・六・四・法一二六)……三六四
△労働基準法(昭二二—法四九)の一部改正(昭三一—法一二六)……三七二
△労働者災害補償保険法(昭二二—法五〇)一部改正(昭三一—法一二六)……三七一
△失業保険法(昭二二—法一四六)の一部改正(昭三一—法一二六)……三七一
△けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法(昭三〇—法九一)の一部改正(昭三一—法一二六)……三七一

第一一 財政

○日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律(昭三一・二・一三・法二)……四
○大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・三・一六・法一一)……三五
○食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律(昭三一・三・二三・法二三)……四五
○漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭三一・三・二三・法二四)……四五
○昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・三・二九・法三五)……五七
改題—「昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律」
○補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・三・三〇・法三九)……六〇
△補助金等の臨時特例等に関する法律(昭二九—法一二九)の一部改正(昭三一—法四〇)……六二
○賠償等特殊債務処理特別会計法(昭三一・三・三一法・五三)……七九
○国有財産法の一部を改正する法律(昭三一・四・五・法六四)……一一〇
△国有財産法(昭二三—法七三)の一部改正(昭三一—法一一三)……三一六
○交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律(昭三一・五・一五・法一〇四)……二八一
○物品管理法(昭三一・五・二二・法一一三)……三〇九
△物品管理法(昭三一—法一一三)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇八
○国の債権の管理等に関する法律(昭三一・五・二二・法一一四)……三一七
○会計検査院法の一部を改正する法律(昭三一・六・八・法一三七)……四二六
△政府貸付金処理に関する法律(昭一〇—法二五)廃止(昭三一—法一一四)……三一八
△会計法(昭二二—法三五)の一部改正(昭三一—法一一三)……三一五
△会計法(昭二二—法三五)の一部改正(昭三一—法一一四)……三二九
△会計法(昭二二—法三五)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇一
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一一)……三五
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一五)……三八
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法九七)……二五五
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一一三)……三一七
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一一四)……三二九
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一三四)……四三〇
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一三五)……四三五
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一六五)……五七四
△大蔵省設置法(昭二四—法一四四)の一部改正(昭三一—法一六七)……五七六
△国の所有に属する物品の売払代金の……

納付に関する法律（昭二四―法一七六）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭二四―法二五六）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△国庫出納金等端数計算法（昭二五―法六一）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△国庫出納金等端数計算法（昭二五―法六一）の一部改正（昭三一―法九七）……二五五
△退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭二五―法六二）の一部改正（昭三一―法二五）……四八
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭三一―法九七）……二五五
△予算執行職員等の責任に関する法律（昭二五―法一七二）の一部改正（昭三一―法一一三）……三六
△食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭二六―法六九）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇五
△公庫の予算及び決算に関する法律（昭二六―法九九）の一部改正（昭三一―法二三）……四五
△租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律（昭二六―法一九七）廃止（昭三一―法一一四）……三八

第二　租税・専売

○製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・二・二三・法三）……四
○租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五四）……八一
○所得税法の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五五）（衆法）……八一
○所得税法の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五六）……八二
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三一―法六）……一三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三一―法八五）……三二一
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三一―法九七）……二五五
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三一―法一〇七）……二九三
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三一―法一三四）……四三九
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇九
△所得税法（昭二二―法二七）の一部改正（昭三一―法一六五）……五七四
△所得税法の一部を改正する法律（昭三〇―法三四）の一部改正（昭三一―法五六）……一〇三
○関税定率法の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五七）……一〇六
○関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五八）……一〇七
△関税定率法の一部を改正する法律（昭二九―法四二）の一部改正（昭三一―法八八）……二一七
△関税定率法の一部を改正する法律（昭二九―法四二）の一部改正（昭三一―法一五七）……五三三
○砂糖消費税法の一部を改正する法律（昭三一・三・三一・法五九）……一〇八
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三一・四・一・法六一）……一一四
○関税法等の一部を改正する法律（昭三一・五・一・法八八）……三二六
○物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭三一・六・一一・法一四三）……四五〇
○租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三一・六・一三・法一五〇）（参法）……五三三
△租税特別措置法（昭二一―法一五）の一部改正（昭三一―法一三四）……四三九
△租税特別措置法の一部を改正する法律（昭三〇―法三三）の一部改正（昭三一―法五六）……一〇三
○税理士法の一部を改正する法律（昭三一・六・三〇・法一六五）……五六九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法六）……一三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法五四）……八一
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法八五）……二一〇
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法八六）……二二三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法九二）……三二八
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法九七）……二五五
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法一三四）……四三九
△登録税法（明二九―法二七）の一部改正（昭三一―法一六五）……五七四
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三一―法六）……一三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三一―法八五）……三二一
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三一―法九七）……二五五
△印紙税法（明三二―法五四）の一部改正（昭三一―法一三四）……四三九
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三一―法六）……一三
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三一―法八五）……三二一
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三一―法九四）……二四三
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三一―法九七）……二五五
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三一―法一〇七）……二九三
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三一―法一三四）……四三九
△法人税法（昭二二―法二八）の一部改正（昭三一―法一六五）……五七四
△災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭二二―法一七五）の一部改正（昭三一―法五九）……一一〇
△日本専売公社法（昭二三―法二五五）の一部改正（昭三一―法一〇八）……三〇一
△日本専売公社法（昭二三―法二五五）の一部改正（昭三一―法一三四）……四三五
△日本専売公社法施行法（昭二四―法六二）の一部改正（昭三一―法一三四）……四三六
△資産再評価法（昭二五―法一一〇）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇九
△有価証券取引税法（昭二八―法一〇二）の一部改正（昭三一―法五四）……八一
△企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法（昭二九―法一四二）の

一部改正(昭三一—法八一)……一八二
△輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭三〇—法三七)の一部改正(昭三一—法五九)……二一〇

第一三 金融

○住宅金融公庫法の一部を改正する法律(昭三一・三・二三・法二五)……四六
○日本輸出入銀行法の一部を改正する法律(昭三一・四・一・法六二)……二一六
○北海道開発公庫法(昭三一・五・一一・法九七)……二三〇
○下請代金支払遅延等防止法(昭三一・六・一・法一二〇)……二三二
○余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律(昭三一・六・五・法一二八)……三七四
○金融制度調査会設置法(昭三一・六・七・法一三五)……四四四
○国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律(昭三一・七・二・法一六七)……五五六

△国民貯蓄組合法(昭一六—法六四)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇〇
△産業労働者住宅資金融通法(昭二八—法六三)の一部改正(昭三一—法二五)……四八
△産業投資特別会計法(昭二八—法一二二)の一部改正(昭三一—法一二九)……三七六
△国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭二九—法九一)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二七

第一四 産業一般

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三一・三・二六・法二九)……一三三
○中小企業信用保険法の一部を改正する法律(昭三一・三・二六・法三〇)……一三三
○奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律(昭三一・三・二七・法三二)……一五四
△奄美群島復興特別措置法(昭二九—法一八九)の一部改正(昭三一—法八〇)……一五五
○離島振興法の一部を改正する法律(昭三一・三・三一・法五二)……一九九
△離島振興法(昭二八—法七二)の一部改正(昭三一—法八〇)……一五五
○計量法の一部を改正する法律(昭三一・四・一八・法七四)……一七七
○地代家賃統制令の一部を改正する法律(昭三一・四・一九・法七五)……一四一
○日本原子力研究所法(昭三一・五・四・法九二)……三三三
○東北興業株式会社法の一部を改正する法律(昭三一・五・四・法九五)……二四四
○閉鎖機関令の一部を改正する法律(昭三一・五・二二・法一〇九)……三〇四
○旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律(昭三一・五・二一・法一一一)……三〇五

△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭二二—法五四)の一部改正(昭三一—法一二〇)……三四四
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭二二—法五四)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二七
△私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭二二—法一三八)の一部改正(昭三一—法一三四)……四二八
△中小企業等協同組合法(昭二四—法一八一)の一部改正(昭三一—法一二一)……三九九
△中小企業信用保険特別会計法(昭二五—法二六五)の一部改正(昭三一—法三〇)……一五四
△原子力委員会設置法(昭三〇—法一八八)の一部改正(昭三一—法四九)……七七

第一五 農林・水産

○公有林野官行造林法の一部を改正する法律(昭三一・三・一七・法一三)……三六
改題—「公有林野等官行造林法」
○特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三一・三・二三・法二二)(衆法)……四五
○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(昭三一・三・二四・法二八)……五一
△家畜伝染病予防法(昭二六—法一六六)の一部改正(昭三一—法一三一)……三八九
○開拓者資金融通法の一部を改正する法律(昭三一・三・二八・法三二)……五五
○開拓融資保証法の一部を改正する法律(昭三一・三・二八・法三三)……五六
○農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(昭三一・三・二八・法三四)……五七
○急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭三一・三・三〇・法三八)(衆法)……六〇
○飼料需給安定法の一部を改正する法律(昭三一・三・三〇・法四三)……六三
○農業協同組合整備特別措置法(昭三一・三・三〇・法四四)……六四
○飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・四・二六・法八四)……二〇一
○森林開発公団法(昭三一・四・二七・法八五)……二〇三
○農業改良資金助成法(昭三一・五・一二・法一〇二)……二三六
○農地開発機械公団法の一部を改正する法律(昭三一・五・二二・法一一二)……三〇八
○漁港法の一部を改正する法律(昭三一・六・一・法一二二)……三五〇
△漁港法(昭二五—法一三七)の一部改正(昭三一—法一〇一)……二七四
○家畜取引法(昭三一・六・一・法一二三)……三五一
○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・六・一一・法一四二)(衆法)……四四九
○肥料取締法の一部を改正する法律(昭三一・六・一一・法一四五)……四五三
○農産物価格安定法の一部を改正する法律(昭三一・六・一三・法一五一)(衆法)……五一三
○農林省設置法の一部を改正する法律(昭三一・六・二五・法一五九)……五二七
△農林省設置法(昭二四—法一五三)の一部改正(昭三一—法一三)……三六
△農林省設置法(昭二四—法一五三)の一部改正(昭三一—法八五)……二一一
△農林省設置法(昭二四—法一五三)の一部改正(昭三一—法一〇一)……二七五

△食糧管理特別会計法(大一〇—法三七)の一部改正(昭三一—法四三)……六四
△食糧管理特別会計法(大一〇—法三七)の一部改正(昭三一—法一五七)……五二三
△農林中央金庫法(大一二—法四二)の一部改正(昭三一—法八一)……一八〇
△国有林野事業特別会計法(昭二二—法三八)の一部改正(昭三一—法一三)……三六
△農業協同組合法(昭二二—法一三二)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇一
△農業災害補償法(昭二二—法一八五)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇九
△水産庁設置法(昭二三—法七八)の一部改正(昭三一—法一〇一)……二七五
△水産業協同組合法(昭二三—法二四二)の一部改正(昭三一—法一二一)……三四九
△水産業協同組合法(昭二三—法二四二)の一部改正(昭三一—法一四八)……五〇三
△農業協同組合等による産業組合の資

産の承継等に関する法律（昭二四―法二〇二）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇三
△家畜商法（昭二四―法二〇八）の一部改正（昭三一―法一二三）……三五八
△積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法（昭二六―法六六）の一部改正（昭三一―法一五九）……五一九
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法八八）の一部改正（昭三一―法八）……二九
△農業委員会等に関する法律（昭二六―法八八）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇七
△森林法（昭二六―法二四九）の一部改正（昭三一―法一）……四
△森林法（昭二六―法二四九）の一部改正（昭三一―法一〇一）……二七四
△森林法（昭二六―法二四九）の一部改正（昭三一―法一二二）……三四九
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇九
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三一―法八）……二九
△漁業法（昭二四―法二六七）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇四
△漁船損害補償法（昭二七―法二八）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇九
△農業災害補償法臨時特例法（昭二七―法一九四）の一部改正（昭三一―法一四八）……五一九
△農地法（昭二七―法二二九）の一部改正（昭三一―法一）……四
△農地法（昭二七―法二二九）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇八
△日本中央競馬会法（昭二九―法二〇五）の一部改正（昭三一―法八一）……一八二
△日本中央競馬会の国庫納付金等の臨時特例に関する法律（昭三〇―法一九六）の一部改正（昭三一―法八一）……一八二

第一六　商　工

○砂利採取法（昭三一・二・二一・法一）……一
△砂利採取法（昭三一―法一）の一部改正（昭三一―法一〇一）……二七四
○高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭三一・四・一・法六〇）……一二一
○輸出保険法の一部を改正する法律（昭三一・四・一六・法七三）……一四四
○核原料物質開発促進臨時措置法（昭三一・五・四・法九三）……二一九
○原子燃料公社法（昭三一・五・四・法九四）……二二七
○中小企業振興資金助成法（昭三一・五・二二・法一一五）……三一九
○百貨店法（昭三一・五・二三・法一一六）……三二一
△百貨店法（昭三一―法一一六）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇九
○特定物資輸入臨時措置法（昭三一・六・四・法一二七）……三七三
○特定物資納付金処理特別会計法（昭三一・六・五・法一二九）……三七五
○繊維工業設備臨時措置法（昭三一・六・五・法一三〇）……三七七
○電源開発促進法の一部を改正する法律（昭三一・六・七・法一三六）……四三五
○日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律（昭三一・六・八・法一三九）……四四二
○工業用水法（昭三一・六・一一・法一四六）……四五四
○機械工業振興臨時措置法（昭三一・六・一五・法一五四）……五一六
○中央卸売市場法の一部を改正する法律（昭三一・六・二二・法一五八）……五三三
○通商産業省設置法の一部を改正する法

律（昭三一・六・二〇・法一五五）……五一九
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法四九）……七七
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一一六）……三二五
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一二七）……三七四
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一二九）……三七六
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一三〇）……三八五
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一四六）……四五八
△通商産業省設置法（昭二七―法二七五）の一部改正（昭三一―法一五四）……五一九

△工業技術院設置法（昭二三―法二〇七）の一部改正（昭三一―法四九）……七八
△採石法（昭二五―法二九一）の一部改正（昭三一―法一）……三
△株式会社科学研究所法（昭三〇―法一六〇）の一部改正（昭三一―法四九）……七八

第一七　運　輸

○捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律（昭三一・三・一・法四）……五
○道路運送車両法の一部を改正する法律（昭三一・三・二〇・法一六）……二八
○船舶職員法等の一部を改正する法律（昭三一・三・二〇・法一七）……二九
○臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律（昭三一・三・二九・法三七）……六〇
○積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭三一・四・一四・法七二）（衆法）……一三三
○空港整備法（昭三一・四・二〇・法八〇）……一五三
○旅行あっ旋業法の一部を改正する法律（昭三一・五・一・法九〇）……二一八
○日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭三一・五・一五・法一〇五）……二六二
△日本国有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭三一―法一〇八）……三〇一
△日本国有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭三一―法一一三）……三一六
△日本国有鉄道法（昭二三―法二五六）の一部改正（昭三一―法一三四）……四二五
○倉庫業法（昭三一・六・一・法一二一）……三三四
△倉庫業法（昭一〇―法四一）廃止（昭三一―法一二一）……三三八
○運輸省設置法の一部を改正する法律（昭三一・六・一一・法一四一）……四四四
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三一―法八〇）……一五五
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三一―法一〇一）……二七五
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三一―法一〇八）……三〇二
△運輸省設置法（昭二四―法一五七）の一部改正（昭三一―法一三四）……四三〇
○気象業務法の一部を改正する法律（昭三一・六・一一・法一四四）……四五二
○道路運送法の一部を改正する法律（昭三一・七・二・法一六八）……五七七

△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三一―法一三四）……四二六
△船員保険法（昭一四―法七三）の一部改正（昭三一―法一四八）……五〇九
△船員保険特別会計法（昭二二―法二三六）の一部改正（昭三一―法一三四）……四二七
△日本国有鉄道法施行法（昭二四―法一〇五）の一部改正（昭三一―法一三四）……四二六
△港湾法（昭二五―法二一八）の一部改正（昭三一―法九四）……二〇三
△港湾法（昭二五―法二一八）の一部改正（昭三一―法一〇一）……二七四

△海上運送法の一部を改正する法律(昭二八―法七四)の一部改正(昭三一―法一七)……三九
△遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律(昭二九―法一〇)の一部改正(昭三一―法一七)……三九
△自動車損害賠償保障法(昭三〇―法九七)の一部改正(昭三一―法九四)……二四
△自動車損害賠償保障法(昭三〇―法九七)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇九

第一八 郵 政

○郵便振替貯金法の一部を改正する法律(昭三一・五・一八・法一〇六)……二八七
△郵便貯金法(昭二二―法一四四)の一部改正(昭三一―法一〇六)……二八八
△郵政省設置法(昭二三―法二四四)の一部改正(昭三一―法一〇八)……三〇一
△郵政省設置法(昭二三―法二四四)の一部改正(昭三一―法一三四)……四三〇
△簡易郵便局法(昭二四―法二一三)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇四

第一九 電 気 通 信

○電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律(昭三一・三・二九・法三六)……五八
○日本電信電話公社法の一部を改正する法律(昭三一・三・三〇・法四五)(衆法)……六
△日本電信電話公社法(昭二七―法二五〇)の一部改正(昭三一―法一一〇)……三〇三
△日本電信電話公社法(昭二七―法二五〇)の一部改正(昭三一―法一一三)……三一七
△日本電信電話公社法(昭二七―法二五〇)の一部改正(昭三一―法一三四)……四二五
△公衆電気通信法(昭二八―法九七)の一部改正(昭三一―法一〇一)……二七四
△公衆電気通信法(昭二八―法九七)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇九

第二〇 建 設

○日本道路公団法(昭三一・三・一四・法六)……六
○道路整備特別措置法(昭三一・三・一四・法七)……一三
△道路整備特別措置法(昭二七―法一六九)廃止(昭三一―法七)……一三
○官庁営繕法の一部を改正する法律(昭三一・四・一四・法七一)(衆法)……一三〇
改題―「官公庁施設の建設等に関する法律」
○公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律(昭三一・四・一九・法七六)……一四三
○都市公園法(昭三一・四・二〇・法七九)……一四四
○首都圏整備法(昭三一・四・二六・法八三)……一九四
○海岸法(昭三一・五・一二・法一〇一)……二六三
○土地収用法の一部を改正する法律(昭三一・五・一四・法一〇三)……二六〇
△土地収用法(昭二六―法二一九)の一部改正(昭三一―法九二)……三一八
△土地収用法(昭二六―法二一九)の一部改正(昭三一―法九四)……二四三
△土地収用法(昭二六―法二一九)の一部改正(昭三一―法一〇一)……二七四
△土地収用法(昭二六―法二一九)の一部改正(昭三一―法一三一)……三八九
△土地収用法(昭二六―法二一九)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇七
○建設業法の一部を改正する法律(昭三一・六・二・法一二五)……三三九
△住宅組合法(大一〇―法六六)の一部改正(昭三一―法八一)……一八〇
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三一―法六)……一三
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三一―法七一)……一三
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三一―法七九)……一五一
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三一―法八三)……二〇〇
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三一―法一〇一)……二七五
△建設省設置法(昭二三―法一一三)の一部改正(昭三一―法一二五)……三六三
△屋外広告物法(昭二四―法一八九)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇三
△水防法(昭二四―法一九三)の一部改正(昭三一―法一四一)……四九九
△土地改良法(昭二四―法一九五)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇九
△北海道開発法(昭二五―法一二六)の一部改正(昭三一―法七一)……一三
△北海道開発法(昭二五―法一二六)の一部改正(昭三一―法九七)……二三四
△建築基準法(昭二五―法二〇一)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇五
△国土総合開発法(昭二五―法二〇五)の一部改正(昭三一―法八三)……二〇〇
△首都建設法(昭二五―法二一九)廃止(昭三一―法八三)……一九九
△公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭二六―法九七)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇九
△国土調査法(昭二六―法一八〇)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇七
△特定道路整備事業特別会計法(昭二七―法一七〇)廃止(昭三一―法六)……一三
△道路法(昭二七―法一八〇)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇七
△北海道防寒住宅建設等促進法(昭二八―法六四)の一部改正(昭三一―法一二五)……四八
△昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律(昭二八―法一二八)廃止(昭三一―法六)……一三
△土地区画整理法(昭二九―法一一九)の一部改正(昭三一―法一四八)……五〇八
△日本住宅公団法(昭三〇―法五三)の一部改正(昭三一―法一二五)……四九九

第二一 外 事

○在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(昭三一・三・一六・法一〇)……一三
○在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律(昭三一・三・二〇・法一五)……三八
△国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭二八―法二三六)の一部改正(昭三一―法一一四)……三二九

第二二 国 防

○防衛庁設置法の一部を改正する法律(昭三一・四・二〇・法七七)……一四三
○自衛隊法の一部を改正する法律(昭三一・四・二〇・法七八)……一四三
○国防会議の構成等に関する法律(昭三一・七・二・法一六六)……五七五
△防衛庁職員給与法(昭二七―法二六六)の一部改正(昭三一―法一一七)……三三六

◎砂利採取法　（案法）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　砂利採取業（第三条―第十条）
第三章　砂利採取の許可等（第十一条・第十二条）
第四章　雑則（第十三条―第十七条）
第五章　罰則（第十八条―第二十一条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、砂利採取業の健全な発達に資するとともに、砂利の採取と河川の保全等との調整を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「砂利採取業」とは、販売の目的をもつて砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）を採取する事業（国及び地方公共団体が行うものを除く。）をいい、「砂利採取業者」とは、砂利採取業を行う者をいい、「河川等」とは、砂利の採取又は土が河川法（明治二十九年法律第七十一号）その他の法令（条例及び規則を含む。）の規定に基き行政庁の許可を必要とする土地をいう。

第二章　砂利採取業

（公益の保持）

第三条　砂利採取業者は、砂利の採取に当つては、土地の掘さく又は砂利若しくは廃土のたい積により河川等の保全に障害を与え、若しくは公共の用に供する施設を破壊し、又は他の産業の利益を損じないように努めなければならない。

（届出）

第四条　砂利採取業者（省令で定める業態のものを除く。以下この条、第五条、第七条及び第八条において同じ。）は、砂利の採取に着手（休止後の再開を含む。）したときは、省令で定める期間内に、その年月日、採取場の位置、採取の方法その他省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。

2　砂利採取業者は、砂利の採取を休止し、又は廃止したときは、省令で定める期間内に、その旨を通商産業局長に届け出なければならない。

（作業主任者）

第五条　砂利採取業者は、採取場ごとに、砂利採取作業主任者（以下「作業主任者」という。）を選任しなければならない。ただし、砂利採取業者が自ら作業主任者となることを妨げない。

第六条　作業主任者は、その採取場における砂利の採取に関する業務につき、第三条に規定する事項を管理するものとする。

2　作業主任者の職務に関し必要な事項は、省令で定める。

第七条　砂利採取業者が作業主任者を選任し、又は解任したときは、省令で定める期間内に、省令で定める事項を通商産業局長に届け出なければならない。

砂利採取業者が自ら作業主任者となり、又はこれをやめたときも、同様とする。

第八条　砂利採取業者は、作業主任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を行わせるため、あらかじめ、代理者を選任し、省令で定めるところにより、これを通商産業局長に届け出なければならない。

2　前項の代理者がその職務を行う場合には、この法律及びこの法律に基く省令の規定の適用については、これを作業主任者とみなす。

（公益の保護）

第九条　通商産業局長は、河川等以外の土地の区域において、砂利の採取のための土地の掘さく又は砂利若しくは廃土のたい積により公共の用に供する施設を破壊し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反すると認めるときは、砂利採取業者に対し、その防止のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2　採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による命令に準用する。

（鉱業権者との協議）

第十条　砂利採取業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、砂利採取業者又は鉱業権者（租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。）は、事業の実施について、鉱業権者又は砂利採取業者に対し協議することができる。

2　採石法第三十四条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による協議に準用する。

第三章　砂利採取の許可等

（砂利採取の許可等の方式）

第十一条　河川法その他の法令（条例及び規則を含む。）の規定に基き砂利の採取若しくは払下の許可をし、又は許可の取消若しくはその効力の停止若しくはその条件の変更をするに当つては、当該行政庁は、河川等の管理上その他公益の保持の上に支障がある場合を除き、砂利採取業の運営を考慮してこれをするものとする。

（採石権の設定区域及び存続期間の承認）

第十二条　砂利の採取が河川法及びこれに基く命令（条例及び規則を含む。）の規定に基き行政庁の許可を要する土地について砂利の採取を目的とする採石権の設定を受けようとする者は、採石法第九条から第二十条までに規定する手続によつて設定する場合を除き、あらかじめ、当該採石権の設定区域及び存続期間について、当該行政庁の承認を受けなければならない。

第四章　雑則

（行為の効力）

第十三条　この法律の規定（第九条第二項及び第十条第二項において準用する採石法の規定を含む。）によつてした処分、手続その他の行為は、砂利採取業者又は土地の所有者その他土地に関して権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

（報告徴収及び立入検査）

第十四条　通商産業大臣及び通商産業局長は、この法律の施行に必要な限度において、砂利採取業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、その採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査することができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（手数料）

第十五条　第十条第二項において準用する採石法第三十四条第二項の決定の申請をする者は、一件につき千円以内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（公示）

第十六条　通商産業局長は、この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分をしたときは、省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

（異議の申立）

第十七条　この法律又はこの法律に基く命令の規定による通商産業局長の処分に不服のある者は、通商産業大臣に対して異議の申立をすることができる。

2　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第七章の規定は、前項の異議の申立に準用する。

第五章　罰則

第十八条　第九条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十九条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十二条の規定による承認を受けないで採石権の設定を受けた者

三　第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十一条　第七条又は第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。

2　採石法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「岩石」の下に「及び砂利（砂及び玉石を含む。以下同じ。）」を加える。

第七条中「岩石」の下に「若しくは砂利」を加える。

第十条第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業（砂利採取法（昭和三十一年法律第一号）第二条に規定するものをいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　砂利の採取を目的とする場合においては、その土地が混牒地又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地若しくは採草放牧地であるとき。

第十条第二項中「保安林」を「河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四十七条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川附近の土地若しくは同法第四十八条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川となるべき区域若しくはその附近の土地、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の規定に基き保安林として指定された森林、同法第三十条の規定に基き保安林予定森林として告示された森林、同法第四十一条第一項の規定に基き保安施設地区として指定された土地若しくは同法第四十四条において準用する同法第三十条の規定に基き保安施設地区に予定された地区として告示された土地」に改める。

第十六条第一項第二号中「岩石」の下に「若しくは砂利」を加え、同項第三号中「岩石」の下に「又は砂利」を加え、同項第四号中「岩石」の下に「又は砂利」を、「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加え、同条第四項第二号及び第三号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

第二十九条第一項第二号中「採石業」の下に「又は砂利採取業」を加える。

3　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九年法律第七十一号）第四十七条の規定に基く命令の規定の適用を受ける河川附近の土地若しくは同法

九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は採石業と一般公益」を「、採石業又は砂利採取業と一般公益」に改める。

4　森林法の一部を次のように改正する。

第百九十一条第三項中「又は採石業」を「、採石業又は砂利採取業」に改める。

5　農地法の一部を次のように改正する。

第八十五条第二項中「又は採石業者」を「、採石業者又は砂利採取業者」に改める。

（内閣総理・農林・通商産業・建設大臣署名）

法律第二号（昭三一・二・二三）

◎日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律（昭和二十七年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和三十一年三月一日」を「昭和三十二年四月三十日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・運輸・内閣総理大臣署名）

法律第三号（昭三一・二・二三）

◎製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律（昭和二十三年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項の日本専売公社製造たばこ価格表の価格の欄中「六〇円」を「五〇円」に、「四五円」を「四〇円」に改め、同表中「

同	光	同	黄色種葉たばこ五〇％以上を用いた上級品	一〇本　三〇円
同	パール	同	黄色種葉たばこ四〇％以上を用い、オリエント葉たばこを配合した上級品	一〇本　三〇円
同	いこい	同	黄色種葉たばこ三〇％以上を用い特殊加香を施した中級品	一〇本　二五円

」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十一年三月一日から施行する。ただし、いこいに係る部分は、同年四月一日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第四号（昭三一・三・一）

◎捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律（昭和二十七年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「四年」を「五年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第五号（昭三一・三・七）

◎総理府設置法の一部を改正する法律

総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中

原子力委員会	原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

を

原子力委員会	原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
売春対策審議会	内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて売春対策に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第六号（昭三一・三・一四）

◎日本道路公団法

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　役員及び職員（第八条―第十八条）
第三章　業務（第十九条・第二十条）
第四章　財務及び会計（第二十一条―第三十三条）
第五章　監督（第三十四条・第三十五条）
第六章　補則（第三十六条―第三十九条）
第七章　罰則（第四十条―第四十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　日本道路公団は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等によつて、道路の整備を促進し、円滑な交通に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条　日本道路公団（以下「公団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条　公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2　公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条　公団の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

（登記）

第五条　公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第六条　公団でない者は、日本道路公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第七条　民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公団について準用する。

第二章　役員及び職員

（役員）

第八条　公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事六人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第九条　総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2　副総裁は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3　理事は、総裁の定めるところにより、公団を代表し、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4　監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）

第十条　総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2　副総裁及び理事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第十一条　役員の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第十二条　次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　政党の役員

三　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

（役員の解任）

第十三条　建設大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2　建設大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一　心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二　職務上の義務違反があるとき。

3　総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第十四条　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条　公団と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

（代理人の選任）

第十六条　総裁、副総裁及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第十七条　公団の職員は、総裁が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

第十八条　役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十九条　公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　その道行又は利用について料金を徴収することができる道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行うこと。

二　前号の道路に係る災害復旧工事を行うこと。

三　その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。

四　前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五　前四号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国又は地方公共団体の委託により、道路の新設及び改築並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

（業務方法書）

第二十条　公団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。

第四章　財務及び会計

（事業年度）

第二十一条　公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第二十二条　公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、事業年度開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十三条　公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

（財務諸表）

第二十四条　公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に、建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2　公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

3　公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十五条　公団は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2　公団は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び道路債券）

第二十六条　公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は道路債券を発行することができる。

2　前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3　前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4　第一項の規定による道路債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6　公団は、建設大臣の認可を受けて、道路債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8　第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、道路債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（政府からの貸付等）

第二十七条　政府は、公団に対し長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は道路債券の引受をすることができる。

（債務保証）

第二十八条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、道路債券の元本の償還及び利息の支払について保証することができる。

（償還計画）

第二十九条　公団は、毎事業年度、長期借入金及び道路債券の償還計画をたてて、建設大臣の認可を受けなければならない。

（補助金）

第三十条　政府は、予算の範囲内において、公団に対し、第十九条第一号及び第二号に掲げる業務に要する経費の一部を補助することができる。

（余裕金の運用）

第三十一条　公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一　国債の保有

二　銀行への預金又は郵便貯金

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十二条　公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。

（建設省令への委任）

第三十三条　この法律及びこれに基く政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章　監督

（監督）

第三十四条　公団は、建設大臣が監督する。

2　建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十五条　建設大臣は、必要があると認めるときは、公団に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして公団の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章　補則

（解散）

第三十六条　公団の解散については、別に法律で定める。

（恩給）

第三十七条　恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下この条において「公務員」という。）又は同条に規定する公務員とみなされる者（以下この条において「公務員とみなされる者」という。）が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員とみなされる者又は日本道路公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2　他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するときは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3　公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたとき（公団の設立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続いて公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続いて公団の役員又は職員となり、更に引き続いて公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。）は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき普通恩給については、当該公団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4　第一項（他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び前項の規定は、公団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数を、公団の役員又は職員としての在職年月数に通算することを妨げるものではない。

5　第三項の規定の適用を受ける者についての恩給法第六十四条ノ二（再就職の場合の普通恩給）の規定の適用又は準用については、公団の役員又は職員としての就職を再就職とみなす。

第三十八条　公団は、前条第一項（他の法律の規定において同条同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。）及び第三項の規定の適用を受ける公団の役員若しくは職員であつた者又はその遺族の恩給の支払に充てる金銀を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

（大蔵大臣との協議）

第三十九条　建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一　第二十二条、第二十六条第一項、第二項ただし書及び第六項並びに第二十九条の規定による認可をしようとするとき。

二　第二十四条第一項及び第三十二条の規定による承認をしようとするとき。

三　第二十条第二項及び第三十三条の規定により建設省令を定めようとするとき。

第七章　罰則

（罰則）

第四十条　第三十五条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第四十一条　次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一　この法律により建設大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二　第五条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三　第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四　第三十一条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五　第三十四条第二項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

第四十二条　第六条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条及び附則第十一条の規定は、公団の成立の時から施行する。

（公団の設立）

第二条　建設大臣は、第十条第一項の例により、公団の総裁又は監事となるべき者を指名する。

2　前項の規定により、指名された総裁又は監事となるべき者は、公団の設立の時において、この法律の規定により、それぞれ総裁又は監事に任命されたものとする。

第三条　建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

第四条　設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された総裁となるべき者に引き継がなければならない。

第五条　附則第二条第一項の規定により指名された総

第十二条　政府は、道路整備費の財源等に関する臨時措置法（昭和二十八年法律第七十三号。以下この条において「臨時措置法」という。）第三条第一項の規定にかかわらず、昭和三十一年度以降三年度間は、毎年度、当該年度の揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）による揮発油税の収入額の予算額に相当する金額の一部を、臨時措置法第二条第一項に規定する道路整備五箇年計画に係る道路に関する工事で公団が実施するものに要する経費の一部として、公団に対し補助することができる。

（登録税法の改正）

第十三条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一号ノ六の次に次の一号を加える。

一ノ七　日本道路公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

（印紙税法の改正）

第十四条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ五ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ五　日本道路公団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の改正）

第十五条　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の四の次に次の一号を加える。

四の五　日本道路公団

（法人税法の改正）

第十六条　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「日本住宅公団」の下に「、日本道路公団」を加える。

（地方税法の改正）

第十七条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「日本住宅公団」の下に「、日本道路公団」を加える。

（行政管理庁設置法の改正）

第十八条　行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び農地開発機械公団」を「、農地開発機械公団及び日本道路公団」に改める。

（建設省設置法の改正）

第十九条　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号の二及び第十三号の三を次のように改める。

十三の二　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の施行に関する事務を管理すること。

十三の三　日本道路公団の業務の監督その他日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二及び第二十六号の三中「日本住宅公団」の下に「、日本道路公団」を加える。

第二章中第五条の三の次に次の一条を加える。

（日本道路公団監理官）

第五条の四　第三条第十三号の三に規定する事務を行わせるため、建設省に日本道路公団監理官二人を置く。

2　日本道路公団監理官は、建設省の職員のうちから建設大臣が任命する。

第十二条第一号中「日本住宅公団」の下に「、日本道路公団」を加える。

（内閣総理・大蔵・建設大臣署名）

法律第七号　（昭三一・三・一四）

◎道路整備特別措置法

（この法律の目的）

第一条　この法律は、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もつて道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的とする。

（用語の定義）

第二条　この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）による道路をいう。

2　この法律において「道路管理者」とは、法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3　この法律において「料金」とは、日本道路公団（以下「公団」という。）又は道路管理者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいう。

（公団の行う有料の道路の新設又は改築）

第三条　公団は、一級国道、二級国道、都道府県道又は法第七条第三項に規定する指定市（以下単に「指

は、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

（公団の行う有料の道路の維持、修繕等）

第四条 公団は、前条第一項の許可（前条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した道路については、法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議（法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第一項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び法第十四条第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。

（公団の行う有料の道路の維持、修繕等の特例）

第五条 公団は、第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事に代つてその権限のうち次の各号に掲げるものを行うものとする。

一 法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二 法第二十条第一項の規定により道路に関する工事及び道路の維持について協議すること。

三 法第二十一条第一項の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

四 法第二十二条第一項の規定により道路に関する工事を施行させること。

五 法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

六 法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を附すること。

七 法第三十一条第一項の規定により協議すること。

八 法第三十八条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

九 法第四十条第二項（法第九十一条第二項において

に特に多額の費用を要し、かつ、当該道路の道路管理者が当該道路の維持又は修繕に関する工事を行うことが著しく困難又は不適当であると認められるときに限り、建設大臣の許可を受けて、前条に規定する期間の経過後においても、当該道路の維持、修繕及び災害復旧を行つて、料金を徴収することができる。

2 公団は、前項の許可を受けようとするときは、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の六月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 路線名並びに維持及び修繕を行う区間

二 維持及び修繕に関する工事の方法

三 維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積

四 料金

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第四号又は第五号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 建設大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法

三 工事予算

四 工事の着手及び完成の予定年月日

五 収支予算の明細

六 料金

七 料金の徴収期間

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項第四号又は第五号に掲げる事項のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6 建設大臣は、第一項若しくは、第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

（公団の行う有料の道路の維持、修繕等）

第四条 公団は、前条第一項の許可（前条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、又は改築した道路については、法第十四条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定、法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議（法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）又は道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第一項の規定にかかわらず、第十条第一項の規定により公告する工事完了の日の翌日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日まで、当該道路の維持、修繕及び法第十四条第一項に規定する災害復旧（以下単に「災害復旧」という。）を行うものとする。

（公団の行う有料の道路の維持、修繕等の特例）

第五条 公団は、第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した道路の維持又は修繕に関する工事

定市」という。）の市道が次の各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が都道府県道又は指定市の市道である場合においては、当該道路の新設又は改築が国の利害に特に関係があると認められるものであるときに限り、法第十二条、第十三条第一項若しくは第二項、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基き成立した協議（法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）にかかわらず、建設大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一 当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものであること。

二 通常他に道路の通行又は利用の方法があつて、当該道路の通行又は利用が余儀なくされるものでないこと。

2 公団は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他建設省令で定める書面を添附して、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

一 路線名並びに維持及び修繕を行う区間

二 維持及び修繕に関する工事の方法

三 維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積

四 料金

3 建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4 公団は、第一項の許可を受けた後、第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5 第三条第六項の規定は、建設大臣が第一項又は前項の許可をした場合に準用する。

（道路管理者との協議等）

第六条 公団は、第三条第一項の許可又は前条第一項の許可（前条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとする場合において、申請に係る道路が一級国道又は二級国道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は指定市の市道であるときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体（都道府県知事又は市の長である道路管理者にあつては、その統轄する都道府県又は市）の議会の議決を経なければならない。

（道路管理者の権限の代行）

第七条 公団は、第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、又は改築する場合、第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に

て準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

十　法第四十五条第一項並びに第四十八条第一項及び第二項の規定により道路標識を設けること。

十一　法第四十六条の規定により道路の通行を禁止し、又は制限し、及び法第四十八条第三項の規定により通知すること。

十二　法第四十七条第二項の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十三　法第七十一条第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により聴聞を行い、及び同条第一項又は第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により処分をし、又は措置を命ずること。ただし、法第三十二条第一項及び第三項、第三十七条第一項、第四十四条第四項並びに第四十七条第三項の規定に係るものを除く。

十四　法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

2　会団は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代つてその権限のうち前項第一号、第二号、第七号又は第十四号に掲げるものを行おうとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の意見をきき、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により公団が道路管理者に代つて行う権限は、公団が第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十条第一項の規定により公告する工事開始の日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとし、公団が第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収開始の日から行うことができるものとする。

（道路管理者の行う有料の道路の新設又は改築）

第八条　道路管理者（都道府県及び市町村である場合に限る。以下この条、次条第一項、第十四条第二項、第十五条、第十六条第三項及び第二十三条において同じ。）は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が徴還を要するものであり、かつ、当該道路が第三条第一項各号に規定する条件に該当するときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者の意見をきき、これらの権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

3　第一項の規定により公団が道路管理者に代つて行う権限は、公団が第三条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十条第一項の規定により公告する工事開始の日から第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとし、公団が第五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合にあつては、第十四条第一項の規定により公告する料金の徴収開始の日から行うことができるものとする。

（道路管理者の行う有料の道路の新設又は改築）

第八条　道路管理者（都道府県及び市町村である場合に限る。以下この条、次条第一項、第十四条第二項、第十五条、第十六条第三項及び第二十三条において同じ。）は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が徴還を要するものであり、かつ、当該道路が第三条第一項各号に規定する条件に該当する場合に限り、建設大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2　道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他建設省令で定める書面を添付して、第三条第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画を記載した申請書を建設大臣に提出しなければならない。

3　建設大臣は、前項の規定による申請書を受理した場合において、申請に係る道路の新設又は改築が第一項に規定する要件に該当し、かつ、申請書に記載された事項が適正であると認められるときに限り、第一項の許可をすることができる。

4　道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号に掲げる事項を変更しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

5　道路管理者は、第一項の許可を受けた後、第三条第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみを変更しようとするときは、建設大臣に届け出ることをもつて足りる。

6　建設大臣は、市町村（指定市を除く。）である道路管理者に対し第一項の許可をしたときは、当該許可に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の路線の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。第四項の規定により道路の路線名及び工事の区間又は工事方法の変更を許可したときも、同様とする。

（工事の廃止）

第九条　公団は、第三条第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を建設大臣に提出してその許可を受けなければならない。道路管理者が、前条第一項の許可（前条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときも、同様とする。

一　廃止しようとする路線名及び工事の区間

二　廃止の予定年月日

三　廃止の理由

2　建設大臣は、前項前段の許可をしたときは、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

（公団の行う有料の道路に関する工事の公告）

第十条　公団は、第三条第一項の許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該道路の路線名及び工事の区間、工事の種類並びに工事開始の日を官報で公告しなければならない。

2　公団は、前項に規定する工事の全部又は一部を完了し、又は工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

（料金の額の基準）

第十一条　料金の額は、第三条第一項、第五条第一項又は第八条第一項の許可に係る道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度をこえないものでなければならない。

2　前項に規定するもののほか、同項の料金の額の基準は、政令で定める。

（料金徴収の対象）

第十二条　料金は、第三条第一項、第五条第一項又は第八条第一項の許可に係る道路を通行し、又は利用する道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第二条第四項に規定する諸車及び同条第七項に規定する無軌条電車から徴収する。ただし、同法第十条第三項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2　トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設については、前項本文の規定にかかわらず、当該トンネル若しくは橋又は施設を通行し、又は利用する人からも料金を徴収することができる。

（運輸大臣の意見の聴取）

第十三条　建設大臣は、第三条第一項又は第八条第一項の許可をしようとするときは、第三条第二項第六号の料金に係る部分について、あらかじめ、運輸大臣の意見をきかなければならない。

2　前項の規定は、建設大臣が第五条第一項の許可をしようとする場合に準用する。この場合において、前項中「第三条第二項第六号」とあるのは、「第五条第二項第四号」と読み替えるものとする。

（料金の額及び徴収期間の公告又は公示）

第十四条　公団は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間（第五条第一項の許可を受けて料金を徴収しようとするときは、徴収開始の日。以下この項において同じ。）を官報で公告

しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

2　道路管理者は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を道路管理者である都道府県又は市町村の長の定める方法で公示しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

（有料の道路の工事の検査）

第十五条　公団又は道路管理者は、第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事の途中において、建設省令で定めるところにより、公団又は都道府県若しくは指定市である道路管理者にあつては建設大臣、市町村（指定市を除く。）である道路管理者にあつては都道府県知事の検査を受けなければならない。工事が完了したときも、同様とする。

2　建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定による検査の結果当該道路の構造が第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けた工事方法に適合しないと認めるときは、それぞれ公団又は当該道路の道路管理者に対し、当該道路の構造が当該許可を受けた工事方法に適合することとなるように工事方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（有料の道路の供用の開始）

第十六条　公団は、前条第一項後段の規定による検査に合格したときは、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。

2　前項の通知を受けた道路管理者は、遅滞なく、当該道路の供用を開始しなければならない。

3　第八条第一項の許可を受けた道路管理者は、前条第一項後段の規定による検査に合格した後でなければ、当該道路の供用を開始してはならない。

（道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等）

第十七条　道路管理者は、公団が第三条第一項の許可を受けて新設し若しくは改築し、第四条第一項の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は第五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路（以下「公団の管理する道路」という。）について、次の各号に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、公団の意見をきかなければならない。

一　法第二十条第一項の規定により道路の管理の方法（工事の施行及び維持を除く。）について協議すべき場合

二　法第三十一条第一項又は第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可をすること。

三　法第三十四条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）及び第八十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により条件を附すること。

四　法第三十五条（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

五　法第三十七条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用を禁止し、又は制限すること。

六　法第四十四条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路に接続する区域を沿道区域として指定し、又は同条第四項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

七　法第四十七条第三項の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

八　法第七十一条第一項又は第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可をすること。

第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条第一項、第四十四条第四項又は第四十七条第三項の規定に係る許可等について処分をし、又は措置を命ずること。

2　道路管理者は、公団の管理する道路について、前項各号に掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、その旨を公団に通知しなければならない。

（道路管理者に対する処分等の請求）

第十八条　公団は、公団の管理する道路の管理に関し必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対して、必要な処分等をすることを求めることができる。

（公団の行う有料の道路の管理に関する費用）

第十九条　公団の管理する道路の管理に関する費用は、この法律及び日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）に特別の規定がある場合を除くほか、公団の負担とする。

（兼用工作物の費用）

第二十条　前条の規定により公団の負担すべき道路の管理に関する費用で、当該道路が他の工作物（法第二十条第一項に規定する他の工作物をいう。以下この条において同じ。）と効用を兼ねるものに関するものについては、公団は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2　前項の場合において、他の工作物が河川法（明治二十九年法律第七十一号）第四条第二項に規定する河川の附属物であるときは、同法第三十条の規定を適用する。

3　第一項の規定による協議が成立しない場合においては、公団又は当該他の工作物の管理者は、建設大臣又は当該他の工作物に関する主務大臣に裁定を申請することができる。

4　建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣は、前項の規定による申請に基いて裁定をしようとする場合においては、公団及び当該他の工作物の管理者の意見をきかなければならない。

5　前項の規定により建設大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣が裁定をした場合においては、第一項の規定の適用については、公団と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

（道路に関する費用についての道路法の規定の準用）

第二十一条　法第五十七条から第六十条まで、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条並びに第六十三条の規定は、公団の管理する道路について準用する。この場合において、法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び日本道路公団以外の者」と、同条中「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代つて行う日本道路公団」と、法第五十八条第一項、第五十九条第三項又は第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、法第六十条本文中「第二十一条第一項の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第七条第二項第三号の規定により第二十一条第一項の規定による道路管理者の権限を代つて行う日本道路公団」と、法第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」と、法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代つて行う日本道路公団」と読み替えるものとする。

（国の行う事業等に対する負担金の徴収）

第二十二条　法第三十五条に規定する事業に対する前条において準用する法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第二項並びに第六十二条後段の規定による負担金の額の決定並びにその徴収方法については、これらの基準を政令で定めることができる。

（収入の帰属）

第二十三条　第三条第一項及び第五条第一項の規定に基く料金並びに第二十一条において準用する法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段の規定に基く負担金は、公団の収入とし、第八条第一項の規定に基く料金は、道路管理者の収入とする。

（義務履行のために要する費用）

第二十四条　この法律又はこの法律に基く命令によつて公団がする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

（負担金等の強制徴収）

第二十五条　法第七十三条の規定は、第三条第一項及び第五条第一項の規定に基く料金並びに第二十一条において準用する法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段の規定に基く負担金について準用する。この場合において、法第七十三条第一項中「道路管理者（一級国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事の統轄する都道府県。以下本条中同じ。）」とあるのは「日本道路公団」と、同条第二項又は第三項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、同条第二項中「条例」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

（法令違反等に関する監督）

第二十六条　建設大臣は、次の各号の一に該当する場合においては、公団の管理する道路に関し、公団に対して、その処分の取消、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をすることを命ずることができる。

一　公団のした処分又は工事が法及びこの法律若しくはこれらに基く命令又はこれらに基いて建設大臣がした処分に違反すると認められる場合

二　道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため特に必要があると認められる場合

2　前項の規定による建設大臣の処分により公団が自已の処分を取り消し、又は変更したことにより、損失を受けた者がある場合においては、公団は、損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3　法第六十九条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項又は第三項中「道路管理者」とあるのは、「日本道路公団」と読み替えるものとする。

（道路の管理に関する勧告等）

第二十七条　建設大臣は、公団に対して、公団の管理する道路の管理に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

（公団が取得する有料の道路の敷地等の帰属）

第二十八条　公団が道路の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件は、公団に帰属する。

2　普通財産である国有財産は、公団が一級国道、二級国道、都道府県道又は指定市の市道の用に供する場合においては、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条の規定にかかわらず、公団に無償で貸し付けることができる。

（訴願）

第二十九条　公団がした次の各号の一に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に建設大臣に訴願することができる。

一　第七条第一項第三号又は第四号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による命令

二　第七条第一項第五号又は第八号の規定により公団が道路管理者に代つて法第二十三条第一項又は第三十八条第一項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事を自ら施行すること。

三　第七条第一項第六号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第二十四条本文の規定による承設を与えないこと。

四　第七条第一項第九号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第四十条第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基く指示

五　第七条第一項第十一号又は第十二号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第四十六条又は第四十七条第二項の規定に基く通行の禁止又は制限その他の処分

六　第七条第一項条第十三号の規定により公団が道路管理者に代つてした法第七十一条第一項又は第二項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基く処分

七　第七条第一項第十四号の規定により公団が道路管理者に代つてする法第九十一条第一項の規定による許可を与えないこと。

八　第二十一条において準用する法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書、第六十一条第一項及び第六十二条後段の規定により公団が課した負担金の額の決定

九　第二十五条において準用する法第七十三条第一項から第三項までの規定により公団がした処分

十　法第七十二条第三項（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公団が補償金の負担を命じたこと又はその負担額の決定

2　法第九十六条第六項の規定は、前項の規定による訴願の裁決に不服がある者について準用する。

（道路法の適用）

第三十条　この法律による道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理については、この法律に定めるものを除くほか、法（第五十条から第五十三条までを除く。）の規定の適用があるものとする。この場合において、公団の管理する道路を公団が管理し、又は管理しようとするときにおいては、法第二条第二項、第四十二条第一項、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十条第一項、第三項若しくは第四項、第七十一条第四項、第七十二条第一項若しくは第三項又は第九十二条第四項中「道路管理者」とあるのは「日本道路公団」と、法第二十四条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び日本道路公団以外の者」と、法第七十一条第四項中「その吏員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第三十二条第一項若しくは第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十四条第三項若しくは第四項、第四十六条若しくは第四十七条の規定又はこれらの規定に基く処分」とあるのは「その職員のうちから道路監理員を命じ、第二十四条、第四十条、第四十三条、第四十六条若しくは第四十七条第二項の規定又は道路整備特別措置法第七条第一項第六号、第九号、第十一号若しくは第十二号の規定により日本道路公団が代つてするこれらの規定に基く処分」と、法第七十二条第一項中「第二十四条又は第三十二条第一項若しくは第三項の規定による承

認又は許可」とあるのは「道路整備特別措置法第七条第一項第六号の規定により日本道路公団が代つてする第二十四条本文の規定による承認」とする。

2　法第十条、第七十四条及び第八十五条の規定は、公団の管理する道路については適用しない。

3　この法律の規定により道路管理者に代つてその権限を行う公団は、法第八章（第百六条を除く。）の規定の適用については、道路管理者とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（旧法の廃止）

第二条　道路整備特別措置法（昭和二十七年法律第百六十九号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

第三条　この法律（以下「新法」という。）の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により建設大臣が新設し、又は改築している道路については、公団が当該道路の新設又は改築を行うものとする。この場合において、旧法第三条第一項の規定に基き建設大臣が決定した当該道路の路線名及び工事の区間、工事方法並びに工事予算は、公団が新法第三条第一項の許可を受けた事項をみなして同法の規定を適用する。

2　公団は、公団の成立の日から一年以内に、前項の規定により公団が新設し、又は改築する道路に係る工事の完成の予定年月日、収支予算の明細、料金及びその徴収期間について建設大臣の許可を受けなければならない。この場合において、建設大臣のした許可、新法第三条第一項の許可とみなして同法の規定を適用する。

第四条　新法の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により建設大臣が新設し、又は改築して料金を徴収している道路については、公団が当該道路の維持、修繕その他の管理を行うものとする。この場合において、建設大臣が旧法第三条第一項の規定に基き決定し、かつ、同条第五項の規定により告示した料金の額及び徴収期間は、それぞれ公団が新法第三条第一項の許可を受け、かつ、同法第十四条第一項の規定により公告した料金の額及び徴収期間とみなして同法の規定を適用する。

第五条　新法の施行の際現に旧法第三条第一項の規定により道路管理者新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路については、旧法第六条、第八条から第十条まで及び第十三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定の適用については、同法第八条第三項若しくは第四項又は第九条中「建設大臣」とあるのは、「日本道路公団」とする。

2　公団は、前項に規定する道路の道路管理者と協議して、新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築、料金を徴収している道路にあつては当該道路の維持、修繕その他の管理を自ら行うことができる。

3　前項の規定による協議が成立して公団が行う当該道路の新設又は改築は、新法第三条第一項の許可を受けて公団が行う新設又は改築とみなし、前項の規定による協議が成立して公団が行う当該道路の維持、修繕その他の管理、同法第四条の規定によつて公団が行う維持、修繕その他の管理とみなし、当該道路の道路管理者が旧法第六条第八項の規定により告示した料金の額及び徴収期間は、公団が新法第十四条第一項の規定により公告した料金の額及び徴収期間とみなして同法の規定を適用する。

4　第二項の規定により道路管理者が協議に応じようとするときは、道路管理者である地方公共団体（都道府県知事である路道管理者にあつては、その統轄する都道府県）の議会の議決を経なければならない。

5　第二項の規定により協議が成立した場合においては、公団は、当該協議について建設省令で定める手続に従い、建設大臣に報告しなければならない。

第六条　旧法又は旧法に基く命令によつてした処分、手続その他の行為は、附則第三条から前条までに規定するものを除くほか、新法中これに相当する規定がある場合には、それぞれ新法の規定によつてしたものとみなす。

（大蔵・建設・内閣総理大臣署名）

法律第八号（昭三一・三・一五）

◎公職選挙法の一部を改正する法律（参法）

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条（重複立候補の禁止）」を「第八十七条（重複立候補の禁止）」に、「第百三十八条の二（署名運動の禁止）」を「第百三十八条の二（署名運動の禁止）」に改め、「第百四十七条（選挙放送の公正確保）」を「第百四十七条（選挙放送の公正確保）」に、「第百四十七条の二（政見放送及び経歴放送の制限）」を「第百四十七条の二（政見放送及び経歴放送の制限）」に、「第百四十七条の三（選挙運動放送の制限）」を「第百四十七条の三（選挙運動放送の制限）」に改め、「第百四十七条の四（選挙運動放送の制限）」を「第百四十七条の四（選挙運動放送の制限）」に、「第百五十八条（立会演説会開催の周知方法）」を「第百五十八条（立会演説会開催の周知方法）」に改める。

第十七条（重複立候補の禁止）を次のように改める。

（重複立候補の禁止）

第八十七条　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補することはできない。

2　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

3　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

4　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

5　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

6　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

7　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

8　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

9　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

10　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

11　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

12　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

13　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

14　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

15　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

16　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

17　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

18　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

19　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

20　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

21　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

22　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

23　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

24　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

25　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

26　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

27　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

28　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

29　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

30　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

31　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

32　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

33　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

34　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

35　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

36　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

37　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

38　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

39　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

40　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

41　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

42　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

43　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

44　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

45　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

46　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

47　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

48　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

49　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

50　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

51　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

52　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

53　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

54　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

55　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

56　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

57　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

58　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

59　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

60　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

61　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

62　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

63　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

64　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

65　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

66　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

67　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

68　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

69　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

70　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

71　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

72　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

73　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

74　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

75　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

76　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

77　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

78　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

79　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

80　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

81　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

82　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

83　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

84　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

85　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

86　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

87　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

88　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

89　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

90　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

91　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

92　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

93　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

94　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

95　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

96　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

97　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

98　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

99　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

100　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

101　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

102　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

103　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

104　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

105　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

106　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

107　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

108　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

109　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

110　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

111　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

112　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

113　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

114　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

115　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

116　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

117　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

118　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

119　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

120　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

121　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

122　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

123　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

124　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

125　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

126　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

127　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

128　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

129　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

130　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

131　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

132　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

133　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

134　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

135　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

136　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

137　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

138　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

139　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

140　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

141　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

142　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

143　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

144　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

145　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

146　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

147　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

148　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

149　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

150　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

151　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

152　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

153　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

154　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

155　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

156　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

157　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

158　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

159　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

160　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

161　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

162　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

163　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

164　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

165　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

166　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

167　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

168　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

169　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

170　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

171　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

172　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

173　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

174　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

175　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

176　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

177　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

178　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

179　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

180　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

181　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

182　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

183　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

184　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

185　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

186　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議院議員の選挙の選挙区を異にして、重複して立候補の届出があつたときは、後の届出を無効とする。

187　衆議院議員の選挙と参議院議員の選挙とにおいて、又は参議

市》の市の長」を加え、「十五日」を「十日」に改め、同項第三号中「市の議会の議員、長」を「前号に規定する市の議会の議員」に、「七日」を「五日」に改め、同項第四号中「五日」を「四日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号に次に次の一号を加える。

四　第二号に規定する市以外の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の候補者にあつては、その選挙の期日前五日

第八十六条第三項中「地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに」を「参議院（地方選出）議員、都道府県及び市の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに」、「町村の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前二日までに」に、「参議院議員の選挙」を「参議院（全国選出）議員の選挙」に改め、同条第四項中「例により」の下に「都道府県知事及び市長の選挙にあつては」を、「三日までに」の下に「町村の長の選挙にあつてはその選挙の期日前二日までに」を加える。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（知事、市長を退職した者の立候補制限）

第八十七条の二　都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者は、当該退職の申立があつたことにより告示された都道府県知事又は市長の選挙における候補者となることができない。

第八十九条第一項第一号中「内閣官房長官」の下に「、内閣官房副長官」を加える。

第九十二条中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号を次のように改める。

二　参議院（全国選出）議員の選挙　二十万円

三　参議院（地方選出）議員の選挙　十万円

第百三十八条の二の次に次の一条を加える。

（人気投票の公表の禁止）

第百三十八条の三　何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。

第百四十二条の二第二項中「運転手（その交替要員を含め二人に限る。）を「公職の候補者、運転手（自動車一台につき一人に限る。）に、同条第三項中「運転手」を「公職の候補者、運転手」に改める。

第百四十二条第一項第二号中「五万枚」を「六万枚」に、「一万枚」を「当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万五千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに三千枚を一万五千枚に加えた数に」、同条第三項ただし書中「第一号から第四号まで」を「第二号」に、「回覧させること」を「同号に規定する自動車又は船舶に取り付けたままで回覧させること、及び公職の候補者が同項第三号に規定するものを着用したままで回覧すること」に改める。

第百四十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　第百四十二条（自動車、拡声機及び船舶の使用）の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類で当該選挙の種類、公職の候補者の氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称を記載したもの

三　公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

第百四十四条第一項第一号本文中「、参議院（地方選出）議員、都道府県知事」を削り、「二千枚」を「五千枚」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「二万枚」を「五万枚」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には八千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに三千枚を八千枚に加えた数

第百四十八条第一項中「選挙運動の制限に関する規定」の下に「（第百三十八条の三（人気投票の公表の禁止）の規定を除く。）」を加え、同条第三項第一号ハ中「六箇月」を「一年」に改める。

第百四十八条の三を削る。

第百五十一条第二項を次のように改める。

2　前項の次送の回数は、公職の候補者一人について、衆議院議員の選挙にあつては概ね十回、その他の選挙にあつては概ね五回とする。但し、日本放送協会は、事情の許す限り、その回数を多くするように努めなければならない。

第百五十一条の三を第百五十一条の四とし、第百五十一条の二を第百五十一条の三とし、第百五十一条の次に次の一条を加える。

（政見放送及び経歴放送を中止する場合）

第百五十一条の二　第百条第一項（無投票当選）の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたとき

第百七十七条第二項中「第百六十四条の二第八項《個人演説会告知用ポスター》及び第二百一条の三第二項《個人演説会告知用ポスターの特例》の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を削り、同条第三項中「第百六十四条の二第八項及び第二百一条の三第二項の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を削る。

第百七十八条第四号中「第百五十一条の三」を「第百五十一条の四」に改める。

第二百一条の三を次のように改める。

第二百一条の三　削除

第二百一条の五第一項本文中「衆議院議員の総選挙においては」を削り、「並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラ（これに類する文書図画を含む。以下同じ。）の頒布」を「ポスターの掲示及びビラ（これに類する文書図画を含む。以下同じ。）の頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用」に、「その選挙運動の期間中」を「衆議院議員の総選挙の期間中」に改め、同項ただし書中「但し、」の下に「当該選挙においては、」を加え、同項第四号中「政談の普及宣伝用及び演説の告知用として」を削り、同項第五号中「ビラの頒布については、」の下に「当該選挙において」を加え、同項第四号中「政談の普及宣伝用及び演説の告知用として」を削り、同項第五号中「ビラの頒布については、」の下に

「その開催する」を加え、同条第二項中「連記し、」の下に「当該政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることについての本人の同意書を添え、」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第一項但書に規定する政党その他の政治団体の所属候補者の数の算定については、一の公職の候補者は、二以上の政党その他の政治団体の所属候補者としては計算されることはできない。

第二百一条の六第一項本文中「参議院議員の通常選挙においては、」を削り、「並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラの頒布」を「ポスターの掲示及びビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用」に、「その選挙運動の期間中」を「参議院議員の通常選挙の選挙運動の期間中」に改め、同項ただし書中「但し、」の下に「当該選挙においては、」を加え、同項第四号中「政談の普及宣伝用及び演説の告知用として」を削り、同項第五号中「ビラの頒布については、」の下に「その開催する」を加え、同条第二項中「前条第二項及び第三項の規定」を「前条第二項から第四項までの規定」に改める。

第二百一条の七第一項中「この場合において同条第一項但書中「二十五人」とあるのは」を「この場合において同条第一項本文中「衆議院議員の総選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「衆議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて二十五人」とあるのは」に改め、同条第二項中「この場合において同条第一項但書中「十人」とあるのは」を「この場合において同条第一項本文中「参議院議員の通常選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「参議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて十人」とあるのは」に改める。

第二百一条の八中「第一項及び第二項」を「第一項」、「第二項及び第四項」に、「この場合において同条第一項但書中「二十五人」とあるのは」を「この場合において同条第一項本文中「衆議院議員の総選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「都道府県知事又は市長の選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて二十五人」とあるのは」に改める。

第二百一条の十一を第二百一条の十三とし、第二百一条の十を第二百一条の十二とし、第二百一条の九第一項中「当該政党その他の政治団体の所属候補者」を「公職の候補者」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、以下順次一項ずつ繰り上げ、同条を第二百一条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

（政談演説会等の制限）

第二百一条の十一　政党その他の政治団体は、午後九時から翌日午前六時までの間は、本章の規定による街頭政談演説を開催することができない。

2　政党その他の政治団体は、第百五十二条（寄附制限）公営立会演説会）又は第百六十条の二（任意制公営立会演説会）の立会演説会の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間は、当該立会演説会の会場から三町以内の区域において、本章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。

3　政党その他の政治団体は、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三町以内の区域において、本章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開

は、政見放送及び経歴放送の手続は、中止する。

2　天災その他避けることのできない事故その他特別の事情に因り政見放送又は経歴放送が不能となつた場合においては、これに代るべき政見放送又は経歴放送は行われない。

第百五十五条第二項中「三日」を「衆議院議員の選挙にあつては三日以内に、その他の選挙にあつては二日」に改める。

第百五十八条の次に次の一条を加える。

（立会演説会の開催を中止する場合）

第百五十八条の二　第百条第一項《無投票当選》の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、立会演説会開催の手続は、中止する。

2　天災その他避けることのできない事故その他特別の事情に因り立会演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代るべき立会演説会は行われない。

第百六十条中「前九条」を「前十条」に改める。

第百六十条の二第一項中「第百五十八条まで」を「第百五十八条の二まで」に改める。

第百六十四条の二第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第七項の演説会告知用のポスター」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十一項を削る。

第百六十四条の八第一項中「運転手」、助手その他労務を提供する者（船員を除く。）を含む」を「運転手（第百四十一条《自動車、拡声機及び船舶の使用》の規定により選挙運動のために使用される自動車一台につき一人に限る。）及び船員を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む」に改め、同条第二項中「二定の腕章」の下に「又は第百四十一条の二第二項《乗事又は乗船する者の腕章》の規定による腕章」を加える。

第百六十四条第一項中「二十日」を「十八日」に改める。

第百七十四条第一項中「衆議院議員」を「衆議院議員の選挙にあつては当該選挙の期日前十日から」に、「十日」を「七日」に、「六日」を「三日」に、「三日」を「二日」に改め、同条第三項中「三日」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については五日）」を、「二日」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については四日）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（氏名等の掲示を中止する場合）

第百七十四条の二　第百七十一条《選挙公報の発行を中止する場合》の規定は、第百七十三条第一項《公職の候補者の氏名等の掲示》の掲示の手続について準用する。

第百七十五条中「前二条」を「前三条」に改める。

第二百一条の八の次に次の一条を加える。

（二以上の選挙が行われる場合の政治活動）

第二百一条の九　前四条の規定は、これらの条に掲げる選挙の二以上のものが行われる場合において、一の選挙の行われる区域が他の選挙の行われる区域の全部又は一部を含み、且つ、一の選挙の選挙運動の期間及び選挙の当日が他の選挙運動の期間又は選挙の当日にかかるときは、これらの条のそれぞれの規定により政治活動を行うことのできる政党その他の政治団体が、その二以上の選挙が重複して行われる区域においてその期間それぞれの規定に従つて政治活動を行うことを妨げるものではない。

第二百三十五条の二第一号中「その新聞紙又は」を「その新聞紙若しくは」に、「及び」を「又は」に、同条第二号中「第二百一条の十一」を「第二百一条の十三」に、「新聞紙又は」を「新聞紙若しくは」に、「担当した者及び」を「担当した者又は」に改め、同条第四号を削る。

第二百三十五条の三第一号中「第百五十一条の二」を「第百五十一条の三」に、同条第二号中「第百五十一条の三」を「第百五十一条の四」に改める。

第二百四十二条の次に次の一条を加える。

（人気投票の公表の禁止違反）

第二百四十二条の二　第百三十八条の三《人気投票の公表の禁止》の規定に違反して人気投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の禁こ又は二万五千円以下の罰金に処する。但し、新聞紙又は雑誌にあつては、その編集を実際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送にあつては、その編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

第二百四十三条第八号の二中「第百六十四条の二第十項《個人演説会場の掲示》若しくは第十一項《個人演説会告知用ポスター》又は第二百一条の三第一項《ポスターの特例》」を「第百六十四条の二第七項《個人演説会場の掲示》」に改める。

第二百四十四条第三号及び第四号中「（第百六十四条の二第九項《個人演説会告知用ポスター》において準用する場合を含む。）」を削る。

第二百五十二条の二第一項中「又は第二百一条の十」を「、第二百一条の十一《政談演説会等の制限》又は第二百一条の十二」に改め、同条第二項第一号中「第二百一条の九」を「第二百一条の十」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二百一条の九第四項」を「第二百一条の十第三項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第二百一条の九第五項若しくは第六項の規定又は第七項」を「第二百一条の十第四項若しくは第五項の規定又は第六項」に改め、同号を同項第三号とする。

第二百六十三条第十号の三を削る。

第二百六十四条第二項中「、第十号の三」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年三月十五日から施行し、第六十八条の改正規定及び第八十七条の二の規定を加える改正規定は、この法律施行後に都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者につき適用する。

2　この法律施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

3　この法律施行の際現に公職選挙法第百四十八条第三項第一号イ及びロの条件を具備する新聞紙又は雑誌は、改正前の同号ハの条件を具備する場合に限り、改正後の同号ハの条件を具備しないものでも改正後の同号に該当する新聞紙又は雑誌とみなす。

4　この法律施行前にした行為及び第二項の規定により従前の例により行われる選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第二百三十五条の二第一号、第二号、第四号」を「第二百三十五条の二第一号、第二号」に改め、「第二百三十六条第二項」の下に「、第二百三十九条第四号、第二百四十二条の二」を加える。

6　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百三十五条の二第一号、第二号及び第四号」を「第二百三十五条の二第一号及び第二号」に、「第二百四十条第三号」を「第二百三十九条第四号、第二百四十条第三号、第二百四十二条の二」に改め、同条の表のうち第六十八条第一項第二号の項中「《重複立候補の禁止》」の下に「、第八十七条の二《知事、市長を退職した者の立候補制限》」を加える。

（内閣総理大臣署名）

法律第九号（昭三一・三・一五）

◎国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を削り、第九号を第八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第九条の三を削る。

第十二条を次のように改める。

（ポスター用紙費）

第十二条　候補者が使用するポスター用紙の経費の額は、候補者一人について、それぞれ次の各号に掲げる額とする。ただし、参議院地方選出議員の選挙にあつて、当該選挙区の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合においては、その一を増すごとに二千円を加算する。

一　衆議院議員の選挙の候補者　三千三百円

二　参議院全国選出議員の選挙の候補者　三万三千円

三　参議院地方選出議員の選挙の候補者　五千三百円

第十三条第一項各号列記以外の部分中「第十二条」を「前条」に改め、同条同項第一号から第六号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数	五十万人未満		五十万人以上百万人未満	
金額	二、五六、七五〇円		三、一〇六、八三七円	
二　都道府県の支庁又は地方事務所	大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県
金額	四、四五一、八二五円	四、三八六、九三四円	六、二五二、六六六円	六、一三三、六二一円

三　大都市	百万人以上百五十万人未満		百五十万人以上二百万人未満	
金額	八、二五二、六六六円	八、一三三、六二一円	一四、九九、〇八〇円	一四、八三三、六二一円

四　区	五万人未満		五万人以上十万人未満	
金額	三三五、四二一円		四五四、五九一円	
五　市	三万人未満		三万人以上五万人未満	
金額	一五一、八五〇円		二二五、四一〇円	

選挙人の数	五万人以上十万人未満		百五十万人以上二百万人未満	
金額	六一七、三四一円		八〇二、五七一円	
六　町村	大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県
金額	五六一、一八六円	七五五、三一六円	七〇、九六九円	九二、六七五円

第十三条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一　都道府県

選挙人の数	五十万人未満		五十万人以上百万人未満	
金額	二四〇、七一〇円		二八〇、八七七円	
二　都道府県の支庁又は地方事務所	大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県
金額	三六九、七九五円	三三〇、八九四円	四一五、九九六円	三六〇、九八一円

三　大都市	百万人以上百五十万人未満		百五十万人以上二百万人未満	
金額	四一五、九九六円	三六〇、九八一円	四七七、〇五〇円	四一五、九九六円

四　区	一千人未満		一千人以上二千人未満	
金額	一三、六三六円		一六、四七六円	
五　市	二千人未満		二千人以上三千人未満	
金額	二三、六八八円		三八、二四九円	

選挙人の数	三千人以上五千人未満		五千人以上一万人未満	
金額	五五、〇五三円		七〇、九六九円	
六　町村	大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県
金額	七〇、九六九円	五五、〇五三円	九二、六七五円	七〇、九六九円

三　大都市	一万人以上二万人未満		二万人以上	
金額	九二、六七五円	七〇、九六九円	一〇六、二七五円	九二、六七五円
四　区	大都市のある道府県	その他の道府県	大都市のある道府県	その他の道府県
金額	一一五、九九六円	九二、六七五円	二七八、三〇〇円	一五一、六五二円

五　市

選挙人の数	金額
三万人未満	五九、九三〇円
三万人以上五万人未満	六三、七九〇円
五万人以上十万人未満	九三、七七六円
十万人以上十五万人未満	一三一、五六円
十五万人以上	一三一、五九六円

六　町村

選挙人の数	金額
一千人未満	六、三〇六円
一千人以上二千人未満	六、三〇六円
二千人以上三千人未満	一一、七〇八円
三千人以上五千人未満	二〇、一八九円
五千人以上一万五千人未満	三〇、七二三円
一万五千人以上二万人未満	三七、〇二九円
二万人以上	四三、三三五円

附　則

1　この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八号）の施行の日から施行する。

2　この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお、従前の例による。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第十号（昭三一・三・一六）

◎在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

（在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正）

第一条　在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

表中

「在エティオピア日本国公使館　エティオピア　アディス・アベバ」

を

「在エチオピア日本国公使館　エチオピア　アディス・アベバ
在ベルリン日本国総領事館　ドイツ　ベルリン
在スーダン日本国公使館　スーダン　カルツーム
在ジョルダン日本国公使館　ジョルダン　アンマン
在サウディ・アラビア日本国公使館　サウディ・アラビア　ジッダ
在パラグァイ日本国公使館　パラグァイ　アスンシオン
在エクアドル日本国公使館　エクアドル　キート
在ハイティオピア日本国公使館　ハイティ　ポルトープランス
在ベルリン日本国総領事館　ドイツ　ベルリン
在シアトル日本国領事館　アメリカ合衆国　シアトル
在ベレーン日本国総領事館　ブラジル　ベレーン
在ボストン日本国総領事館　アメリカ合衆国　ボストン
在ギリシャ日本国公使館　ギリシャ　アテネ
在ジョルダン日本国公使館　ジョルダン　アンマン
在サウディ・アラビア日本国公使館　サウディ・アラビア　ジッダ
在パラグァイ日本国公使館　パラグァイ　アスンシオン
在エクアドル日本国公使館　エクアドル　キート
在ハイティオピア日本国公使館　ハイティ　ポルトープランス
在エチオピア日本国公使館　エチオピア　アディス・アベバ」

に改め、

「及び

在シアトル日本国領事館　アメリカ合衆国　シアトル

に改め、

「ブラジル　ベレーン

を削り、

「在ベレーン日本国領事館

を

「在カサブランカ日本国領事館　フランス領モロッコ　カサブランカ

を

「在メルボルン日本国領事館　オーストラリア　メルボルン

に改める。

（在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正）

第二条　在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表

公使館の項中	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
エティオピア	一一、一〇〇	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇

を

公使館の項中	甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
エティオピア	一一、一〇〇	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇
ハイティ	一一、一〇〇	一〇、三五〇	九、六五〇	八、九五〇	八、二五〇	七、五五〇	六、八五〇	六、一五〇	五、四五〇	四、七五〇
エクアドル	一一、一〇〇	九、九五〇	九、二五〇	八、五五〇	七、八五〇	七、一五〇	六、四五〇	五、七五〇	五、〇五〇	四、四〇〇
パラグァイ	一一、一〇〇	九、九五〇	九、二五〇	八、五五〇	七、八五〇	七、一五〇	六、四五〇	五、七五〇	五、〇五〇	四、四〇〇
サウディ・アラビア	一一、一〇〇	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	四、〇〇〇	三、五〇〇
ジョルダン	一一、一〇〇	一〇、三五〇	九、六五〇	八、九五〇	八、二五〇	七、五五〇	六、八五〇	六、一五〇	五、四五〇	四、七五〇
ギリシャ	一一、一〇〇	九、九五〇	九、二五〇	八、五五〇	七、八五〇	七、一五〇	六、四五〇	五、七五〇	五、〇五〇	四、四〇〇
スーダン	一一、一〇〇	一〇、三五〇	九、六五〇	八、九五〇	八、二五〇	七、五五〇	六、八五〇	六、一五〇	五、四五〇	四、七五〇

四、一三〇	三、五六〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、三五〇
三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇
三、七一〇	三、二三〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇
三、七一〇	三、二三〇	二、七二〇	二、四八〇	二、二五〇	二、〇三〇
四、一三〇	三、五六〇	三、〇三〇	二、七五〇	二、五〇〇	二、二五〇
四、〇〇〇	三、四七〇	二、九三〇	二、六七〇	二、四三〇	二、一八〇
三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇
三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇」

に改め、総領事館の項中

「ベルリン		一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇
	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇」

を

「ベルリン	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇
シアトル	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇
ベレーン	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇

二、一四〇
二、一四〇
二、一四〇」

に改め、領事館の項中

「シアトル		一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇」

及び

「ベレーン		一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇
	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇	二、一四〇」

を削り、領事館の項中

「カサブランカ		九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇
	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇	一、八九〇」

を

「カサブランカ	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇
ウィニペッグ	一〇、四五〇	八、三六〇	七、三三〇	六、二七〇	五、四九〇	四、七〇〇	三、九二〇	三、四〇〇	二、八七〇	二、六一〇	二、三八〇
メルボルン	九、二四〇	七、三九〇	六、四七〇	五、五四〇	四、八五〇	四、一六〇	三、四七〇	三、〇〇〇	二、五四〇	二、三一〇	二、一〇〇

一、八九〇
二、一四〇
一、八九〇」

に改める。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十一号（昭三一・三・一六）

◎大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律

大蔵省関係法令の整理に関する法律（昭和二十九年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「同法及び」を削る。

附　則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中特定契約審査会の項を削る。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十二号（昭三一・三・一七）

◎外務公務員法の一部を改正する法律

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「、顧問及び随員」を「並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特派大使

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特派大使」とは、日本国政府を代表して、外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務を処理するため、外国に派遣される者をいう。

第四条の見出し中「国家公務員法等の準用」を「国家公務員法の準用等」に改め、同条中「大使及び公使、政府代表及び全権委員並びに政府代表又は全権委員の代理、顧問及び随員」及び「大使若しくは公使、政府代表若しくは全権委員又は政府代表若しくは全権委員の代理、顧問若しくは随員」をそれぞれ「外務職員以外の外務公務員」に改める。

第八条第二項中「政府代表及び全権委員並びにそれらの代理、顧問及び随員」を「第二条第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 前項の外務公務員については、国会議員のうちから、任命することができる。この場合においては、両議院一致の議決を得なければならない。

4 第二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

第九条中「解任状」の下に「、外国における重要な儀式への参列に際し特派大使に携行させる信任状」を加える。

附　則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

法律第十三号（昭三一・三・一七）

◎公有林野官行造林法の一部を改正する法律

公有林野官行造林法（大正九年法律第七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公有林野等官行造林法

第一条を次のように改める。

第一条　国ハ政令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル土地ニ付共所有者ヲ相手方トシ収益ヲ分収スルノ条件ヲ以テ国ガ造林ヲ為ス旨ノ契約ヲ締結スルコトヲ得

一　地方公共団体ノ所有スル森林又ハ原野

二　前号ニ掲グルモノノ外市町村ノ住民又ハ市町村ノ内ノ一定ノ区域ニ住所ヲ有スル者ガ旧来ノ慣行ニ依リ共同利用ニ供スル森林又ハ原野

三　水源涵養ノ為森林ノ造成ヲ行フ必要ノアル土地ニシテ前二号ノ森林又ハ原野ト併セテ造林ヲ為ス要アルモノ

第二条第一項中「前条ノ規定」を「前条ノ契約」に、「公共団体」を「当該土地ノ所有者」に改める。

第三条中「第一条ノ規定」を「第一条ノ契約」に、「公有林野」を「土地」に、「同条ノ契約」を「当該契約」に改める。

第四条中「公共団体」を「第一条ノ契約ニ係ル土地ノ所有者」に、「第一条ノ規定」を「当該契約」に、「公有林野」を「土地」に改める。

第五条中「第一条ノ規定」を「第一条ノ契約」に、「公有林野」を「土地」に、「勅令」を「政令」に、「当該公共団体」を「当該土地ノ所有者」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第五十九号及び第六十号、第五十八条第一項、第六十一条第三号、第六十三条第一号及び第二号、第六十七条第一号及び第三号並びに第七十条第二項第一号及び第三号中「公有林野官行造林地」を「公有林野等官行造林地」に改める。

3　国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「公有林野官行造林法第一条の規定」を「公有林野等官行造林法第一条の契約」に改める。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第十四号（昭三一・三・二〇）

◎法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

別表四府中刑務所の項中「東京都北多摩郡府中町」を「東京都府中市」に、鳥取刑務所の項中「鳥取県気高郡大正村」を「鳥取市」に、麓刑務所の項中「佐賀県三養基郡麓村」を「鳥栖市」に、青森刑務所の項中「青森県東津軽郡荒川村」を「青森市」に、札幌刑務所の項中「北海道札幌郡札幌村」を「札幌市」に、水戸少年刑務所の項中「茨城県那珂郡勝田町」を「勝田市」に改める。

別表五多摩少年院の項中「東京都南多摩郡由井村」を「八王子市」に、関東医療少年院の項中「東京都北多摩郡府中町」を「東京都府中市」に、神奈川少年院の項中「神奈川県高座郡相模原町」を「相模原市」に、印旛少年院の項中「千葉県印旛郡船穂村」を「千葉県印旛郡印西町」に、水府学院の項中「茨城県東茨城郡内原町」を「茨城県東茨城郡水戸市」に、茨城農芸学院の項中「茨城県稲敷郡奥野村」を「茨城県稲敷郡牛久町」に改め、宇都宮少年院の項を削り、榛名女子学園の項中「群馬県群馬郡桃井村」を「群馬県北群馬郡桃井村」に、静岡少年院の項中「静岡県安倍郡美和村」を「静岡市」に、有明高原寮の項中「長野県南安曇郡穂高町」に、河内少年院の項中「大阪府中河内郡石切町」を「枚岡市」に、神戸再度山学院の項中「神戸市生田区」を「神戸市」に、加古川学園の項中「兵庫県加古郡八幡村」を「加古川市」に、明徳少女苑の項中「愛知県愛知郡天白村」を「名古屋市」に、愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡保見村」を「愛知県西加茂郡猿投町」に、岐阜少年院の項中「岐阜県稲葉郡各務村」を「岐阜県稲葉郡鵜沼町」に、富山少年学院の項中「富山県上新川郡福沢村」を「富山県上新川郡大山町」に、貴船原少女苑の項中「広島県佐伯郡観音村」を「広島県佐伯郡五日市町」に、新光学院の項中「山口県熊毛郡佐賀村」を「山口県熊毛郡平生町」に改め、同項の次に次の一項を加える。

岡山少年院	岡山県都窪郡妹尾町

別表五美保少年院の項中「鳥取県西伯郡大篠津村」を「公有林野官行造林法第一条の規定」を「公有林野等官行造林法第一条の契約」に改める。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

「米子市」に改め、大分少年院の項の次に次の一項を加える。

中津少年学院	中津市

別表五人吉農芸学院の項中「熊本県球磨郡木上村」を「熊本県球磨郡錦村」に、置賜学院の項中「山形県東置賜郡上郷村」を「米沢市」に改め、千歳少年院の項の次に次の一項を加える。

紫明女子学院	北海道空知郡歌志内町

別表五四国少年院の項中「香川県仲多度郡善通寺町」を「善通寺市」に改め、福岡少年鑑別所の項の次に次の一項を加える。

小倉少年鑑別所	小倉市

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第十五号　（昭三一・三・二〇）

◎在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律

在外公館等借入金の返済の準備に関する法律（昭和二十六年法律第五十四号）は、廃止する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中在外公館等借入金評価審議会の項を削る。

（外務・大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第十六号　（昭三一・三・二〇）

◎道路運送車両法の一部を改正する法律

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第百二条の表第四号の下欄中「五十円」を「百円」に、同表第八号の下欄中「その他の自動車にあつては二百円」を「小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）にあつては二百円、その他の自動車にあつては三百円」に改め、同表中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　自動車検査証の再交付を受けようとする者　一件につき、五十円

第百五条第二項中「第九十七条の二第一項」を「第九十七条の三第一項」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲において政令で定める日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第十七号　（昭三一・三・二〇）

◎船舶職員法等の一部を改正する法律

（船舶職員法の一部改正）

第一条　船舶職員法（昭和二十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項、第九項、第十項及び第十一項中「昭和三十一年三月二十二日」を「昭和三十二年十月十四日」に改める。

（海上運送法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条　海上運送法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「昭和三十一年三月二十二日」を「昭和三十二年十月十四日」に改める。

（遠洋かつお・まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公布の日から起算して二年を経過した日に」を「昭和三十二年十月十四日限り」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和三十二年十月十四日までに有効期間の満了する海技従事者の免許は、船舶職員法第八条第一項の規定にかかわらず、有効期間満了後一年間、なおその効力を有する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第十八号　（昭三一・三・二一）

◎司法書士法の一部を改正する法律（衆法）

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三年」を「五年」に改める。

第三条に次の一号を加える。

五　懲戒処分により、公認会計士若しくは計理士の登録をまつ消され、税理士、土地家屋調査士若しくは行政書士の登録を取り消され、又は弁理士の業務を禁止され、これらの処分の日から二年を経過しない者

第四条第一項中「長の認可」を「長の選考によつてする認可」に改める。

第十一条の見出しを削り、同条を第十一条の二とし、第十条の次に次の一条を加える。

（認可の取消）

第十一条　司法書士が次の各号の一に該当するときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方

法務局の長は、認可を取り消さなければならない。

一　その業務を廃止したとき

二　司法書士となる資格を有しないことが判明したとき

三　第三条第一号から第三号まで又は第五号に該当するに至つたとき

第十三条中「第十一条」を「第十一条の二」に改める。

第十四条第一項を次のように改める。

司法書士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の司法書士会を設立しなければならない。

第十五条に次の三号を加える。

七　入会及び脱会に関する規定

八　会計に関する規定

九　その他司法書士会の目的を達成するために必要な規定

第十五条の二から第十六条までを次のように改める。

（会則の認可）

第十五条の二　司法書士会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の場合において、法務大臣は、司法書士会連合会の意見を聞いて、認可し、又は認可しない旨の処分をしなければならない。

（入会）

第十五条の三　司法書士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会に入会届を提出した時から、当該司法書士会の会員となる。

（会則の遵守義務）

第十五条の四　司法書士は、その所属する司法書士会の会則を守らなければならない。

（司法書士会の報告義務）

第十六条　司法書士会は、所属の司法書士が、この法律若しくはこの法律に基く命令に違反し、又は第十一条の二各号の一に該当すると思料するときは、その旨を、その司法書士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

第十七条を次のように改める。

（司法書士会連合会）

第十七条　司法書士会は、会則を定めて、全国を通じて一個の司法書士会連合会を設立しなければならない。

2　司法書士会連合会は、司法書士会の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、司法書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第十九条の見出しを「（非司法書士等の取締）」に改め、同条第一項中「司法書士でない者」を「司法書士会に入会している司法書士でない者」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（従前の司法書士に関する経過規定）

2　この法律の施行の際現に司法書士である者は、司法書士法第二条及び第四条の改正規定にかかわらず、この法律による改正後の司法書士法（以下「新法」という。）の規定による司法書士となる。

（従前の司法書士会に関する経過規定）

3　この法律の公布の際現に存する司法書士会は、この法律の施行前に、新法第十五条及び第十五条の二の規定に準じて定款を変更し、法務大臣の認可を受けることができる。この場合において、新法第十五条の二第四項中「司法書士会連合会」とあるのは、「司法書士法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第十八号）による改正前の司法書士法の規定による司法書士会連合会」と読み替えるものとする。

4　前項の規定による会則の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、この法律による改正前の司法書士法の規定による司法書士会は、前項の規定による認可を受けたものに限り、この法律の施行後も、引き続き、新法の規定による司法書士会として存続するものとする。

（従前の司法書士会連合会に関する経過規定）

5　この法律の施行の際現に存する司法書士会連合会は、新法の規定による司法書士会連合会とする。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第十九号　（昭三一・三・二三）

◎土地家屋調査士法の一部を改正する法律（衆法）

土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「二年」を「五年」に改める。

第四条に次の一号を加える。

七　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第十二条の規定により認可の取消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

第八条第四号を次のように改める。

四　第四条第一号から第三号まで又は第五号から第七号までに該当するに至つたとき

第八条の次に次の一条を加える。

第八条の二　調査士が次の各号の一に該当する場合には、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、その登録を取り消すことができる。

一　引き続き二年以上業務を行わないとき

二　身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき

第十三条第一項中「前項第二号又は」を「第八条の二又は前項第二号若しくは」に、同条第四項中「第二項第二号又は」を「第八条の二又は第二項第二号若しくは」に改める。

第十四条第一項を次のように改める。

調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）を設立しなければならない。

第十五条に次の三号を加える。

六　入会及び脱会に関する規定

七　会計に関する規定

八　その他調査士会の目的を達成するために必要な規定

第十五条の次に次の三条を加える。

（会則の認可）

第十五条の二　調査士会の会則を定め、又はこれを変更するには、法務大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の場合において、法務大臣は、土地家屋調査士会連合会の意見を聞いて、認可し、又は認可しない。

い旨の処分をしなければならない。

（入会）

第十五条の三　調査士は、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された調査士会に入会届を提出した時から、当該調査士会の会員となる。

（会則の遵守義務）

第十五条の四　調査士は、その所属する調査士会の会則を守らなければならない。

第十六条を次のように改める。

（調査士会の報告義務）

第十六条　調査士会は、所属の調査士が、この法律若しくはこの法律に基く命令に違反し、又は第八条の二各号の一に該当すると思料するときは、その旨を、その調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に報告しなければならない。

第十七条を次のように改める。

（土地家屋調査士会連合会）

第十七条　調査士会は、会則を定めて、全国を通じて一箇の土地家屋調査士会連合会を設立しなければならない。

2　土地家屋調査士会連合会は、調査士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、調査士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第十九条の見出しを「（非調査士等の取締）」に改め、同条第一項中「調査士でない者」を「調査士会に入会している調査士でない者」に改める。

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（従前の土地家屋調査士に関する経過規定）

2　この法律の施行の際現に土地家屋調査士である者は、土地家屋調査士法第三条の改正規定にかかわらず、この法律による改正後の土地家屋調査士法（以下「新法」という。）の規定による土地家屋調査士となす。

（従前の土地家屋調査士会に関する経過規定）

3　この法律の公布の際現に存する土地家屋調査士会は、この法律の施行前に、新法第十五条及び第十五条の二の例により、会則を変更し、法務大臣の認可を受けることができる。この場合において、新法第十五条の二第二項中「土地家屋調査士会連合会」とあるのは、「土地家屋調査士法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第十九号）による改正前の土地家屋調査士法の規定による土地家屋調査士会連合会」と読み替えるものとする。

4　前項の規定による会則の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、この法律による改正前の土地家屋調査士法の規定による土地家屋調査士会は、前項の規定による認可を受けたものに限り、この法律の施行後も、引き続き、新法の規定による土地家屋調査士会として存続するものとする。

（従前の土地家屋調査士会連合会に関する経過規定）

5　この法律の施行の際現に存する土地家屋調査士会連合会は、新法の規定による土地家屋調査士会連合会とする。

（法務・内閣総理大臣署名）

法律第二十号（昭三一・三・二二）

◎入場譲与税法の一部を改正する法律

入場譲与税法（昭和二十九年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「収入額の十分の九」を「収入額」に改める。

第二条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「あん分」を「あん分」に改め、同項の次に次の三項を加える。

2　前年度の地方交付税の算定の基礎となつて地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条（都にあつては、同条及び第二十一条第一項）の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる都道府県（以下「収入超過団体」という。）に対して当該年度分として譲与すべき入場譲与税の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から、そのこえる金額に政令で定める率を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項の規定により算定した額をこえる場合にあつては、当該算定した額とする。）を控除した金額とする。

3　前項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃により、当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政収入額又は基準財政需要額と著しく異なることとなる場合においては、総理府令で定めるところにより、必要な補正をすることができる。

4　第二項の規定により控除した金額は、収入超過団体以外の都道府県に対して人口にあん分して譲与するものとする。

第三条第一項の表中「減額した額の十分の九」を「減額した額」に、「収入額の十分の九」を「収入額」に、「合算額の十分の九」を「合算額」に改め、同条に次の一項を加える。

3　収入超過団体に対して譲与すべき入場譲与税は、第一項の規定による当該年度の最初の譲与時期において譲与すべき額から前条第二項の規定により控除すべき額を控除し、なお控除すべき額があるときは、当該年度のその後の譲与時期において譲与すべき額から順次控除して譲与するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の入場譲与税から適用する。

2　入場譲与税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「減額した額の十分の九」を「減額した額」に、「収入額の十分の九」を「収入額」に改める。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

第十七条の二　会員の選挙権及び被選挙権を有する者は、日本学術会議の定める選挙規則の規定に違反する行為をした場合においては、同規則の定めるところにより、選挙権及び被選挙権を停止され、その者が当選人であるときは、その当選を無効とされる。

第十八条中「前条の規定により選挙権を有する者（以下有権者という。）」を「会員の選挙権及び被選挙権を有する者」に、「行使することができない。」を「行使し、又は選挙されることができない。」に改める。

第二十条中「有権者」を「会員の選挙権及び被選挙権を有する者」に改める。

第二十一条中「前四条」を「この章」に改める。

別表第一部の項中

「	文学	三	
	哲学	三	
	教育学・心理学・社会学	三	
	史学	三	」

を

「	哲学	四	
	史学	四	
	文学	四	」

に改め、同表第三部の

項中「商学」を「商学・経営学」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（内閣総理・文部大臣署名）

法律第二十一号（昭三一・三・二三）

◎日本学術会議法の一部を改正する法律

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二章中第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二　日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。

2　前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府があらたに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

第十条中「哲学」を「哲学、教育学・心理学・社会学」に、「商学」を「商学・経営学」に改める。

第十六条第三項中「中、局長並びに一級及び二級の官吏」及び「これを行い、三級官吏以下の任免は、局長が」を削る。

第十七条の次の一条を加える。

法律第二十二号（昭三一・三・二三）

◎特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

（衆法）

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十二年」を「昭和三十七年」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵・文部・農林・運輸・建設大臣署名）

法律第二十三号（昭三一・三・二三）

◎食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律

第一条　政府は、食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるため、同年度において、一般会計から、六十七億円を限り、この会計に繰り入れることができる。

第二条　食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和二十六年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

本則中第一項の項番号及び第二項を削る。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十四号（昭三一・三・二三）

◎漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律

政府は、漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）第三条の給与保険の再保険事業について昭和二十九年度及び昭和三十年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるため、昭和三十年度において、一般会計から、六千三百五十万円を限り、漁船再保険特別会計の給与保険勘定に繰り入れることができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十五号（昭三一・三・二三）

◎住宅金融公庫法の一部を改正する法律

住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第二条に次の二号を加える。

五　耐火構造の住宅　主要構造部を耐火構造とした住宅をいう。

六　簡易耐火構造の住宅　耐火構造住宅以外の住宅で、外壁を耐火構造とし、屋根を不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定するものをいう。以下本号において同じ。）でふいたもの又は主要構造部を不燃材料その他の不燃性の建築材料で造つたものをいう。

第十二条の次に次の二条を加える。

（役員の欠格条項）

第十二条の二　左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一　国務大臣、国会議員、政府職員（人事院が指定する非常勤の者を除く。）、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二　政党の役員

（役員の兼職禁止）

第十二条の三　役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

第十六条を次のように改める。

（役員及び職員公務員たる性質）

第十六条　公庫の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二章中第十六条の次に次の一条を加える。

（退職手当の支給の基準）

第十六条の二　公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、また同様とする。

第二十条第一項の表区分の欄中「木造の住宅（防火構造、簡易耐火構造及び耐火構造の住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）又は防火構造の住宅（外壁及び軒裏を建築基準法第二条第八号に規定する防火構造とした住宅をいう。以下同じ。）の建設及びこれらに附随する土地」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地」に改め、「（外壁を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。）」及び「（主要構造部を耐火構造とした住宅をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十一条第一項の表区分の欄中「木造の住宅又は防火構造の住宅の建設及びこれらに附随する土地」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の建設並びにこれに附随する土地」に改める。

第二十三条第六項中「（明治四十年法律第四十五号）」を削る。

第二十五条第二項を削る。

第三十二条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

主務大臣は、公庫の役員が第十二条の二各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

第三十八条の三及び第三十九条を削り、第三十八条の二を第三十九条とする。

第四十条から第四十四条までを次のように改める。

第四十条から第四十四条まで　削除

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

（恩給法の準用等）

2　この法律の施行の際現に住宅金融公庫法第十六条第一項に規定するものをいう。以下附則第八項、第十項及び第十一項において同じ。）で改正前の住宅金融公庫法第三十八条の三の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定の準用を受けていた者については、その者が引き続いて住宅金融公庫の役員又は職員として在職する間に限りその者を恩給法第二十条第一項に規定する文官で国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

3　前項の規定により恩給法の規定を準用する場合においては、恩給の給与等については、住宅金融公庫を行政庁とみなす。

4　附則第二項の規定により恩給法第二十条第一項に規定する文官で国庫から俸給を受ける者として勤続するものとみなされる者が附則第二項において準用する恩給法第五十九条の規定により国庫に納付すべき金額は、俸給の支払をする際その支払をする住宅金融公庫の職員が俸給からこれを控除し、その計算を明らかにする仕訳書を添附してその翌月十日までに、歳入徴収官に納付しなければならない。

（退職手当の期間通算等）

5　この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続いて住宅金融公庫の役員又は職員として在職し、更に引き続いて国家公務員となつて退職したときは、国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基いて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者がこの法律の施行後引き続いて住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間を同法第二条第一項に規定する職員として在職した期間とみなす。

6　この法律の施行の際現に住宅金融公庫の役員又は職員として在職する者が、引き続いて住宅金融公庫の役員又は職員として在職する場合においては、その者に対する国家公務員等退職手当暫定措置法に基く退職手当は、支給しない。

（国家公務員災害補償法の適用）

7　住宅金融公庫は、改正後の住宅金融公庫法第十六条の二に規定する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、前項に規定する者が国家公務員等退職手当暫定措置法第二条第一項に規定する職員としてこの法律の施行の際まで引き続いて在職した期間をこの法律の施行後における住宅金融公庫の役員又は職員として在職した期間とみなして退職手当を支給するように定めなければならない。

（国家公務員共済組合法の適用）

8　昭和三十一年五月三十一日現に国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第二条第一項の規定に基いて建設省に設けられた共済組合の組合員で住宅金融公庫の役員又は職員である者については、同日に退職したものとみなして同法の規定を適用する。

（国家公務員等の旅費に関する法律の適用）

9　この法律の施行前になされた旅行命令等（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第四条第一項に規定する旅行命令等をいう。）により旅行する者に対し住宅金融公庫が支給する旅費については、なお従前の例による。

（国家公務員災害補償法の適用）

10　この法律の施行前に生じた事故に基く住宅金融公庫の役員又は職員の職務上の災害に対する補償につ

定する耐火構造の住宅（以下「耐火構造の住宅」という。）又は同条第六号に規定する簡易耐火構造の住宅（以下「簡易耐火構造の住宅」という。）であり、且つ、同法第十九条（貸付をすることができる住宅）に規定する住宅に、「公庫法第二十条第一項に規定する木造の住宅又は防火構造の住宅（以下本条において「木造の住宅又は防火構造の住宅」という。）の床面積を増加するための建設に係る場合においては、耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の床面積を増加するための建設に係る場合においては、耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅」に改める。

第八条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」を削り、「木造の住宅又は防火構造の住宅であるものの建設及び」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅であるものの建設並びに」に改める。

第九条第一項中「且つ、融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条及び融通法第九条（貸付の条件）第一項に規定する耐火構造の住宅」を「融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条に規定する住宅であり、且つ、耐火構造の住宅」に改め、同条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」

いては、なお従前の例による。

（国家公務員法の適用）

11　この法律の施行前に住宅金融公庫の役員及び職員がその職務上知ることができた秘密については、住宅金融公庫の役員及び職員は、一般職の職員たる国家公務員とみなして国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百条第一項及び第百九条第十二号の規定を適用する。

（国家公務員等退職手当暫定措置法の改正）

12　国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、日本電信電話公社及び住宅金融公庫」を「及び日本電信電話公社」に改める。

（退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律の改正）

13　退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、住宅金融公庫」を削る。

（国家公務員等の旅費に関する法律の改正）

14　国家公務員等の旅費に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「住宅金融公庫及び」を削る。

第二条第一項第二号中「、住宅金融公庫総裁」を削る。

（産業労働者住宅資金融通法の改正）

15　産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表区分の欄中「主要構造部を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。」を「公庫法第二条第五号に規定するものをいう。」に、「外壁を建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。」を「公庫法第二条第六号に規定するものをいう。」に改める。

（北海道防寒住宅建設等促進法の改正）

16　北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「且つ、公庫法第十九条（貸付をすることができる住宅）及び第二十条（貸付金額の限度）第一項に規定する簡易耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅」を「公庫法第二条（定義）第五号に規定する耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅（以下「耐火構造の住宅」という。）又は同条第六号に規定する簡易耐火構造の住宅（以下「簡易耐火構造の住宅」という。）であり、且つ、同法第十九条（貸付をすることができる住宅）に規定する住宅に、「公庫法第二十条第一項に規定する木造の住宅又は防火構造の住宅（以下本条において「木造の住宅又は防火構造の住宅」という。）の床面積を増加するための建設に係る場合においては、耐火構造の住宅又は耐火構造の住宅」を「耐火構造の住宅及び簡易耐火構造の住宅以外の住宅の床面積を増加するための建設に係る場合においては、耐火構造の住宅又は簡易耐火構造の住宅」に改める。

第九条第一項中「且つ、融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条及び融通法第九条（貸付の条件）第一項に規定する耐火構造の住宅」を「融通法第七条第三項において準用する公庫法第十九条に規定する住宅であり、且つ、耐火構造の住宅」に改め、同条第二項の表区分の欄中「前項に規定する」を削る。

（日本住宅公団法の改正）

17　日本住宅公団法（昭和三十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項を次のように改める。

恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十九条に規定する公務員（以下本条において「公務員」という。）又は同条に規定する公務員となされる者（以下本条において「公務員となされる者」という。）が引き続いて公団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。）附則第十条の規定の適用については、法律第七十七号附則第十条第一項中「引き続いて公務員又は公務員となされる者として在職し」とあるのは、「引き続いて公務員若しくは公務員となされる者又は日本住宅公団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

（内閣総理・大蔵・建設大臣署名）

法律第二十六号（昭三一・三・二四）

◎国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中京都大学の項を次のように改める。

京都大学	ウイルス研究所	
	防災研究所	
	食糧科学研究所	
	木材研究所	
	工学研究所	
	結核研究所	
	人文科学研究所	
	化学研究所	
京都府	学理及びその応用の研究	ウイルス病の予防及び治療に関する
	災害に関する学理及びその応用の研究	
	食糧の生産、加工、利用及び貯蔵に関する研究	
	木材に関する学理及びその応用の研究	
	工学に関する学理及びその応用の総合研究	
	結核の予防及び治療に関する学理及びその応用の研究	
	世界文化に関する人文科学の総合研究	
	化学に関する特殊事項の学理及びその応用の研究	

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（文部・内閣総理大臣署名）

法律第二十七号（昭三一・三・二四）

◎日本学士院法

（目的）

第一条 日本学士院は、学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関とし、この法律の定めるところにより、学術の発達に寄与するため必要な事業を行うことを目的とする。

（組織）

第二条 日本学士院は、日本学士院会員（以下「会員」という。）で組織する。

2 会員の定員は、百五十人とする。

3 日本学士院に、次の二部を置き、会員は、その専攻する部門により、いずれかの部に分属する。

第一部 人文科学部門

第二部 自然科学部門

（会員）

第三条 会員は、学術上功績顕著な科学者のうちから、日本学士院の定めるところにより、日本学士院において選定する。

2 会員は、終身とする。

3 会員は、非常勤とする。

4 会員は、総会において、学術上の論文を提出し、又は紹介することができる。

（役員）

第四条 日本学士院に、院長一人、幹事一人及び部長二人を置く。

2 院長は、会員の互選によつて定め、院務を総理する。

3 幹事は、会員の互選によつて定め、院長を補佐し、院長に事故があるときはその職務を代理し、院長が欠けたときはその職務を行う。

4 部長は、その部に属する会員の互選によつて定め、部務を処理する。

（会議）

第五条 日本学士院の会議は、総会及び部会とする。

2 総会は、日本学士院に関する重要事項を審議し、及び決定する。

3 部会は、その部に関する重要事項を審議する。

4 会議の運営に関する事項は、日本学士院の定めるところによる。

（客員）

第六条 日本学士院は、わが国における学術の発達に関し特別に功労のあつた外国人に、日本学士院客員の称号を与えることができる。

（国際学士院連合への加入）

第七条 日本学士院は、国際学士院連合に加入することができる。

（事業）

第八条 日本学士院は、次の事業を行う。

一 学術上特にすぐれた論文、著書その他の研究業績に対する授賞

二 会員が提出し、又は紹介した学術上の論文を発表するための紀要の編集及び発行

三 その他学術の研究を奨励するため必要な事業で、日本学士院が行うことを適当とするもの

（年金）

第九条 会員には、予算の範囲内で、文部大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。

（職員）

第十条 日本学士院に、事務長その他所要の職員を置く。

2 事務長は、院長の指揮を受け、日本学士院に関する庶務を整理し、その他の職員は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

（雑則）

第十一条 この法律に定めるもののほか、日本学士院の内部組織その他その運営について必要な事項は、院長が、総会の議を経て、定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（経過規定）

2 この法律の施行の際次項の規定による改正前の日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十四条の規定により置かれている日本学士院並びにその日本学士院会員及び役員は、それぞれ、この法律による日本学士院並びにその会員及び相当の役員となるものとする。

（関係法律の改正）

3 日本学術会議法の一部を次のように改正する。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第二十四条 削除

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第九号中「及び国立遺伝学研究所」を「、国立遺伝学研究所及び日本学士院」に改める。

第十四条中「日本芸術院」を「日本芸術院、日本学士院」に改める。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（日本学士院）

第二十五条の二 日本学士院については、日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）の定めるところによる。

5 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中第十六号を削り、第十七号を第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第十二号として次の一号を加える。

十二 日本学士院会員

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第二十八号（昭三一・三・二四）

◎家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

第五条の見出し中「健康証明書」を「証明書」に改め、同条第一項中「政令で定める家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病にかかつていない旨の健康証明書」を「牛（省令で定めるものを除く。）、馬又は豚の所有者は、牛にあつてはブルセラ病及び結核病、馬にあつては馬伝染性貧血、豚にあつては豚コレラにかかつていない旨の証明書」に改め、同条第三項中「第一項の健康証明書」を「第一項本文の証明書」に改め、同条第四項中「第一項第一号の一定期間並びに同項の健康証明書、同項第二号の証明書及び」を「第一項本文及び第二号の証明書の様式、同項第一号の一定期間並びに」に改める。

第十二条第二項中「及び第五条第一項の健康証明

書のある家畜」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（報告及び通報の義務）

第十二条の二　都道府県知事は、この章の規定により家畜の伝染性疾病の発生の予防のためとつた措置につき、省令の定めるところにより、その実施状況及び実施の結果を農林大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。

第二十四条中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第三十条に次の一項を加える。

2　前項の検査、注射又は薬浴には、第七条及び第八条の規定を準用する。

第三十一条第一項中「結核病」を「アルセラ病及び結核病」に改める。

第四十六条第一項中「第三十条」を「第三十条第一項並びに同条第二項において準用する第七条及び第八条」に改める。

第五十一条中「動物の所有者」の下に「、獣医師、家畜の伝染性疾病の病原体の所有者」を加える。

第五十八条第一項各号列記以外の部分中「左に掲げる家畜」を「左に掲げる動物」に、「当該家畜の死体」を「当該動物の死体」に改め、同項第二号中「結核病」を「アルセラ病、結核病」に改め、同項第四号中「第三十条」を「第三十条第一項、第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「家畜」を「動物」に改める。

第六十一条中「第八条」の下に「（第三十条第二項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十五条第七号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　改正前の家畜伝染病予防法第五条第三項の規定により発行された健康証明書でこの法律の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、改正後の同条第一項本文の証明書とみなす。

3　前項に規定する健康証明書のある家畜についての家畜伝染病予防法第十二条第二項の規定の適用については、当該健康証明書の有効期間中に限り、なお従前の例による。

4　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第二十九号　（昭三一・三・二六）

◎中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二　公庫は、昭和三十一年度において、主務大臣の認可を受けて、第二十五条第一項の規定により借り入れた資金のうち十億円を商工組合中央金庫に対して貸し付けることができる。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第三十号　（昭三一・三・二六）

◎中小企業信用保険法の一部を改正する法律

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　融資保険（第三条―第九条）

第三章　保証保険

第一節　指定法人を相手方とするもの

第一款　個別保証保険（第九条の二―第九条の五）

第二款　包括保証保険（第九条の六・第九条の七）

第二節　金融機関を相手方とするもの（第九条の八・第九条の九）

第四章　雑則（第十条―第十二条）

附則

第三章第一節中第九条の二の前に次の款名を加える。

第一款　個別保証保険

第九条の二第一項中「次項」の下に「及び第九条の六第一項」を加える。

第九条の三第二項中「十万円」を「二十万円」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第九条の五第一項中「保証保険」を「個別保証保険」に改める。

第九条の七第二項中「第九条の七第一項」を「第九条の九第一項」に改め、同条を第九条の九とする。

第九条の六を第九条の八とする。

第三章第一節中第九条の五の次に次の一款を加える。

第二款　包括保証保険

（保険契約）

第九条の六　政府は、会計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が小企業者の金融機関、中小企業金融公庫又は国民金融公庫からの借入による債務の保証をすることにより、保証をした借入金の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と当該指定法人との間に保険関係

法律第三十一号（昭三一・三・二七）

◎奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第五項を次のように改める。

5　協会の資本金は、次条第一項の規定により国から出資された債権の額に相当する額と同条第二項の規定により国から出資される二千五百万円との合計額とする。

第十条の三第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、前項に規定するもののほか、協会に対して二千五百万円を出資するものとする。

第十条の五中「第十条の三第二項及び第三項」を「第十条の三第三項及び第四項」に改める。

が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2　前項の保険関係においては、保険価額に百分の九十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3　第一項の保険関係における保険価額は、小企業者一人につき、合計二十万円（その小企業者が中小企業等協同組合であるときは、五十万円）をこえてはならない。

4　政府は、第一項の保険関係における保険価額の総額の指定法人を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

5　指定法人は、第一項の保険関係が成立した保証については、第九条の二第一項の規定による通知をすることができない。

（準用）

第九条の七　第五条、第九条の二第二項、第九条の三第一項、第九条の四及び第九条の五第二項の規定は、指定法人を相手方とする包括保証保険に準用する。この場合において、第九条の四中「普通保証保険にあつては百分の七十、小口保証保険にあつては百分の八十」とあるのは「百分の九十」と読み替えるものとする。

第十条中「若しくは第九条の六第一項」を「、第九条の六第一項若しくは第九条の八第一項」に改める。

第十二条第一項中「第九条の六第一項」を「第九条の八第一項」に改める。

第十二条第二項中「又は第九条の六第一項」を「、第九条の六第一項又は第九条の八第一項」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　中小企業信用保険特別会計法（昭和二十五年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び第九条の七第二項」を「、第九条の七において準用する場合を含む。）及び第九条の九第二項」に改める。

（大蔵・通商産業・内閣総理大臣署名）

法律第三十二号（昭三一・三・二八）

◎開拓者資金融通法の一部を改正する法律

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

政令で定める区域内で農地開発機械公団の保有する機械及び器具を使用して行う農地の造成の事業の施行に係る開拓地（第二号において機械開墾地区開拓地という。）において耕作の業務を営む者（以下機械開墾地区開拓者という。）又はその組織する法人に対しては、政府は、前項各号に掲げる資金の外、毎年度予算の範囲内において、左の資金を貸し付けることができる。

一　開墾作業を行うのに必要な資金

二　機械開墾地区開拓地における特別な営農条件のため必要とされる飲料水供給施設その他の施設で政令で定めるものを設置するのに必要な資金

第二条第一項中「前条の規定による貸付金（以下貸付金という。）」を「前条第一項の規定による貸付金」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、機械開墾地区開拓者又はその組織する法人に対する貸付金（農林省令で定める資金に係るものを除く。）については、その貸付金の額が農林省令で定める額をこえる場合には、そのこえる部分につき、償還期間二十五年（すえ置期間を含む。）以内、年利五分の均等年賦償還の方法によるものとする。

第二条第二項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「五年」を「八年」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「貸付金の全部」を「、前条の規定による貸付金（以下貸付金という。）の全部」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

前条第二項の規定による貸付金の償還は、同項第一号の資金については、償還期間二十年（すえ置期間を含む。）以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法により、同項第二号の資金については、償還期間二十五年（すえ置期間を含む。）以内、年利五分の均等年賦償還の方法によるものとする。

第二条に次の一項を加える。

第一項から第三項までに規定するすえ置期間は、

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

貸付の日の属する会計年度の初日から起算し、前条第一項第一号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は五年、第二項に規定する償還条件で貸し付ける場合は三年、同条第一項第二号の資金を貸し付ける場合は五年、同条第一項第三号の資金を、第一項本文に規定する償還条件で貸し付ける場合は一年、同項但書に規定する償還条件で貸し付ける場合は五年、同条第二項各号の資金を貸し付ける場合は五年とし、第一項又は第三項のすえ置期間中は、無利子とする。

第三条第三項中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に改め、第四条中「第二条」を「第二条第四項」に改め、第六条第一項中「第二条第三項第三号」を「第二条第四項第三号」に改め、第七条第二項中「第六条第二項」を「前条第二項」に改め、「又は都道府県農地委員会」を削る。

附則に次の一項を加える。

昭和二十八年及び昭和二十九年に発生した災害により二年連続して被害を受けた者又はその組織する法人で政令で定めるものに第一条第一項第一号の資金を貸し付ける場合における第二条第二項の規定の適用については、同項中「八年」とあるのは、「十二年」とする。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第三十三号（昭三一・三・二八）

◎開拓融資保証法の一部を改正する法律

開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「二億円」を「二億五千万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　開拓融資保証法第五条第二項の改正に伴い、政府から出資すべき金額は、昭和三十一年度において出資するものとする。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第三十四号（昭三一・三・二八）

◎農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「四百六十六億七百万円」を「四百七十六億七百万円」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林漁業金融公庫法第四条の改正に伴い政府から出資すべき十億円の金額は、昭和三十一年度において出資するものとする。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第三十五号（昭三一・三・二九）

◎昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律

第一条中「昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度」を「昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度」に改める。

第二条及び第三条中「昭和二十八年度、昭和二十九年度又は昭和三十年度」を「昭和二十八年度から昭和三十一年度までの各年度」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

公社が昭和三十六年三月三十一日までにその請求に応ずべき旨の通知を発した場合において、変更後の加入電話の種類と同一の種類の加入電話の加入申込をしたものとした場合（公社が昭和三十七年十一月三十一日までに加入申込の承諾の通知を発したものを除く。）について種類の変更の請求をした加入者は、公社が昭和三十六年三月三十一日までにその請求に応ずべき旨の通知を発した場合において、変更後の加入電話の種類と同一の種類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払うべき額とその加入電話の加入者が同項又はこの項の規定による支払をした額の合計額（公社が次条の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）とのうちいずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額を支払わなければならない。

2　前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

3　第一条第一項の規定による支払があつた加入電話（公社が昭和三十七年十一月三十一日までに加入申込の承諾の通知を発したものを除く。）について種類の変更の請求をした加入者は、公社が昭和三十六年三月三十一日までにその請求に応ずべき旨の通知を発した場合において、変更後の加入電話の種類と同一の種類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払うべき額からその加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）を加入契約が効力を失つた際における加入者に支払わなければならない。

第三条第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「日本電信電話公社」を「公社」に改める。

第四条中「日本電信電話公社」を「公社」に、「同項又はこの項の規定による支払をした額の合計額（公社が次条の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）とのうちいずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額を支払わなければならない。」を「同項又はこの項の規定による支払をした額の合計額（公社が次条の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）とのうちいずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額をその請求をした加入者に支払わなければならない。」に改める。

第四条の五　前二条の規定は、公社が第三条第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずる場合に準用する。この場合において、第四条の三第一項及び第三項並びに前条中「加入申込をした」とあるのは「復旧工事が完了した」と、第四条の三第三項中「加入申込の承諾の通知を発した」とあるのは「復旧工事を完了した」と、前条中「その通知を発した日前五年以内にその加入電話」とあるのは「その加入電話」と読み替えるものとする。

2　前二条の規定は、公社が第四条の二第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずる場合に準用する。この場合において、第四条の三第一項及び第三項並びに前条中「加入申込をした」とあるのは「設置が完了した」と読み替えるものとする。

第五条第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十六年三月三十一日まで」に改める。

第五条の二第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十六年三月三十一日まで」に改め、「通知を発したときは」の下に「（第四条の三第一項又は第三項（第四条の五において準用する場合を含む。）の規定による支払又は債券の引受をすべき場合はその支払又は引受をする外」を加え、同条第二項中「日本電信電話公社」を「公社」に改める。

第五条の三第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十六年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「日本電信電話公社」を「公社」に改める。

第五条の四中「日本電信電話公社」を「公社」に改める。

第六条の二中「日本電信電話公社」を「公社」に、「又は第三条第一項の加入者」を「第三条第一項の加入者、第四条の二第一項の加入申込に係る権利を有する者又は第四条の三第三項（第四条の五において準用する場合を含む。）の種類の変更の請求をした加入者」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（鳩山・内閣総理大臣署名）

法律第三十六号（昭三一・三・二九）

◎電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律

電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日まで」を「日本電信電話公社（以下「公社」という。）がこの法律の施行の日から昭和三十六年三月三十一日まで」に、「日本電信電話公社が定める」を「公社が定める」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条　公社は、前条第一項の規定による支払があつた加入電話に係る加入契約がその効力を失つた場合において、その効力を失つた日前五年以内にその加入電話の加入者が同項又は第四条の三第一項の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額（その効力を失つた日前五年以内に公社が第四条の四の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）から、変更後の加入電話の種類と同一の種類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に第一条第一項の規定により支払うべき額とその加入者が同項の規定により引き受けるべき債券の額とのうちいずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額の債券を引き受けなければならない。

4　前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

第四条の四　公社は、第一条第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずべき旨の通知を昭和三十六年三月三十一日までに発して種類を変更した場合において、その通知を発した日前五年以内にその加入電話の加入者が同項又は前条第一項の規定による支払をした額の合計額（公社がこの条の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）から、変更後の加入電話の種類と同一の種類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に第一条第一項の規定により支払うべき額からその加入者が同項の規定により引き受けるべき債券の額とのうちいずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額の債券を引き受けなければならない。

4　前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

第四条の四　公社は、第一条第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずべき旨の通知を昭和三十六年三月三十一日までに発して種類を変更した場合において、その通知を発した日前五年以内にその加入電話の加入者が同項又は第四条の三第一項の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額（その効力を失つた日前五年以内に公社が第四条の四の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）から、変更後の加入電話の種類と同一の種類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に第一条第一項の規定により支払うべき額からその加入者が同項の規定により引き受けるべき債券の額とのうちいずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額の債券を引き受けなければならない。

4　前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

第四条の四　公社は、第一条第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずべき旨の通知を昭和三十六年三月三十一日までに発して種類を変更した場合において、その通知を発した日前五年以内にその加入電話の加入者が同項又は第四条の三第一項の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額（その効力を失つた日前五年以内に公社が第四条の四の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）から、変更後の加入電話の種類と同一の種類の加入電話の加入申込をしたものとした場合に第一条第一項の規定により支払うべき額からその加入者が同項の規定により引き受けるべき債券の額とのうちいずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額の債券を引き受けなければならない。

4　前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

法律第三十七号（昭三一・三・二九）

◎臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律

臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十二年三月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（運輸・内閣総理大臣署名）

法律第三十八号（昭三一・三・三〇）

◎急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律（衆法）

急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和二十七年法律第百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十二年三月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第三十九号（昭三一・三・三〇）

◎補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律

補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十二年三月三十一日」に、「及び昭和三十年度分」を「、昭和三十年度分及び昭和三十一年度分」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「及び昭和三十年度」を「、昭和三十年度及び昭和三十一年度」に改める。

（内閣総理・大蔵・文部・厚生・農林・運輸・建設大臣署名）

法律第四十号（昭三一・三・三〇）

◎就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、経済的理由によつて就学困難な児童のため教科用図書の給与を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助を与えることとし、もつて小学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（国の補助）

第二条　国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条に規定する学齢児童の同法第二十二条第一項に規定する保護者で次の各号の一に該当するものに対して、同法第二十一条第一項の教科用図書又はその購入費を給与する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その学齢児童について、同法第十三条の規定による教育扶助が行われている場合の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者である者を除く。）

二　生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

（補助の基準）

第三条　前条の規定により国が補助を行う場合の補助の基準については、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行し、昭和三十一年度において使用される教科用図書から適用する。

2　新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律（昭和二十七年法律第三十二号）は、廃止する。

3　補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条　削除

附則第三項を削り、附則第四項から附則第六項までを順次一項ずつ繰り上げる。

附則第七項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を附則第六項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童」を「児童及び生徒」に改める。

第二条中「小学校」を「義務教育諸学校」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校（以下「小学校等」と総称する。）」を「義務教育諸学校」に、「児童」を「児童又は生徒」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

第四条（見出しを含む。）中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

第六条第一項中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条第二項中「要する経費」の下に「（以下「学校給食費」という。）」を加え、「児童の保護者（学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいう。）」を「児童又は生徒の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者」に改める。

第七条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国は、公立の小学校の設置者が、学校給食を受ける児童の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者で次の各号の一に該当するものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その児童について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者である者を除く。）

二　生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

第八条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

第九条中「左の」を「次の」に改める。

第十条中「食糧管理法第四条ノ三第二項」を「同法第四条ノ三第二項」に改める。

第十二条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（大蔵・文部・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十一号（昭三一・三・三〇）

◎学校給食法の一部を改正する法律

学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童」を「児童及び生徒」に改める。

第二条中「小学校」を「義務教育諸学校」に、「左の」を「次の」に改める。

第三条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校（以下「小学校等」と総称する。）」を「義務教育諸学校」に、「児童」を「児童又は生徒」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。

第四条（見出しを含む。）中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改める。

第六条第一項中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条第二項中「要する経費」の下に「（以下「学校給食費」という。）」を加え、「児童の保護者（学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいう。）」を「児童又は生徒の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者」に改める。

第七条中「小学校等」を「義務教育諸学校」に改め、同条に次の一項を加える。

2　国は、公立の小学校の設置者が、学校給食を受ける児童の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者で次の各号の一に該当するものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

一　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その児童について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者である者を除く。）

二　生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの

三　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六条第三号の規定の例によるものとされる恩給で義務教育諸学校の職員に係るものに要する経費

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育費国庫負担法第二条第三号に掲げる経費については、昭和三十一年七月一日以後において、退職し、又は在職中死亡した者に係る恩給から適用する。

2　恩給法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十項中「同法第六十二条」を「同法第十八条については、同条の規定中第三項を除いた部分とし、同法第六十二条」に改める。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第四十二号（昭三一・三・三〇）

◎義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（教職員給与費等の国庫負担）

第二条　国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校及び中学校並びに盲学校及びろう学校の小学部及び中学部（以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次の各号に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一　市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与に要する経費（以下「教職員給与費」という。）

二　都道府県立の盲学校及びろう学校に係る教職員給与費

三　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六条第三号の規定の例によるものとされる恩給で義務教育諸学校の職員に係るものに要する経費

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、この法律による改正後の義務教育費国庫負担法第二条第三号に掲げる経費については、昭和三十一年七月一日以後において、退職し、又は在職中死亡した者に係る恩給から適用する。

2　恩給法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十項中「同法第六十二条」を「同法第十八条については、同条の規定中第三項を除いた部分とし、同法第六十二条」に改める。

（内閣総理・大蔵・文部大臣署名）

法律第四十三号（昭三一・三・三〇）

◎飼料需給安定法の一部を改正する法律

飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「本条」を「この条及び第八条の二第一項」に改める。

第五条第一項中「買い入れた輸入飼料」を「保管する輸入飼料」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（保管飼料の買換及び交換）

第八条の二　政府は、その保管する輸入飼料の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、第五条第一項の規定にかかわらず、当該輸入飼料を、その飼料と同一の品目で同一の数量の飼料に買い換え、又はこれと交換することができる。

2　前項の規定による買換のための売渡及び買入は、同時期に行わなければならない。

3　政府は、第一項の規定による交換をする場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足し、又は補足させなければならない。

4　第一項の規定による買換又は交換によつて政府が取得した飼料は、この法律の適用については、輸入飼料とみなす。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「検査」の下に「並飼料需給安定法ノ規定ニ依ル飼料ノ交換」を加え、同項後段を次のように改める。

コノ場合ニ於テ第二条、第三条及第四条ノ三中「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金並飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、第六条第一項中「食糧及農産物等ノ売渡代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ売渡代金、飼料ノ交換ニ伴フ収入」ト、「食糧及農産物等ノ買入代金」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入代金、飼料ノ交換ニ伴フ支出」ト、「食糧及農産物等ノ買入売渡」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖ノ買入売渡」ト、第六条ノ五中「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」トアルハ「食糧、農産物等」ト読替フルモノトス

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

法律第四十四号（昭三一・三・三〇）

◎農業協同組合整備特別措置法

（目的）

第一条　この法律は、整備計画をたて、これに基いて自主的に整備を行う農業協同組合に対し、国及び都道府県が助成を行う等の措置によつて、農業協同組合の整備の促進を図り、もつてその健全な発展に資することを目的とする。

（整備計画の樹立）

第二条　事業の継続に著しい支障をきたすことなしにはその債務を弁済することができない農業協同組合であつて、この法律によつて整備を行おうとするものは、昭和三十三年三月三十一日までに、都道府県知事の指定する日（以下「指定日」という。）現在により貸借対照表を作成し、これに基いて整備計画をたてなければならない。

2　農業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を作成するに当つては、農林省令で定めるところによ

り、資産の適正な評価を行い、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3　農業協同組合は、第一項の規定により整備計画をたてるに当つては、農林省令で定めるところにより、信用農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行う農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）と協議しなければならない。

4　農業協同組合が第一項の規定により整備計画をたてるには、その組合員（准組合員を除く。）の半数以上が出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

（整備の目標）

第三条　前条第一項の農業協同組合は、指定日から起算して五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに次に掲げる条件をみたすように整備を行わなければならない。

一　固定した債務の全部の整理

二　欠損金の全部の補てん（その事業分量その他の経営条件からみて欠損金が過大であるため当該期限までに欠損金の全部の補てんができないと認められる農業協同組合にあつては、その出資金の二分の一をこえない範囲内において都道府県知事がその経営に支障がないと認めて承認した額を欠損金の額から控除した残額の全部の補てん）

（整備計画の内容）

第四条　整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　組合員又は当該農業協同組合が会員となつている農業協同組合連合会との間における利用及び協力を強化するための方策

二　事業執行の体制を改善するための措置

三　固定した債権及び在庫品の資金化並びに不要固定資産の処分

四　固定した債務の条件の緩和その他信用農業協同組合連合会から受ける援助の内容

五　固定した債務の整理

六　欠損金の補てん

七　出資金の増加

（整備計画の適否の認定）

第五条　第二条第一項の規定により整備計画をたてた農業協同組合は、農林省令で定めるところにより、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2　都道府県知事は、前項の規定による整備計画の提出があつたときは、政令で定めるところにより、農業協同組合の整備に関し学識経験を有する者の意見を聞いて、その整備計画が適当であるかどうかを認定しなければならない。

3　前項の規定による認定は、農林省令で定める基準に従つて行わなければならない。

（合併の場合の特例）

第六条　前条第二項（第三条及び次条において準用する場合を含む。）の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けている農業協同組合（以下「整備組合」という。）が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が整備を行おうとするときは、当該合併についての登記の日現在により貸借対照表を作成し、これに基いて整備計画をたてなければならない。

2　前項の規定による整備は、当該合併によつて解散した整備組合についての指定日（当該合併によつて二以上の整備組合が解散した場合において、その指定日が異なるときは、当該合併についての登記の日に最も近い指定日とする。）から起算して五年を経過

令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき補助金を交付することができる。

一　第五条第二項（第六条第三項及び第七条において準用する場合を含む。）の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画に従い誠実に整備を行つていると認められる整備組合がその整備を行うに際して当該整備組合に対する債権の利息を減免した信用農業協同組合連合会に対し、その減免した利息の額の全部又は一部に相当する金額を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二　前号に規定する整備組合に駐在指導員を派遣してその整備につき指導を行う都道府県農業協同組合中央会に対し、その指導に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

（法人税法の特例）

第十一条　整備組合の昭和二十五年一月一日以後に開始する最初の事業年度の開始の日から指定日の属する事業年度の終了の日までの各事業年度において生じた欠損金（合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が当該合併により解散した整備組合の解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度）に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3　第一項の場合には、第十一条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「指定日の属する事業年度（以下「基準事業年度」という。）」とあるのは、「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替えるものとする。

（合併の奨励措置）

第十四条　都道府県知事は、組合員の数の過少その他特別の理由によりその事業を継続することが著しく困難であると認められる農業協同組合がある場合において、その整備を図るため必要があるときは、当該農業協同組合及びこれと合併することを相当と認める農業協同組合に対し、合併についての協議をすべき旨の勧告をすることができる。

2　前項の規定による勧告は、昭和三十三年三月三十一日までにするものとする。

第十五条　政府は、前条の規定による勧告に係る農業協同組合が合併した場合において、都道府県が当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合に対し合併奨励金を交付したときは、毎年度、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該都道府県に対し、その交付に要する経費につき補助金を交付することができる。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（大蔵・農林・内閣総理大臣署名）

した日の属する事業年度の終了の日までに第三条に規定する条件をみたすように整備を行わなければならない。

3　第一項の場合には、第二条第三項及び第四項、第四条並びに前条の規定を準用する。

（整備計画の変更）

第七条　整備組合が第五条第二項（前条第三項及びこの条において準用する場合を含む。）の規定により適当である旨の認定を受けた整備計画を変更する場合には、第二条第三項及び第四項並びに第五条の規定を準用する。

（都道府県知事の援助）

第八条　農業協同組合は、都道府県知事に対し、整備計画の樹立及び実施に関する助言を求めることができる。

第九条　都道府県知事は、農業協同組合が整備計画をたて、又はこれを実施するため債権者とその債務の条件の緩和その他の援助を受ける契約をする必要がある場合には、当該農業協同組合の申出により、そのあつせんをすることができる。

（助成措置）

第十条　政府は、毎年度、予算の範囲内において、政り提出する申請書は、同項の期限後においても、指定日から起算して三月を経過した日の前日と基準事業年度の終了の日の前日とのどちらか早い日（指定日が基準事業年度の終了の日である場合には、その日）までは、提出することができる。

第十三条　整備組合が基準事業年度に続く事業年度の開始の日以後合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が第六条第三項又は第七条において準用する第五条第二項の規定によりその整備計画が適当である旨の認定を受けているときは、合併によつて解散した整備組合で基準事業年度から解散の日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度（当該合併によつて解散した整備組合が当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合の整備計画を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書を提出していないものの第十一条第一項の欠損金で当該合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合にその欠損金として引き継がれたものは、合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日の属する事業年度及びその事業年度終了の日後に開始し、当該農業協同組合の整備計画において第三条第二号に掲げる条件が達成されることとなつている事業年度の終了の日までに終了する各事業年度においては、法人税法第九条第一項の所得の計算上、これを損金に算入する。

2　前項の規定は、合併によつて成立した農業協同組合又は合併後存続する農業協同組合が当該合併によつて解散した整備組合の解散の日を含む事業年度の直前の事業年度に係る青色申告書（当該合併によつて解散した整備組合が解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度に係る青色申告書を提出しないで解散した場合には、当該解散の日を含む事業年度及びその直前の事業年度）に係る青色申告書を提出した場合に限り適用する。

3　第一項の場合には、第十一条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「指定日の属する事業年度（以下「基準事業年度」という。）」とあるのは、「合併後に開始する最初の事業年度又は合併の日を含む事業年度」と読み替えるものとする。

（合併の奨励措置）

第十四条　都道府県知事は、組合員の数の過少その他特別の理由によりその事業を継続することが著しく

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　政府は、この法律施行の日までに国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）附則第二十一項の規定による処分を終らない株式を、日本電信電話公社に返還しなければならない。

（大蔵・郵政・内閣総理大臣署名）

法律第四十五号（昭三一・三・三〇）

◎日本電信電話公社法の一部を改正する法律（衆法）

日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（国際電信電話株式会社の株式の保有）

第三条の二　公社は、国際電信電話株式会社の株式を保有することができる。但し、発行済株式総数の五分の一をこえてはならない。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（国際電信電話株式会社の株式の取得又は処分の制限）

第六十八条の二　公社は、国際電信電話株式会社の株式を取得し（日本電信電話公社法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十五号）附則第二項の規定による場合を除く。）又は処分しようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

法律第四十六号（昭三一・三・三一）

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二　各議院の議長、副議長及び議員の秘書は、国会開会中に限り、日額二百円の定額によつて滞在手当を受ける。

第十一条中「前二条」を「第九条及び第十条」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵大臣署名）

法律第四十七号（昭三一・三・三一）

◎国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（衆法）

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中

国立国会図書館支部人事院図書館	人事院

を

国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館支部法制局図書館	法制局

に、

国立国会図書館支部自治庁図書館	自治庁
国立国会図書館支部経済審議庁図書館	経済審議庁

を

国立国会図書館支部自治庁図書館	自治庁
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部経済企画庁図書館	経済企画庁
国立国会図書館支部警察庁図書館	警察庁

に、

国立国会図書館支部通商産業省図書館	通商産業省

を

国立国会図書館支部通商産業省図書館	通商産業省
国立国会図書館支部工業技術院図書館	通商産業省

に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　国立国会図書館支部防衛庁図書館の長その他の職員の任免については、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第十七条第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるのは、「自衛隊法」と読み替えるものとする。

（内閣総理・通商産業大臣署名）

法律第四十八号（昭三一・三・三一）

◎行政機関職員定員法の一部を改正する法律

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分			定員	備考
総理府		本府	一、六八人	
		公正取引委員会	三七人	
		国家公安委員会		
		警察庁	七、五九六人	官うち九八五人は、警察官とする。
		国家消防本部	一〇五人	
		土地調整委員会	一八人	
		内閣官房	三、二九三人	
		行政管理庁	三、五九一人	
		北海道開発庁	二、三二三人	
		自治庁	二三九人	
		防衛庁	一、六六一人	
		経済企画庁	三六六人	
		調達庁	二、七二一人	
		科学技術庁	二五三人	
		計	一九、五五六人	
法務省	本省		四二、九三三人	検うち察一〇、四七一人は、庁の職員とする。
	司法試験管理委員会		一人	
	公安審査委員会		一人	
	公安調査庁		一、六三七人	
	計		四三、五七〇人	
外務省	本省		一、七四二人	
大蔵省	本省		二〇、九七〇人	
	国税庁		五〇、三三四人	
	計		七二、三〇四人	

行政機関の区分			定員	備考
合計			六四一、〇二八人	
建設省	本省		九、九二八人	
	首都建設委員会		一人	
	計		九、九二八人	

第三条中「前条第一項に掲げる」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律中、附則第五条のうち行政機関職員定員法の一部を改正する法律附則第四項及び附則第七項に係る改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、改正後の行政機関職員定員法（以下「新法」という。）第二条第一項の規定中科学技術庁に関する部分は、科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）施行の日から適用する。

（暫定定員）

第二条　新法第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

建設省本省	昭和三十一年十一月三十日	一人	
	昭和三十一年十二月三十一日	二人	
	昭和三十二年六月三十日	四人	
	昭和三十二年七月三十一日	二人	
運輸省本省	昭和三十一年九月三十日	一人	
通商産業省本省	昭和三十一年六月三十日	七人	
	昭和三十一年九月三十日	五人	
農林省本省	昭和三十一年九月三十日	一人	
厚生省本省	昭和三十一年五月十五日	九三三人	
	昭和三十二年五月十五日	四〇人	
大蔵省本省	昭和三十一年六月三十日	二四人	
	昭和三十一年九月三十日	二四人	
	昭和三十一年十二月三十一日	二三人	
法務省本省	昭和三十一年九月三十日	一人	
調達庁	昭和三十一年五月十五日	一四四人	
警察庁	昭和三十一年九月三十日	一人	

第三条　新法第二条第一項の規定にかかわらず、科学技術庁設置法施行の日の前日までの間の職員の定員は、総理府の本府においては百七十一人、行政管理庁においては二人、食糧庁においては二人、林野庁においては三人、水産庁においては二人、特許庁においては十三人、郵政省の本省においては五人を、新法第二条第一項に規定する定員にそれぞれ加えたものとする。

2　前条の規定にかかわらず、科学技術庁設置法施行の日の前日までの間の職員の定員は、厚生省の本省においては三人、農林省の本省においては六人、通商産業省の本省においては五十五人、運輸省の本省においては五人を、前条に規定する定員にそれぞれ加えたものとする。

第四条　新法第二条第一項の規定にかかわらず、労働

行政機関の区分			定員	備考
労働省	公共企業体等仲裁委員会		一九、一八五三人	
	公共企業体等調停委員会		一一、四九八人	
	中央労働委員会		一九人	
	本省		二五九、〇四〇人	
郵政省	本省		二五、三七〇人	
	計		二五、三七〇人	
運輸省	海上保安庁		一〇、七七五人	
	海難審判庁		一八四人	
	捕獲審検再審査委員会		五四人	
	船員労働委員会		一四、三五二人	
	本省		一四、三五二人	
	計		二三、一一九人	
通商産業省	中小企業庁		一六九人	
	特許庁		八三二人	
	本省		二二、一一八人	
	計		七〇、九四四人	
農林省	水産庁		一、三七二人	
	林野庁		二〇、八四九人	
	食糧庁		二五、四〇人	
	本省		二三、二八三人	
厚生省	本省		四三、五六七人	
	計		六三、一七人	
文部省	文化財保護委員会		四二四人	国うち立学校の職員とする。
	本省		六三、〇九三人	六一、五四人は、

保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）施行の日の前日までの間の職員の定員は、労働省の本省においては二十人を、新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

（行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「五月十五日」を「三月三十一日」に改める。

附則第七項を次のように改める。

7　新法第二条第一項の規定にかかわらず、厚生省の本省の職員の定員は、昭和三十一年三月三十一日までの間は、四万四千五百三人とする。

附則第十項中「、第四項、第六項及び第七項の規定により置かれる」を削り、同項の表厚生省の項中「四八三人」を「三九三人」に、「四五〇人」を「五四〇人」に改める。

（内閣総理・各省大臣署名）

法律第四十九号（昭三一・三・三一）

◎科学技術庁設置法

（目的）

第一条　この法律は、科学技術庁の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基いて、総理府の外局として、科学技術庁を設置する。

（任務）

第三条　科学技術庁は、科学技術の振興を図り、国民経済の発展に寄与するため、科学技術（人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを除く。以下同じ。）に関する行政を総合的に推進することを任務とする。

（権限）

第四条　科学技術庁は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（法律に基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

一　予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二　収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三　所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四　所掌事務の遂行に直接必要な事務用品、研究用資材等を調達すること。

五　不用財産を処分すること。

六　職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七　職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。

八　職員に貸与する宿舎を設置し、及び管理すること。

九　所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十　科学技術庁の公印を制定すること。

十一　科学技術（原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を含む。以下次号及び

第十三号において同じ。）に関する基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

十二　関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと。

十三　関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整を行うこと。

十四　原子力利用に関する試験研究の助成を行うこと。

十五　前号に掲げるもののほか、科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究について助成を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

十六　資源の総合的利用のための方策一般に関する事務を行うこと。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）

十七　所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十八　発明及び実用新案の奨励を行い、並びにこれらの実施化を推進すること。

十九　所掌事務の周知宣伝を行うこと。

二十　前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基く命令を含む。）に基き科学技術庁に属させられた権限

（内部部局）

第五条　科学技術庁に、長官官房及び次の四局を置く。

企画調整局

原子力局

資源局

調査普及局

（長官官房の事務）

第六条　長官官房においては、次の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三　長官の官印及び庁印を保管すること。

四　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五　経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六　行政財産及び物品を管理すること。

七　職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八　行政の考査を行うこと。

九　科学技術に関する制度一般の企画及び立案に関すること。

十　法令案の審査及び庁務の総合調整に関すること。

十一　前各号に掲げるもののほか、科学技術庁の所掌事務で他局の所掌に属しない事務に関すること。

（企画調整局の事務）

第七条　企画調整局においては、次の事務をつかさどる。

一　科学技術（原子力利用に関するものを除く。以下次号から第四号までにおいて同じ。）に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

二　関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。

三　関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類す

る経費の見積の方針の調整に関すること。
四　科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
五　日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。
六　航空技術研究所及び金属材料技術研究所に関すること。
七　株式会社科学研究所に関すること。
（原子力局の事務）
第八条　原子力局においては、次の事務をつかさどる。
一　原子力利用（大学における研究に係るものを除く。以下第二号、第三号及び第十号において同じ。）に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。
二　関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。
三　関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整並びにこれらの経費の配分計画に関すること。
四　核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
五　放射性同位元素の利用の推進に関すること。
六　放射線医学の総合的研究に関すること。
七　原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。
八　原子力研究所及び原子燃料公社に関すること。
九　原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。
十　原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練に関すること。
十一　原子力利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。
十二　原子力利用に関する統計の作成に関すること。
十三　前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。
（資源局の事務）
第九条　資源局においては、次の事務をつかさどる。
一　資源の総合的利用のための方策一般に関すること。（他の行政機関の所掌に属することを除く。）
二　資源の総合的利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。
三　資源の総合的利用に関する統計の作成に関すること。
四　前各号に掲げるもののほか、資源の総合的利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。
（調査普及局の事務）
第十条　調査普及局においては、次の事務をつかさどる。
一　科学技術（原子力利用及び資源の総合的利用に関するものを除く。以下次号において同じ。）に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。
二　科学技術に関する統計の作成に関すること。
三　科学技術庁の所掌事務に関する統計及び調査資料の頒布及び刊行に関すること。
四　発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に関すること。
五　科学技術庁の所掌事務に関する広報及び啓発に関すること。

（長官）
第十一条　科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。
2　科学技術庁長官（以下「長官」という。）は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
3　長官は、科学技術の振興及び資源の総合的利用を図るため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し科学技術の振興及び資源の総合的利用に関する重要事項について勧告することができる。
4　長官は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基いてとつた措置について報告を求めることができる。
5　長官は、第三項の規定により勧告した重要事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し当該事項について内閣法（昭和二十二年法律第五号）第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。
（特別な職）
第十二条　科学技術庁に、次長一人を置く。
2　次長は、長官を助け、庁務を整理する。
3　科学技術庁に、科学審議官五人以内を置く。
4　科学審議官は、命を受け、科学技術庁の所掌事務に関する重要な方針の決定について長官を補佐する。
第十三条　長官官房に官房長を、各局に局長を置く。
2　官房長は、命を受け、長官官房の事務を掌理する。
3　局長は、命を受け、局務を掌理する。
4　原子力局に、次長一人を置く。
5　次長は、命を受け、局長を助け、局務を整理する。
第十四条　長官官房及び各局に、科学調査官を置く。
2　科学調査官は、命を受け、長官官房及び各局の所掌事務に参画する。
3　航空技術研究所及び金属材料技術研究所に、科学研究官を置く。
4　科学研究官は、命を受け、専門的事項の研究に従事する。
5　科学調査官及び科学研究官の定数については、政令で定める。
第十五条　科学技術庁に、顧問及び参与を置くことができる。
2　顧問は、科学技術庁の所掌事務のうち、重要な施策に参画する。
3　顧問は、非常勤とする。
4　参与は、科学技術庁の所掌事務のうち、重要な事項に参与する。
5　参与は、非常勤とする。
（附属機関）
第十六条　科学技術庁に附属機関として、次の機関を置く。
航空技術研究所
金属材料技術研究所
（航空技術研究所）
第十七条　航空技術研究所は、航空技術の向上を図るため必要な研究及び試験並びに調査で、次の各号に掲げるものを行い、あわせて、その施設及び設備を関係行政機関の共用に供する機関とする。
一　研究又は試験のため必要な施設及び設備を関係行政機関に重複して設置することが、多額の経費を要するため適当でないと認められる場合における、その施設及び設備を必要とする研究及び試験
二　委託に応じて行う前号の施設及び設備を必要と

する研究及び試験

三　前各号の研究及び試験に伴う技術的調査

2　航空技術研究所の施設及び設備は、航空技術の向上を図るため特に必要があると認められるときに限り、国の行政機関でないものに使用させることができる。

3　航空技術研究所は、東京都に置く。

4　航空技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。

（金属材料技術研究所）

第十八条　金属材料技術研究所は、金属材料その他これに類する材料の品質の改善を図るため必要な研究を行う機関とする。

2　金属材料技術研究所は、東京都に置く。

3　金属材料技術研究所の内部組織は、総理府令で定める。

（その他の附属機関）

第十九条　第十六条に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる機関は、科学技術庁の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種類	目的
科学技術審議会	科学技術に関する重要事項並びに日本学術会議への諮問及び答申又は勧告に関する事項を審議すること。
航空技術審議会	航空技術に関する重要事項を審議すること。
資源調査会	資源の総合的利用に関する重要事項を調査審議すること。
発明奨励審議会	発明及び実用新案の奨励に関する重要事項を審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。

（定員）

第二十条　科学技術庁に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（科学技術行政協議会法等の廃止）

2　次に掲げる法律は、廃止する。

一　科学技術行政協議会法（昭和二十三年法律第二百五十三号）

二　資源調査会設置法（昭和二十七年法律第二百六十四号）

三　航空技術審議会設置法（昭和二十九年法律第二百二号）

（総理府設置法の改正）

3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、以下一号ずつ繰り上げる。

第五条第一項中「三局」を「二局」に改め、「原子力局」を削る。

第六条第一項第十三号中「（原子力局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第十六号中「及び原子力局」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十条中「航空技術研究所」を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条　削除

第十五条第一項中の表中

「

検察官適格審査会	検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十三条第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。
科学技術行政協議会	科学技術行政協議会法（昭和二十三年法律第二百五十三号）に基き日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。
航空技術審議会	航空技術審議会設置法（昭和二十九年法律第二百二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

」を

「

検察官適格審査会	検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十三条第一項に規定する事項に関する審査を行うこと。

」に、

「

電源開発調整審議会	電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
資源調査会	資源調査会設置法（昭和二十七年法律第二百六十四号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

」を

「

電源開発調整審議会	電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

」に改める。

第十七条中「経済企画庁」を「経済企画庁 科学技術庁」に改める。

第十八条の表中

「

経済企画庁	経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）

」を

「

経済企画庁	経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）
科学技術庁	科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第四十九号）

」に改める。

（原子力委員会設置法の改正）

4　原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「国務大臣」を「科学技術庁長官たる国務大臣」に改める。

第十五条中「総理府原子力局」を「科学技術庁原子力局」に改める。

（通商産業省設置法の改正）

5　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二十一号を次のように改める。

二十一　工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。

第四十一条第一号を次のように改める。

一　工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。

第四十七条第一項の表中

「

発明奨励審議会	発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。

」を「

意匠奨励審議会	意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。

」に改める。

（工業技術院設置法の改正）

6　工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号の三を削る。

第六条第五号を削る。

（国家行政組織法の改正）

7　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「経済企画庁」を「科学技術庁」に改める。

（株式会社科学研究所法の改正）

8　株式会社科学研究所法（昭和二十年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十条中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

（職員の引継）

9　この法律施行の際現に総理府原子力局、科学技術行政協議会事務局、資源調査会事務局及び航空技術研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて科学技術庁の職員となるものとする。

（内閣総理・大蔵・通商産業大臣署名）

法律第五十号（昭三一・三・三一）

◎厚生省設置法等の一部を改正する法律

（厚生省設置法の一部改正）

第一条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「環境衛生部を置く。」を「環境衛生部を、引揚援護局に未帰還調査部を置く。」に改める。

第七条第一項を次のように改める。

医務局、保険局及び引揚援護局に、それぞれ次長一人を置く。

第十四条の二に次の一項を加える。

2　未帰還調査部は、前項第七号に掲げる事務をつかさどる。

第十五条中「社会保険審査会」を「社会保険審査会」に改める。

第十九条第一項第二号中「抗菌性物質」の下に「及びその製剤」を加え、「殺虫剤及び」を「殺虫剤並びに」に改め、「試験的製造」の下に「並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造」を加え、同項第三号中「又は、」を「まれであるか、又は」に、「ワクチン及び血清」を「生物学的製剤」に改める。

第二十四条第一項第二号及び第三号中「及び抗菌性物質」を「並びに抗菌性物質及びその製剤」に改め、同項第六号中「試験的製造」の下に「並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造」を加え、同条第四項中「支所」の下に「及び薬用植物栽培試験場」を加える。

第二十八条を削り、第二十七条の二を第二十八条とする。

（国家行政組織法の一部改正）

第二条　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「公衆衛生局｜環境衛生部」を「公衆衛生局｜環境衛生部｜未帰還調査部」に改める。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（厚生・内閣総理大臣署名）

法律第五十一号（昭三一・三・三一）

◎恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（参法）

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「二年八月」を「三年八月」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

（内閣総理大臣署名）

法律第五十二号（昭三一・三・三一）

◎離島振興法の一部を改正する法律

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　国は、第五条第一項の離島振興計画に基き新たに簡易水道を布設する市町村に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その布設に要する費用の十分の三・五以内を補助することができる。

附　則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

（内閣総理・大蔵・厚生大臣署名）

法律第五十三号（昭三一・三・三一）

◎賠償等特殊債務処理特別会計法

（設置）

第一条　本邦が連合国（本邦と戦争状態にあつた国及びその領域の一部をなしていた国をいう。以下同じ。）との間に締結する条約に基いて行う賠償及び財産の補償その他本邦が連合国その他の国及びこれらの国民に対し、戦争の遂行の結果又は戦争の遂行若しくは連合国の軍隊による占領に関連して負担する債務（国債に係る債務を除く。）で平和の回復に伴いその支払を要するものの処理（以下「賠償等特殊債務の処理」と総称する。）に関する政府の経理を一般会計と区分して行うため、特別会計を設置する。

（管理）

第二条　この会計は、大蔵大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

（歳入及び歳出）

第三条　この会計においては、第四条の規定による一

般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、賠償等特殊債務の処理に充てるための経費及び附属諸費をもつてその歳出とする。

（一般会計からの繰入金）

第四条　賠償等特殊債務の処理に充てるため必要な金額は、予算で定めるところにより、毎会計年度、一般会計からこの会計に繰り入れるものとする。

（歳入歳出予定計算書の作成）

第五条　大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第六条　この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

（予算の作成及び提出）

第七条　内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の予算には、第五条に規定する歳入歳出予定計算書を添附しなければならない。

（剰余金の繰入）

第八条　この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

（歳入歳出決定計算書の作成）

第九条　大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成しなければならない。

（歳入歳出決算の作成及び提出）

第十条　内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2　前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添附しなければならない。

（支出残額の繰越）

第十一条　この会計の毎会計年度の歳出予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができる。

2　大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3　第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定による通知は、必要としない。

（実施規定）

第十二条　この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　一般会計の昭和三十年度の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、昭和二十九年度から昭和三十年度に繰り越した一般会計に属する平和回復善後処理費及び連合国財産補償費の経費の金額並びに同年度の一般会計に属する賠償等特殊債務処理費の経費の金額で同年度の出納の完結までに支出済とならなかつたもの（昭和三十一年度に繰り越したものを除く。）に相当する金額は、財政法第四十一条の規定にかかわらず、この会計の昭和三十一年度の歳入に繰り入れるものとする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十四号（昭三一・三・三一）

◎租税特別措置法等の一部を改正する法律

（租税特別措置法の一部改正）

第一条　租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の十二第一項中「金額の二分の一に相当する」を削る。

第七条の六第一項第一号中「日本政府において」を「日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基き日本国政府又は外国政府により」に改める。

第二十六条第一項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。

（有価証券取引税法の一部改正）

第二条　有価証券取引税法（昭和二十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「万分の三」を「万分の一」に、「万分の七」を「万分の三」に改める。

（登録税法の一部改正）

第三条　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号ただし書中「、北海道拓殖債券、興業債券、勧業債券、台湾拓殖債券、東洋拓殖債券、北支開発債券」を削り、「、鉱業開発債券又ハ樺太開発債券」を「又ハ長期信用銀行法ニ依リ発行スル債券」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　改正後の租税特別措置法第五条の十二の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日前に開始する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3　改正後の有価証券取引税法第十条の規定は、昭和三十一年四月一日以後の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、同日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につ

法律第五十五号（昭三一・三・三一）

◎所得税法の一部を改正する法律（衆法）

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項第八号中「退職年金又は」を「共済制度（第一号に規定する保険に類する業務をなすことを主たる目的とするものに限る。）又は退職年金若しくは」に改める。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。

3　新法の規定は、昭和三十一年分以後の所得税について適用し、昭和三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4　この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につ

き旧法第二十九条第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることができる。

5 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、新法第三十二条第三項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「昭和三十一年四月一日」とする。

（大蔵・内閣総理大臣署名）

法律第五十六号（昭三一・三・三一）

◎所得税法の一部を改正する法律

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第五号中「十分の一・五」を「十分の二」に、「六万円」を「八万円」に改める。

別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

イ　月額表（一）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円 3,000円未満	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その月の社会保険料控除後の給与の金額の12%に相当する金額
3,000	8,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料控除後の給与の金額の14%に相当する金額
8,500	8,700	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 1,242
8,700	8,900	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,282
8,900	9,100	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,322
9,100	9,300	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,362
9,300	9,500	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,402
9,500	9,700	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,442
9,700	9,900	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,482
9,900	10,100	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,522
10,100	10,300	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,562
10,300	10,500	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,602
10,500	10,700	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,642
10,700	10,900	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,682
10,900	11,100	320	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,722
11,100	11,300	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,762
11,300	11,500	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,802
11,500	11,700	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,842
11,700	11,900	430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,882
11,900	12,100	460	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,922
12,100	12,300	490	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
12,300	12,500	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,002
12,500	12,700	560	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,042
12,700	12,900	590	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,082
12,900	13,100	620	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,122
13,100	13,300	650	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,162
13,300	13,500	690	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,202
13,500	13,700	720	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,242
13,700	13,900	750	160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,282
13,900	14,100	780	180	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,322
14,100	14,300	810	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,362
14,300	14,500	850	230	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,402
14,500	14,700	880	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,442
14,700	14,900	910	280	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,482
14,900	15,100	940	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,522
15,100	15,300	970	320	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2,562
15,300	15,500	1,010	350	40	0	0	0	0	0	0	0	0	2,602
15,500	15,700	1,040	370	60	0	0	0	0	0	0	0	0	2,642
15,700	15,900	1,070	400	80	0	0	0	0	0	0	0	0	2,685
15,900	16,100	1,100	430	110	0	0	0	0	0	0	0	0	2,733
16,100	16,300	1,130	470	130	0	0	0	0	0	0	0	0	2,781
16,300	16,500	1,170	500	160	0	0	0	0	0	0	0	0	2,829

イ　月　額　表　（二）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
16,500	16,700	1,200	530	180	0	0	0	0	0	0	0	0	2,877
16,700	16,900	1,240	560	200	0	0	0	0	0	0	0	0	2,928
16,900	17,100	1,280	590	230	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
17,100	17,300	1,320	630	250	0	0	0	0	0	0	0	0	3,072
17,300	17,500	1,360	660	280	0	0	0	0	0	0	0	0	3,144
17,500	18,000	1,430	710	320	0	0	0	0	0	0	0	0	3,216
18,000	18,500	1,530	790	380	60	0	0	0	0	0	0	0	3,396
18,500	19,000	1,630	870	460	120	0	0	0	0	0	0	0	3,576
19,000	19,500	1,730	950	540	180	0	0	0	0	0	0	0	3,756
19,500	20,000	1,830	1,030	620	240	60	0	0	0	0	0	0	3,936
20,000	20,500	1,930	1,110	700	300	120	0	0	0	0	0	0	4,116
20,500	21,000	2,030	1,190	780	360	180	0	0	0	0	0	0	4,296
21,000	21,500	2,130	1,290	860	440	240	50	0	0	0	0	0	4,476
21,500	22,000	2,230	1,390	940	520	300	110	0	0	0	0	0	4,656
22,000	22,500	2,330	1,490	1,020	600	360	170	0	0	0	0	0	4,836
22,500	23,000	2,430	1,590	1,100	680	430	230	40	0	0	0	0	5,016
23,000	23,500	2,530	1,690	1,180	760	510	290	100	0	0	0	0	5,196
23,500	24,000	2,630	1,790	1,270	840	590	350	160	0	0	0	0	5,376
24,000	24,500	2,740	1,890	1,370	920	670	420	220	30	0	0	0	5,556
24,500	25,000	2,860	1,990	1,470	1,000	750	500	280	90	0	0	0	5,736
25,000	25,500	2,980	2,090	1,570	1,080	830	580	340	150	0	0	0	5,916
25,500	26,000	3,100	2,190	1,670	1,160	910	660	410	210	30	0	0	6,096
26,000	26,500	3,220	2,290	1,770	1,250	990	740	490	270	90	0	0	6,276
26,500	27,000	3,340	2,390	1,870	1,350	1,070	820	570	330	150	0	0	6,463
27,000	27,500	3,460	2,490	1,970	1,450	1,150	900	650	400	210	20	0	6,673
27,500	28,000	3,580	2,590	2,070	1,550	1,240	980	730	480	270	80	0	6,883
28,000	28,500	3,700	2,700	2,170	1,650	1,340	1,060	810	560	330	140	0	7,093
28,500	29,000	3,820	2,820	2,270	1,750	1,440	1,140	890	640	390	200	10	7,303
29,000	29,500	3,940	2,940	2,370	1,850	1,540	1,220	970	720	470	260	70	7,513
29,500	30,000	4,060	3,060	2,470	1,950	1,640	1,320	1,050	800	550	320	130	7,723
30,000	30,500	4,180	3,180	2,570	2,050	1,740	1,420	1,130	880	630	380	190	7,933
30,500	31,000	4,300	3,300	2,670	2,150	1,840	1,520	1,210	960	710	460	250	8,143
31,000	31,500	4,420	3,420	2,790	2,250	1,940	1,620	1,310	1,040	790	540	310	8,353
31,500	32,000	4,540	3,540	2,910	2,350	2,040	1,720	1,410	1,120	870	620	370	8,563
32,000	32,500	4,660	3,660	3,030	2,450	2,140	1,820	1,510	1,200	950	700	450	8,773
32,500	33,000	4,780	3,780	3,150	2,550	2,240	1,920	1,610	1,300	1,030	780	530	8,983
33,000	33,500	4,900	3,900	3,270	2,650	2,340	2,020	1,710	1,400	1,110	860	610	9,193
33,500	34,000	5,040	4,040	3,420	2,790	2,460	2,150	1,830	1,520	1,210	960	710	9,392
34,000	34,500	5,190	4,190	3,570	2,940	2,580	2,270	1,960	1,650	1,330	1,060	810	9,567
34,500	35,000	5,340	4,340	3,720	3,090	2,720	2,400	2,080	1,770	1,460	1,160	910	9,742
35,000	35,500	5,490	4,490	3,870	3,240	2,870	2,520	2,210	1,900	1,580	1,270	1,010	9,917
35,500	36,000	5,640	4,640	4,020	3,390	3,020	2,650	2,330	2,020	1,710	1,400	1,110	10,092
36,000	36,500	5,790	4,790	4,170	3,540	3,170	2,790	2,460	2,150	1,830	1,520	1,210	10,267
36,500	37,000	5,940	4,940	4,320	3,690	3,320	2,940	2,580	2,270	1,960	1,650	1,330	10,442
37,000	37,500	6,090	5,090	4,470	3,840	3,470	3,090	2,720	2,400	2,080	1,770	1,460	10,617
37,500	38,000	6,240	5,240	4,620	3,990	3,620	3,240	2,870	2,520	2,210	1,900	1,580	10,792
38,000	38,500	6,390	5,390	4,770	4,140	3,770	3,390	3,020	2,650	2,330	2,020	1,710	10,967
38,500	39,000	6,560	5,540	4,920	4,290	3,920	3,540	3,170	2,790	2,460	2,150	1,830	11,142
39,000	39,500	6,740	5,690	5,070	4,440	4,070	3,690	3,320	2,940	2,580	2,270	1,960	11,317
39,500	40,000	6,910	5,840	5,220	4,590	4,220	3,840	3,470	3,090	2,720	2,400	2,080	11,497

イ　月　額　表　（三）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
40,000	41,000	7,180	6,070	5,440	4,820	4,440	4,070	3,690	3,320	2,940	2,580	2,270	11,667
41,000	42,000	7,530	6,370	5,740	5,120	4,740	4,370	3,990	3,620	3,240	2,870	2,520	12,017
42,000	43,000	7,880	6,710	6,040	5,420	5,040	4,670	4,290	3,920	3,540	3,170	2,790	12,384
43,000	44,000	8,230	7,060	6,340	5,720	5,340	4,970	4,590	4,220	3,840	3,470	3,090	12,784
44,000	45,000	8,580	7,410	6,680	6,020	5,640	5,270	4,890	4,520	4,140	3,770	3,390	13,184
45,000	46,000	8,930	7,760	7,030	6,320	5,940	5,570	5,190	4,820	4,440	4,070	3,690	13,584
46,000	47,000	9,280	8,110	7,380	6,650	6,240	5,870	5,490	5,120	4,740	4,370	3,990	13,984
47,000	48,000	9,630	8,460	7,730	7,000	6,560	6,170	5,790	5,420	5,040	4,670	4,290	14,384
48,000	49,000	9,980	8,810	8,080	7,350	6,910	6,470	6,090	5,720	5,340	4,970	4,590	14,784
49,000	50,000	10,330	9,160	8,430	7,700	7,260	6,820	6,390	6,020	5,640	5,270	4,890	15,184
50,000	51,000	10,680	9,510	8,780	8,050	7,610	7,170	6,740	6,320	5,940	5,570	5,190	15,584
51,000	52,000	11,030	9,860	9,130	8,400	7,960	7,520	7,090	6,650	6,240	5,870	5,490	15,984
52,000	53,000	11,380	10,210	9,480	8,750	8,310	7,870	7,440	7,000	6,560	6,170	5,790	16,384
53,000	54,000	11,730	10,560	9,830	9,100	8,660	8,220	7,790	7,350	6,910	6,470	6,090	16,784
54,000	55,000	12,080	10,910	10,180	9,450	9,010	8,570	8,140	7,700	7,260	6,820	6,390	17,184
55,000	56,000	12,450	11,260	10,530	9,800	9,360	8,920	8,490	8,050	7,610	7,170	6,740	17,584
56,000	57,000	12,850	11,610	10,880	10,150	9,710	9,270	8,840	8,400	7,960	7,520	7,090	17,984
57,000	58,000	13,250	11,960	11,230	10,500	10,060	9,620	9,190	8,750	8,310	7,870	7,440	18,384
58,000	59,000	13,650	12,320	11,580	10,850	10,410	9,970	9,540	9,100	8,660	8,220	7,790	18,784
59,000	60,000	14,050	12,720	11,930	11,200	10,760	10,320	9,890	9,450	9,010	8,570	8,140	19,184
60,000	61,000	14,450	13,120	12,280	11,550	11,110	10,670	10,240	9,800	9,360	8,920	8,490	19,584
61,000	62,000	14,850	13,520	12,680	11,900	11,460	11,020	10,590	10,150	9,710	9,270	8,840	19,984
62,000	63,000	15,250	13,920	13,080	12,250	11,810	11,370	10,940	10,500	10,060	9,620	9,190	20,384
63,000	64,000	15,650	14,320	13,480	12,650	12,160	11,720	11,290	10,850	10,410	9,970	9,540	20,784
64,000	65,000	16,050	14,720	13,880	13,050	12,550	12,070	11,640	11,200	10,760	10,320	9,890	21,184
65,000	66,000	16,450	15,120	14,280	13,450	12,950	12,450	11,990	11,550	11,110	10,670	10,240	21,584
66,000	67,000	16,850	15,520	14,680	13,850	13,350	12,850	12,350	11,900	11,460	11,020	10,590	21,984
67,000	68,000	17,250	15,920	15,080	14,250	13,750	13,250	12,750	12,250	11,810	11,370	10,940	22,400
68,000	69,000	17,650	16,320	15,480	14,650	14,150	13,650	13,150	12,650	12,160	11,720	11,290	22,850
69,000	70,000	18,050	16,720	15,880	15,050	14,550	14,050	13,550	13,050	12,550	12,070	11,640	23,300
70,000	71,000	18,450	17,120	16,280	15,450	14,950	14,450	13,950	13,450	12,950	12,450	11,990	23,750
71,000	72,000	18,850	17,520	16,680	15,850	15,350	14,850	14,350	13,850	13,350	12,850	12,350	24,200
72,000	73,000	19,250	17,920	17,080	16,250	15,750	15,250	14,750	14,250	13,750	13,250	12,750	24,650
73,000	74,000	19,650	18,320	17,480	16,650	16,150	15,650	15,150	14,650	14,150	13,650	13,150	25,100
74,000	75,000	20,050	18,720	17,880	17,050	16,550	16,050	15,550	15,050	14,550	14,050	13,550	25,550
75,000	76,000	20,450	19,120	18,280	17,450	16,950	16,450	15,950	15,450	14,950	14,450	13,950	26,000
76,000	77,000	20,850	19,520	18,680	17,850	17,350	16,850	16,350	15,850	15,350	14,850	14,350	26,450
77,000	78,000	21,250	19,920	19,080	18,250	17,750	17,250	16,750	16,250	15,750	15,250	14,750	26,900
78,000	79,000	21,650	20,320	19,480	18,650	18,150	17,650	17,150	16,650	16,150	15,650	15,150	27,350
79,000	80,000	22,050	20,720	19,880	19,050	18,550	18,050	17,550	17,050	16,550	16,050	15,550	27,800
80,000	81,500	22,590	21,220	20,380	19,550	19,050	18,550	18,050	17,550	17,050	16,550	16,050	28,250
81,500	83,000	23,260	21,820	20,980	20,150	19,650	19,150	18,650	18,150	17,650	17,150	16,650	28,925
83,000	84,500	23,940	22,440	21,580	20,750	20,250	19,750	19,250	18,750	18,250	17,750	17,250	29,600
84,500	86,000	24,610	23,110	22,180	21,350	20,850	20,350	19,850	19,350	18,850	18,350	17,850	30,275
86,000	87,500	25,290	23,790	22,850	21,950	21,450	20,950	20,450	19,950	19,450	18,950	18,450	30,950
87,500	89,000	25,960	24,460	23,520	22,590	22,050	21,550	21,050	20,550	20,050	19,550	19,050	31,625
89,000	90,500	26,640	25,140	24,200	23,260	22,700	22,150	21,650	21,150	20,650	20,150	19,650	32,300
90,500	92,000	27,310	25,810	24,870	23,940	23,370	22,810	22,250	21,750	21,250	20,750	20,250	32,975
92,000	93,500	27,990	26,490	25,550	24,610	24,050	23,490	22,920	22,360	21,850	21,350	20,850	33,650
93,500	95,000	28,660	27,160	26,220	25,290	24,720	24,160	23,600	23,040	22,470	21,950	21,450	34,325
95,000	97,500	29,560	28,060	27,120	26,190	25,620	25,060	24,500	23,940	23,370	22,810	22,250	35,000
97,500	99,000	30,460	28,960	28,020	27,090	26,520	25,960	25,400	24,840	24,270	23,710	23,150	36,125
99,000	100,500	31,140	29,640	28,700	27,760	27,200	26,640	26,070	25,510	24,950	24,390	23,820	36,800
100,500	102,000	31,810	30,310	29,370	28,440	27,870	27,310	26,750	26,190	25,620	25,060	24,500	37,500
102,000	103,500	32,490	30,990	30,050	29,110	28,550	27,990	27,420	26,860	26,300	25,740	25,170	38,250

イ 月 額 表 （四）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
103,500	105,000	33,160	31,660	30,720	29,790	29,220	28,660	28,100	27,540	26,970	26,410	25,850	39,000
105,000	106,500	33,840	32,340	31,400	30,460	29,900	29,340	28,770	28,210	27,650	27,090	26,520	39,750
106,500	108,000	34,510	33,010	32,070	31,140	30,570	30,010	29,450	28,890	28,320	27,760	27,200	40,500
108,000	109,500	35,190	33,690	32,750	31,810	31,250	30,690	30,120	29,560	29,000	28,440	27,870	41,250
109,500	111,000	35,860	34,360	33,420	32,490	31,920	31,360	30,800	30,240	29,670	29,110	28,550	42,000
111,000	112,500	36,540	35,040	34,100	33,160	32,600	32,040	31,470	30,910	30,350	29,790	29,220	42,750
112,500	114,000	37,210	35,710	34,770	33,840	33,270	32,710	32,150	31,590	31,020	30,460	29,900	43,500
114,000	115,500	37,960	36,390	35,450	34,510	33,950	33,390	32,820	32,260	31,700	31,140	30,570	44,250
115,500	117,000	38,710	37,060	36,120	35,190	34,620	34,060	33,500	32,940	32,370	31,810	31,250	45,000
117,000	118,500	39,460	37,790	36,800	35,860	35,300	34,740	34,170	33,610	33,050	32,490	31,920	45,750
118,500	120,000	40,210	38,540	37,500	36,540	35,970	35,410	34,850	34,290	33,720	33,160	32,600	46,500
120,000	121,500	40,960	39,290	38,250	37,210	36,650	36,090	35,520	34,960	34,400	33,840	33,270	47,250
121,500	123,000	41,710	40,040	39,000	37,960	37,330	36,760	36,200	35,640	35,070	34,510	33,950	48,000
123,000	124,500	42,460	40,790	39,750	38,710	38,080	37,460	36,870	36,310	35,750	35,190	34,620	48,750
124,500	126,000	43,210	41,540	40,500	39,460	38,830	38,210	37,580	36,990	36,420	35,860	35,300	49,500
126,000	127,500	43,960	42,290	41,250	40,210	39,580	38,960	38,330	37,710	37,100	36,540	35,970	50,250
127,500	129,000	44,710	43,040	42,000	40,960	40,330	39,710	39,080	38,460	37,830	37,210	36,650	51,000
129,000	130,500	45,460	43,790	42,750	41,710	41,080	40,460	39,830	39,210	38,580	37,960	37,330	51,750
130,500	132,000	46,210	44,540	43,500	42,460	41,830	41,210	40,580	39,960	39,330	38,710	38,080	52,500
132,000	133,500	46,960	45,290	44,250	43,210	42,580	41,960	41,330	40,710	40,080	39,460	38,830	53,250
133,500	135,000	47,710	46,040	45,000	43,960	43,330	42,710	42,080	41,460	40,830	40,210	39,580	54,000
135,000	136,500	48,460	46,790	45,750	44,710	44,080	43,460	42,830	42,210	41,580	40,960	40,330	54,750
136,500	138,000	49,210	47,540	46,500	45,460	44,830	44,210	43,580	42,960	42,330	41,710	41,080	55,500
138,000	139,500	49,960	48,290	47,250	46,210	45,580	44,960	44,330	43,710	43,080	42,460	41,830	56,250
139,500	140,000	50,460	48,790	47,750	46,710	46,080	45,460	44,830	44,210	43,580	42,960	42,330	57,000
140,000円		50,580	48,920	47,870	46,830	46,210	45,580	44,960	44,330	43,710	43,080	42,460	57,250
140,000円をこえ180,000円に満たない金額		140,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち140,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額											57,250円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち140,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額
180,000円		70,580	68,920	67,870	66,830	66,210	65,580	64,960	64,330	63,710	63,080	62,460	77,917
180,000円をこえ263,000円に満たない金額		180,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち180,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額											77,917円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち180,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額
263,000円		116,230	114,570	113,520	112,480	111,860	111,230	110,610	109,980	109,360	108,730	108,110	124,217
263,000円をこえる金額		263,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち263,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額											124,217円に、その月の社会保険料控除後の給与の金額のうち263,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額

イ 月 額 表 （五）

その月の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額													従たる給与に扶養親族等申告書が提出されているときには、扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに334円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに417円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、584円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき417円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額													

（備考　税額の求め方）

(一)　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(㈡に該当しない者)については、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ)　まず、その者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から417円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、584円）を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ)　扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに334円を控除した金額が、その求める税額である。

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、その者のその月の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに334円を控除した金額）が、その求める税額である。

(二)　第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして(一)の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき350円を控除した金額が、その求める税額である。

ロ　週　額　表　（二）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,250	4,300	360	190	90	20	0	0	0	0	0	0	0	810
4,300	4,350	370	200	100	20	0	0	0	0	0	0	0	828
4,350	4,400	380	200	110	30	0	0	0	0	0	0	0	846
4,400	4,450	390	210	110	30	0	0	0	0	0	0	0	864
4,450	4,500	400	220	120	40	0	0	0	0	0	0	0	882
4,500	4,600	410	230	130	50	10	0	0	0	0	0	0	900
4,600	4,700	430	250	150	60	20	0	0	0	0	0	0	936
4,700	4,800	450	260	170	70	30	0	0	0	0	0	0	972
4,800	4,900	470	280	180	90	40	0	0	0	0	0	0	1,008
4,900	5,000	490	300	200	100	50	10	0	0	0	0	0	1,044
5,000	5,100	510	320	210	120	70	20	0	0	0	0	0	1,080
5,100	5,200	530	340	230	130	80	30	0	0	0	0	0	1,116
5,200	5,300	550	360	250	150	90	50	0	0	0	0	0	1,152
5,300	5,400	570	380	260	170	110	60	10	0	0	0	0	1,188
5,400	5,500	590	400	280	180	120	70	30	0	0	0	0	1,224
5,500	5,600	610	420	300	200	140	80	40	0	0	0	0	1,260
5,600	5,700	640	440	320	210	150	100	50	10	0	0	0	1,296
5,700	5,800	660	460	340	230	170	110	60	20	0	0	0	1,332
5,800	5,900	680	480	360	250	190	130	70	30	0	0	0	1,368
5,900	6,000	710	500	380	260	200	140	90	40	0	0	0	1,404
6,000	6,100	730	520	400	280	220	160	100	50	10	0	0	1,440
6,100	6,200	760	540	420	300	230	180	120	70	20	0	0	1,476
6,200	6,300	780	560	440	320	250	190	130	80	30	0	0	1,515
6,300	6,400	800	580	460	340	270	210	150	90	50	0	0	1,557
6,400	6,500	830	600	480	360	280	220	170	110	60	10	0	1,599
6,500	6,600	850	620	500	380	300	240	180	120	70	30	0	1,641
6,600	6,700	880	640	520	400	320	260	200	140	80	40	0	1,683
6,700	6,800	900	670	540	420	340	270	210	160	100	50	10	1,725
6,800	6,900	920	690	560	440	360	290	230	170	110	60	20	1,767
6,900	7,000	950	710	580	460	380	310	250	190	130	70	30	1,809
7,000	7,100	970	740	600	480	400	330	260	200	150	90	40	1,851
7,100	7,200	1,000	760	620	500	420	350	280	220	160	100	60	1,893
7,200	7,300	1,020	790	640	520	440	370	300	240	180	120	70	1,935
7,300	7,400	1,040	810	660	540	460	390	320	250	190	130	80	1,977
7,400	7,500	1,070	830	690	560	480	410	340	270	210	150	90	2,019
7,500	7,600	1,090	860	710	580	500	430	360	280	230	170	110	2,061
7,600	7,700	1,120	880	740	600	520	450	380	300	240	180	120	2,103
7,700	7,800	1,140	910	760	620	540	470	400	320	260	200	140	2,145
7,800	7,900	1,170	930	790	640	570	490	420	350	280	220	160	2,186
7,900	8,000	1,200	960	820	670	590	520	450	370	300	240	180	2,221
8,000	8,100	1,230	990	850	700	620	540	470	400	320	260	200	2,256
8,100	8,200	1,260	1,020	880	730	640	570	500	420	350	280	220	2,291
8,200	8,300	1,290	1,050	910	760	670	590	520	450	370	300	240	2,326
8,300	8,400	1,320	1,080	940	790	700	620	550	470	400	330	260	2,361
8,400	8,500	1,350	1,110	970	820	730	650	570	500	420	350	280	2,396
8,500	8,600	1,380	1,140	1,000	850	760	680	600	520	450	380	300	2,431
8,600	8,700	1,410	1,170	1,030	880	790	710	620	550	470	400	330	2,466
8,700	8,800	1,440	1,200	1,060	910	820	740	650	570	500	430	350	2,501
8,800	8,900	1,470	1,230	1,090	940	850	770	680	600	520	450	380	2,536
8,900	9,000	1,500	1,260	1,120	970	880	800	710	620	550	480	400	2,571

別表第三　**給与所得の所得税源泉徴収額表**（第三十八条第一項第一号及び第五号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ　週　額　表　（一）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
700	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社会保険料控除後の給与の金額の12%に相当する金額
700	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その週の社会保険料控除後の給与の金額の14%に相当する金額
2,000	2,050	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	293
2,050	2,100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	303
2,100	2,150	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	313
2,150	2,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	323
2,200	2,250	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	333
2,250	2,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	343
2,300	2,350	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	353
2,350	2,400	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	363
2,400	2,450	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	373
2,450	2,500	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	383
2,500	2,550	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	393
2,550	2,600	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	403
2,600	2,650	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	413
2,650	2,700	90	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	423
2,700	2,750	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	433
2,750	2,800	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	443
2,800	2,850	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,850	2,900	120	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	463
2,900	2,950	130	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	473
2,950	3,000	140	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	483
3,000	3,050	140	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	493
3,050	3,100	150	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	503
3,100	3,150	160	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	513
3,150	3,200	170	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	523
3,200	3,250	180	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	533
3,250	3,300	180	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	543
3,300	3,350	190	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	553
3,350	3,400	200	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	563
3,400	3,450	210	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	573
3,450	3,500	220	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	583
3,500	3,550	220	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	593
3,550	3,600	230	80	10	0	0	0	0	0	0	0	0	603
3,600	3,650	240	80	10	0	0	0	0	0	0	0	0	613
3,650	3,700	250	90	20	0	0	0	0	0	0	0	0	623
3,700	3,750	260	100	20	0	0	0	0	0	0	0	0	635
3,750	3,800	260	110	30	0	0	0	0	0	0	0	0	647
3,800	3,850	270	120	40	0	0	0	0	0	0	0	0	659
3,850	3,900	280	120	40	0	0	0	0	0	0	0	0	671
3,900	3,950	290	130	50	0	0	0	0	0	0	0	0	684
3,950	4,000	300	140	50	0	0	0	0	0	0	0	0	702
4,000	4,050	310	150	60	0	0	0	0	0	0	0	0	720
4,050	4,100	320	160	70	0	0	0	0	0	0	0	0	738
4,100	4,150	330	160	70	0	0	0	0	0	0	0	0	756
4,150	4,200	340	170	80	0	0	0	0	0	0	0	0	774
4,200	4,250	350	180	80	10	0	0	0	0	0	0	0	792

ロ　週　額　表　（三）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
9,000	9,100	1,530	1,290	1,150	1,000	910	830	740	650	570	500	430	2,606	
9,100	9,200	1,570	1,320	1,180	1,030	940	860	770	680	600	530	450	2,641	
9,200	9,300	1,600	1,350	1,210	1,060	970	890	800	710	620	550	480	2,676	
9,300	9,400	1,640	1,380	1,240	1,090	1,000	920	830	740	650	580	500	2,711	
9,400	9,500	1,670	1,410	1,270	1,120	1,030	950	860	770	680	600	530	2,746	
9,500	9,700	1,730	1,460	1,310	1,170	1,080	990	900	820	730	640	570	2,781	
9,700	9,900	1,800	1,520	1,370	1,230	1,140	1,050	960	880	790	700	620	2,851	
9,900	10,100	1,870	1,590	1,430	1,290	1,200	1,110	1,020	940	850	760	670	2,930	
10,100	10,300	1,940	1,660	1,490	1,350	1,260	1,170	1,080	1,000	910	820	730	3,010	
10,300	10,500	2,010	1,730	1,560	1,410	1,320	1,230	1,140	1,060	970	880	790	3,090	
10,500	10,700	2,080	1,800	1,630	1,470	1,380	1,290	1,200	1,120	1,030	940	850	3,170	
10,700	10,900	2,150	1,870	1,700	1,530	1,440	1,350	1,260	1,180	1,090	1,000	910	3,250	
10,900	11,100	2,220	1,940	1,770	1,600	1,500	1,410	1,320	1,240	1,150	1,060	970	3,330	
11,100	11,300	2,290	2,010	1,840	1,670	1,570	1,470	1,380	1,300	1,210	1,120	1,030	3,410	
11,300	11,500	2,360	2,080	1,910	1,740	1,640	1,540	1,440	1,360	1,270	1,180	1,090	3,490	
11,500	11,700	2,430	2,150	1,980	1,810	1,710	1,610	1,510	1,420	1,330	1,240	1,150	3,570	
11,700	11,900	2,500	2,220	2,050	1,880	1,780	1,680	1,580	1,480	1,390	1,300	1,210	3,650	
11,900	12,100	2,570	2,290	2,120	1,950	1,850	1,750	1,650	1,540	1,450	1,360	1,270	3,730	
12,100	12,300	2,640	2,360	2,190	2,020	1,920	1,820	1,720	1,610	1,510	1,420	1,330	3,810	
12,300	12,500	2,710	2,430	2,260	2,090	1,990	1,890	1,790	1,680	1,580	1,480	1,390	3,890	
12,500	12,700	2,780	2,500	2,330	2,160	2,060	1,960	1,860	1,750	1,650	1,550	1,450	3,970	
12,700	12,900	2,850	2,570	2,400	2,230	2,130	2,030	1,930	1,820	1,720	1,620	1,520	4,050	
12,900	13,100	2,930	2,640	2,470	2,300	2,200	2,100	2,000	1,890	1,790	1,690	1,590	4,130	
13,100	13,300	3,010	2,710	2,540	2,370	2,270	2,170	2,070	1,960	1,860	1,760	1,660	4,210	
13,300	13,500	3,090	2,780	2,610	2,440	2,340	2,240	2,140	2,030	1,930	1,830	1,730	4,290	
13,500	13,700	3,170	2,850	2,680	2,510	2,410	2,310	2,210	2,100	2,000	1,900	1,800	4,370	
13,700	13,900	3,250	2,930	2,750	2,580	2,480	2,380	2,280	2,170	2,070	1,970	1,870	4,450	
13,900	14,100	3,330	3,010	2,820	2,650	2,550	2,450	2,350	2,240	2,140	2,040	1,940	4,530	
14,100	14,300	3,410	3,090	2,900	2,720	2,620	2,520	2,420	2,310	2,210	2,110	2,010	4,610	
14,300	14,500	3,490	3,170	2,980	2,790	2,690	2,590	2,490	2,380	2,280	2,180	2,080	4,690	
14,500	14,700	3,570	3,250	3,060	2,860	2,760	2,660	2,560	2,450	2,350	2,250	2,150	4,770	
14,700	14,900	3,650	3,330	3,140	2,940	2,830	2,730	2,630	2,520	2,420	2,320	2,220	4,850	
14,900	15,100	3,730	3,410	3,220	3,020	2,910	2,800	2,700	2,590	2,490	2,390	2,290	4,930	
15,100	15,300	3,810	3,490	3,300	3,100	2,990	2,870	2,770	2,660	2,560	2,460	2,360	5,010	
15,300	15,500	3,890	3,570	3,380	3,180	3,070	2,950	2,840	2,730	2,630	2,530	2,430	5,090	
15,500	15,700	3,970	3,650	3,460	3,260	3,150	3,030	2,910	2,800	2,700	2,600	2,500	5,170	
15,700	15,900	4,050	3,730	3,540	3,340	3,230	3,110	2,990	2,880	2,770	2,670	2,570	5,257	
15,900	16,100	4,130	3,810	3,620	3,420	3,310	3,190	3,070	2,960	2,840	2,740	2,640	5,347	
16,100	16,300	4,210	3,890	3,700	3,500	3,390	3,270	3,150	3,040	2,920	2,810	2,710	5,437	
16,300	16,500	4,290	3,970	3,780	3,580	3,470	3,350	3,230	3,120	3,000	2,880	2,780	5,527	
16,500	16,700	4,370	4,050	3,860	3,660	3,550	3,430	3,310	3,200	3,080	2,960	2,850	5,617	
16,700	16,900	4,450	4,130	3,940	3,740	3,630	3,510	3,390	3,280	3,160	3,040	2,930	5,707	
16,900	17,100	4,530	4,210	4,020	3,820	3,710	3,590	3,470	3,360	3,240	3,120	3,010	5,797	
17,100	17,300	4,610	4,290	4,100	3,900	3,790	3,670	3,550	3,440	3,320	3,200	3,090	5,887	
17,300	17,500	4,690	4,370	4,180	3,980	3,870	3,750	3,630	3,520	3,400	3,280	3,170	5,977	
17,500	17,700	4,770	4,450	4,260	4,060	3,950	3,830	3,710	3,600	3,480	3,360	3,250	6,037	
17,700	17,900	4,850	4,530	4,340	4,140	4,030	3,910	3,790	3,680	3,560	3,440	3,330	6,157	
17,900	18,100	4,930	4,610	4,420	4,220	4,110	3,990	3,870	3,760	3,640	3,520	3,410	6,247	
18,100	18,300	5,010	4,690	4,500	4,300	4,190	4,070	3,950	3,840	3,720	3,600	3,490	6,337	
18,300	18,500	5,090	4,770	4,580	4,380	4,270	4,150	4,030	3,920	3,800	3,680	3,570	6,427	
18,500	18,700	5,170	4,850	4,660	4,460	4,350	4,230	4,110	4,000	3,880	3,760	3,650	6,517	
18,700	18,900	5,250	4,930	4,740	4,540	4,430	4,310	4,190	4,080	3,960	3,840	3,730	6,607	
18,900	19,100	5,340	5,010	4,820	4,620	4,510	4,390	4,270	4,160	4,040	3,920	3,810	6,697	
19,100	19,300	5,430	5,090	4,900	4,700	4,590	4,470	4,350	4,240	4,120	4,000	3,890	6,787	
19,300	19,500	5,520	5,170	4,980	4,780	4,670	4,550	4,430	4,320	4,200	4,080	3,970	6,877	

ロ　週　額　表　（四）

その週の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額												乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
19,500	19,800	5,630	5,280	5,080	4,880	4,770	4,650	4,530	4,420	4,300	4,180	4,070	6,967	
19,800	20,100	5,770	5,420	5,200	5,000	4,890	4,770	4,650	4,540	4,420	4,300	4,190	7,102	
20,100	20,400	5,900	5,550	5,330	5,120	5,010	4,890	4,770	4,660	4,540	4,420	4,310	7,237	
20,400	20,700	6,040	5,690	5,470	5,250	5,130	5,010	4,890	4,780	4,660	4,540	4,430	7,372	
20,700	21,000	6,170	5,820	5,600	5,390	5,250	5,130	5,010	4,900	4,780	4,660	4,550	7,507	
21,000	21,300	6,310	5,960	5,740	5,520	5,390	5,260	5,130	5,020	4,900	4,780	4,670	7,642	
21,300	21,600	6,440	6,090	5,870	5,660	5,520	5,390	5,260	5,140	5,020	4,900	4,790	7,777	
21,600	21,900	6,580	6,230	6,010	5,790	5,660	5,530	5,400	5,260	5,140	5,020	4,910	7,912	
21,900	22,200	6,710	6,360	6,140	5,930	5,790	5,660	5,530	5,400	5,270	5,140	5,030	8,047	
22,200	22,500	6,850	6,500	6,280	6,060	5,930	5,800	5,670	5,530	5,400	5,270	5,150	8,182	
22,500	22,800	6,980	6,630	6,410	6,200	6,060	5,930	5,800	5,670	5,540	5,410	5,280	8,317	
22,800	23,100	7,120	6,770	6,550	6,330	6,200	6,070	5,940	5,800	5,670	5,540	5,410	8,452	
23,100	23,400	7,250	6,900	6,680	6,470	6,330	6,200	6,070	5,940	5,810	5,680	5,550	8,587	
23,400	23,700	7,390	7,040	6,820	6,600	6,470	6,340	6,210	6,070	5,940	5,810	5,680	8,725	
23,700	24,000	7,520	7,170	6,950	6,740	6,600	6,470	6,340	6,210	6,080	5,950	5,820	8,875	
24,000	24,300	7,660	7,310	7,090	6,870	6,740	6,610	6,480	6,340	6,210	6,080	5,950	9,025	
24,300	24,600	7,790	7,440	7,220	7,010	6,870	6,740	6,610	6,480	6,350	6,220	6,090	9,175	
24,600	24,900	7,930	7,580	7,360	7,140	7,010	6,880	6,750	6,610	6,480	6,350	6,220	9,325	
24,900	25,200	8,060	7,710	7,490	7,280	7,140	7,010	6,880	6,750	6,620	6,490	6,360	9,475	
25,200	25,500	8,200	7,850	7,630	7,410	7,280	7,150	7,020	6,880	6,750	6,620	6,490	9,625	
25,500	25,800	8,330	7,980	7,760	7,550	7,410	7,280	7,150	7,020	6,890	6,760	6,630	9,775	
25,800	26,100	8,470	8,120	7,900	7,680	7,550	7,420	7,290	7,150	7,020	6,890	6,760	9,925	
26,100	26,400	8,600	8,250	8,030	7,820	7,680	7,550	7,420	7,290	7,160	7,030	6,900	10,075	
26,400	26,700	8,740	8,390	8,170	7,950	7,820	7,690	7,560	7,420	7,290	7,160	7,030	10,225	
26,700	27,000	8,890	8,520	8,300	8,090	7,950	7,820	7,690	7,560	7,430	7,300	7,170	10,375	
27,000	27,300	9,040	8,660	8,440	8,220	8,090	7,960	7,830	7,690	7,560	7,430	7,300	10,525	
27,300	27,600	9,190	8,800	8,570	8,360	8,220	8,090	7,960	7,830	7,700	7,570	7,440	10,675	
27,600	27,900	9,340	8,950	8,710	8,490	8,360	8,230	8,100	7,960	7,830	7,700	7,570	10,825	
27,900	28,200	9,490	9,100	8,860	8,630	8,490	8,360	8,230	8,100	7,970	7,840	7,710	10,975	
28,200	28,500	9,640	9,250	9,010	8,770	8,630	8,500	8,370	8,230	8,100	7,970	7,840	11,125	
28,500	28,800	9,790	9,400	9,160	8,920	8,770	8,630	8,500	8,370	8,240	8,110	7,980	11,275	
28,800	29,100	9,940	9,550	9,310	9,070	8,920	8,780	8,640	8,500	8,370	8,240	8,110	11,425	
29,100	29,400	10,090	9,700	9,460	9,220	9,070	8,930	8,780	8,640	8,510	8,380	8,250	11,575	
29,400	29,700	10,240	9,850	9,610	9,370	9,220	9,080	8,930	8,790	8,640	8,510	8,380	11,725	
29,700	30,000	10,390	10,000	9,760	9,520	9,370	9,230	9,080	8,930	8,790	8,650	8,520	11,875	
30,000	30,300	10,540	10,150	9,910	9,670	9,520	9,380	9,230	9,080	8,940	8,790	8,650	12,025	
30,300	30,600	10,690	10,300	10,060	9,820	9,670	9,530	9,380	9,230	9,090	8,940	8,800	12,175	
30,600	30,900	10,840	10,450	10,210	9,970	9,820	9,680	9,530	9,380	9,240	9,090	8,950	12,325	
30,900	31,200	10,990	10,600	10,360	10,120	9,970	9,830	9,680	9,530	9,390	9,240	9,100	12,475	
31,200	31,500	11,140	10,750	10,510	10,270	10,120	9,980	9,830	9,680	9,540	9,390	9,250	12,625	
31,500	31,800	11,290	10,900	10,660	10,420	10,270	10,130	9,980	9,830	9,690	9,540	9,400	12,775	
31,800	32,100	11,440	11,050	10,810	10,570	10,420	10,280	10,130	9,980	9,840	9,690	9,550	12,925	
32,100	32,400	11,590	11,200	10,960	10,720	10,570	10,430	10,280	10,130	9,990	9,840	9,700	13,075	
32,400	32,700	11,740	11,350	11,110	10,870	10,720	10,580	10,430	10,280	10,140	9,990	9,850	13,225	
32,700	33,000	11,890	11,500	11,260	11,020	10,870	10,730	10,580	10,430	10,290	10,140	10,000	13,375	
33,000円		11,970	11,580	11,340	11,090	10,950	10,800	10,650	10,510	10,360	10,220	10,070	13,525	
33,000円をこえ42,000円に満たない金額		33,000円の場合の税額に、その週の社会保険料控額後の給与の金額のうち33,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											13,525円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち33,000円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額	
42,000円		16,470	16,080	15,840	15,590	15,450	15,300	15,150	15,010	14,860	14,720	14,570	18,181	

ロ 週額表（五）

その週の社会保険料控除後の給与の金額 以上 未満	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 扶養親族の数 0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額
42,000円をこえ61,500円に満たない金額	42,000円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち42,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額											18,181円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち42,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額
61,500円	円 27,200	円 26,800	円 26,560	円 26,320	円 26,170	円 26,030	円 25,880	円 25,730	円 25,590	円 25,440	円 25,300	円 29,064
61,500円をこえる金額	61,500円の場合の税額に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち61,500円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額											29,064円に、その週の社会保険料控除後の給与の金額のうち61,500円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額												従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに78円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに98円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、137円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき98円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額												

（備考　税額の求め方）

㈠　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（㈡に該当しない者）については、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ)　まず、その者（扶養親族の数が10人をこえる者を除く。）のその週の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から98円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、137円）を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ)　扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに78円を控除した金額が、その求める税額である。

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、その者のその週の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その週の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに78円を控除した金額）が、その求める税額である。

㈡　第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がない者とみなして㈠の(1)の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき80円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三　給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八条第一項第一号、第五号及び第六号並びに同条第四項の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日額表（一）

その日の社会保険料控除後の給与の金額 以上	未満	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 扶養親族の数 0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額
円 100円未満	円	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	その日の社会保険料控除後の給与の金額の12％に相当する金額	円 0
100	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	その日の社会保険料控除後の給与の金額の14％に相当する金額	0
300	310	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円 45	0
310	320	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0
320	330	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	0
330	340	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	0
340	350	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	0
350	360	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	0
360	370	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57	0
370	380	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	0
380	390	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	0
390	400	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63	0
400	410	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	0
410	420	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	0
420	430	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	0
430	440	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
440	450	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	0
450	460	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75	0
460	470	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	77	0
470	480	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79	0
480	490	30	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	81	0
490	500	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83	0
500	510	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0
510	520	35	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	0
520	530	35	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	89	0
530	540	35	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	91	0
540	550	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	93	0
550	560	40	15	5	0	0	0	0	0	0	0	0	96	0
560	570	40	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0
570	580	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	102	0
580	590	45	20	10	0	0	0	0	0	0	0	0	105	0
590	600	50	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	109	0
600	610	50	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0	113	0
610	620	50	25	15	0	0	0	0	0	0	0	0	116	0
620	630	55	30	15	5	0	0	0	0	0	0	0	120	0
630	640	55	30	15	5	0	0	0	0	0	0	0	123	0
640	650	60	30	20	5	0	0	0	0	0	0	0	127	0
650	660	60	35	20	5	0	0	0	0	0	0	0	131	0
660	670	60	35	20	10	0	0	0	0	0	0	0	134	0
670	680	65	35	25	10	5	0	0	0	0	0	0	138	0
680	690	65	40	25	10	5	0	0	0	0	0	0	141	0
690	700	70	40	25	10	5	0	0	0	0	0	0	145	0

日額表（二）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
700	720	70	45	30	15	5	0	0	0	0	0	0	149	0
720	740	75	45	30	15	10	5	0	0	0	0	0	156	0
740	760	80	50	35	20	10	5	0	0	0	0	0	163	0
760	780	85	55	40	25	15	10	0	0	0	0	0	170	0
780	800	85	60	40	25	20	10	5	0	0	0	0	177	0
800	820	90	65	45	30	20	15	5	0	0	0	0	185	0
820	840	95	65	50	35	25	15	10	5	0	0	0	192	1
840	860	100	70	55	35	30	20	10	5	0	0	0	199	3
860	880	105	75	55	40	30	25	15	5	0	0	0	206	6
880	900	110	80	60	45	35	25	20	10	5	0	0	213	8
900	920	115	85	65	50	40	30	20	15	5	0	0	222	11
920	940	120	85	70	50	40	35	25	15	10	0	0	231	13
940	960	125	90	75	55	45	35	25	20	10	5	0	239	15
960	980	130	95	75	60	50	40	30	20	15	5	0	248	19
980	1,000	135	100	80	65	55	45	35	25	15	10	5	256	22
1,000	1,020	140	105	85	70	55	45	35	30	20	10	5	264	25
1,020	1,040	145	110	90	70	60	50	40	30	25	15	10	273	29
1,040	1,060	150	115	95	75	65	55	45	35	25	20	10	281	32
1,060	1,080	155	120	100	80	70	60	50	40	30	20	15	290	35
1,080	1,100	160	125	105	85	75	65	50	40	35	25	15	298	38
1,100	1,120	165	130	110	90	75	65	55	45	35	30	20	306	41
1,120	1,140	170	135	115	95	80	70	60	50	40	30	25	315	45
1,140	1,160	175	140	120	100	85	75	65	55	45	35	25	322	48
1,160	1,180	180	145	125	105	95	80	70	60	50	40	30	329	51
1,180	1,200	185	155	130	110	100	85	75	65	55	45	35	336	54
1,200	1,220	195	160	140	115	105	90	80	70	60	50	40	343	57
1,220	1,240	200	165	145	125	110	100	85	75	65	55	45	350	61
1,240	1,260	205	170	150	130	115	105	90	80	70	60	50	357	65
1,260	1,280	210	175	155	135	125	110	95	85	75	65	55	364	69
1,280	1,300	220	185	160	140	130	115	105	90	80	70	60	371	73
1,300	1,320	225	190	170	145	135	120	110	95	85	75	65	378	77
1,320	1,340	230	195	175	155	140	130	115	105	90	80	70	385	81
1,340	1,360	240	200	180	160	145	135	120	110	95	85	75	392	85
1,360	1,380	245	205	185	165	155	140	125	115	100	90	80	399	89
1,380	1,400	255	215	190	170	160	145	135	120	110	95	85	406	93
1,400	1,420	260	220	200	175	165	150	140	125	115	100	90	414	97
1,420	1,440	265	230	205	185	170	160	145	135	120	110	95	422	101
1,440	1,460	275	235	210	190	175	165	150	140	125	115	100	430	105
1,460	1,480	280	240	215	195	185	170	155	145	130	120	105	438	109
1,480	1,500	290	250	225	200	190	175	165	150	140	125	115	446	113
1,500	1,530	295	255	235	210	195	185	170	160	145	135	120	454	117
1,530	1,560	305	270	245	220	205	190	180	165	155	140	130	466	125
1,560	1,590	320	280	255	230	215	200	190	175	165	150	140	478	134
1,590	1,620	330	290	265	240	225	210	200	185	175	160	145	490	143
1,620	1,650	340	300	275	250	235	220	205	195	180	170	155	502	152
1,650	1,680	350	310	285	260	245	230	215	205	190	180	165	514	161
1,680	1,710	360	320	295	270	255	240	225	210	200	185	175	526	170
1,710	1,740	370	330	305	280	265	255	240	225	210	195	185	538	179
1,740	1,770	380	340	315	290	280	265	250	235	220	205	190	550	188
1,770	1,800	390	350	325	305	290	275	260	245	230	215	200	562	197

日額表（三）

その日の社会保険料控除後の給与の金額		甲　第三十八条第一項第一号の規定による税額											乙　第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙　第三十八条第一項第六号の規定による税額
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人		
以上	未満	税額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,800	1,830	400	360	340	315	300	285	270	255	240	225	210	574	206
1,830	1,860	415	375	350	325	310	295	280	265	250	235	220	586	215
1,860	1,890	425	385	360	335	320	305	290	275	260	245	230	598	224
1,890	1,920	435	395	370	345	330	315	300	285	270	255	240	610	233
1,920	1,950	450	405	380	355	340	325	310	295	280	265	255	622	242
1,950	1,980	460	415	390	365	350	335	320	305	290	280	265	634	251
1,980	2,010	475	430	400	375	360	345	330	320	305	290	275	646	260
2,010	2,040	485	440	410	385	370	360	345	330	315	300	285	658	269
2,040	2,070	495	450	425	395	385	370	355	340	325	310	295	670	278
2,070	2,100	510	465	435	410	395	380	365	350	335	320	305	682	287
2,100	2,130	520	475	450	420	405	390	375	360	345	330	315	694	297
2,130	2,160	535	490	460	430	415	400	385	370	355	340	325	706	308
2,160	2,190	545	500	470	445	430	410	395	380	365	350	335	718	318
2,190	2,220	555	510	485	455	440	425	405	390	375	360	345	730	329
2,220	2,250	570	525	495	470	450	435	420	400	385	370	360	742	339
2,250	2,280	580	535	510	480	465	445	430	415	395	385	370	755	350
2,280	2,310	595	550	520	490	475	460	440	425	410	395	380	769	360
2,310	2,340	605	560	530	505	490	470	455	435	420	405	390	782	371
2,340	2,370	615	570	545	515	500	485	465	450	430	415	400	796	381
2,370	2,400	630	585	555	530	510	495	480	460	445	430	410	809	392
2,400	2,430	640	595	570	540	525	505	490	475	455	440	425	823	402
2,430	2,460	655	610	580	550	535	520	500	485	470	450	435	836	413
2,460	2,490	665	620	590	565	550	530	515	495	480	465	445	850	423
2,490	2,520	675	630	605	575	560	545	525	510	490	475	460	863	434
2,520	2,550	690	645	615	590	570	555	540	520	505	490	470	877	444
2,550	2,580	700	655	630	600	585	565	550	535	515	500	485	890	455
2,580	2,610	715	670	640	610	595	580	560	545	530	510	495	904	465
2,610	2,640	725	680	650	625	610	590	575	555	540	525	505	917	476
2,640	2,670	735	690	665	635	620	605	585	570	550	535	520	931	486
2,670	2,700	750	705	675	650	630	615	600	580	565	550	530	944	497
2,700	2,750	770	720	690	665	650	630	615	595	580	565	545	958	507
2,750	2,800	790	740	710	685	670	650	635	615	600	585	565	980	525
2,800	2,850	815	765	730	705	690	670	655	635	620	605	585	1,003	542
2,850	2,900	835	785	755	725	710	690	675	655	640	625	605	1,025	560
2,900	2,950	860	810	775	745	730	710	695	675	660	645	625	1,048	580
2,950	3,000	880	830	800	765	750	730	715	695	680	665	645	1,070	600
3,000	3,050	905	855	820	790	770	750	735	715	700	685	665	1,093	620
3,050	3,100	925	875	845	810	795	775	755	735	720	705	685	1,115	640
3,100	3,150	950	900	865	835	815	795	780	760	740	725	705	1,138	660
3,150	3,200	970	920	890	855	840	820	800	780	765	745	725	1,160	680
3,200	3,250	995	945	910	880	860	840	825	805	785	765	745	1,183	700
3,250	3,300	1,015	965	935	900	885	865	845	825	810	790	770	1,205	720
3,300	3,350	1,040	990	955	925	905	885	870	850	830	810	790	1,228	740
3,350	3,400	1,060	1,010	980	945	930	910	890	870	855	835	815	1,251	760
3,400	3,450	1,085	1,035	1,000	970	950	930	915	895	875	855	835	1,276	780
3,450	3,500	1,105	1,055	1,025	990	975	955	935	915	900	880	860	1,301	800
3,500	3,550	1,130	1,080	1,045	1,015	995	975	960	940	920	900	880	1,326	820
3,550	3,600	1,150	1,100	1,070	1,035	1,020	1,000	980	960	945	925	905	1,351	840
3,600	3,650	1,175	1,125	1,090	1,060	1,040	1,020	1,005	985	965	945	925	1,376	860
3,650	3,700	1,195	1,145	1,115	1,080	1,065	1,045	1,025	1,005	990	970	950	1,401	880

ハ 日額表（四）

その日の社会保険料控除後の給与の金額 以上	未満	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 扶養親族の数 0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,700	3,750	1,220	1,170	1,135	1,105	1,085	1,065	1,050	1,030	1,010	990	970	1,426	900
3,750	3,800	1,240	1,190	1,160	1,125	1,110	1,090	1,070	1,050	1,035	1,015	995	1,451	920
3,800	3,850	1,265	1,215	1,180	1,150	1,130	1,110	1,095	1,075	1,055	1,035	1,015	1,476	940
3,850	3,900	1,290	1,235	1,205	1,170	1,155	1,135	1,115	1,095	1,080	1,060	1,040	1,501	960
3,900	3,950	1,315	1,260	1,225	1,195	1,175	1,155	1,140	1,120	1,100	1,080	1,060	1,526	980
3,950	4,000	1,340	1,285	1,250	1,215	1,200	1,180	1,160	1,140	1,125	1,105	1,085	1,551	1,000
4,000	4,050	1,365	1,310	1,275	1,240	1,220	1,200	1,185	1,165	1,145	1,125	1,105	1,576	1,021
4,050	4,100	1,390	1,335	1,300	1,265	1,245	1,225	1,205	1,185	1,170	1,150	1,130	1,601	1,044
4,100	4,150	1,415	1,360	1,325	1,290	1,270	1,245	1,230	1,210	1,190	1,170	1,150	1,626	1,066
4,150	4,200	1,440	1,385	1,350	1,315	1,295	1,270	1,250	1,230	1,215	1,195	1,175	1,651	1,089
4,200	4,250	1,465	1,410	1,375	1,340	1,320	1,295	1,275	1,255	1,235	1,215	1,195	1,676	1,111
4,250	4,300	1,490	1,435	1,400	1,365	1,345	1,320	1,300	1,280	1,260	1,240	1,220	1,701	1,134
4,300	4,350	1,515	1,460	1,425	1,390	1,370	1,345	1,325	1,305	1,285	1,265	1,240	1,726	1,156
4,350	4,400	1,540	1,485	1,450	1,415	1,395	1,370	1,350	1,330	1,310	1,290	1,265	1,751	1,179
4,400	4,450	1,565	1,510	1,475	1,440	1,420	1,395	1,375	1,355	1,335	1,315	1,290	1,776	1,201
4,450	4,500	1,590	1,535	1,500	1,465	1,445	1,420	1,400	1,380	1,360	1,340	1,315	1,801	1,224
4,500	4,550	1,615	1,560	1,525	1,490	1,470	1,445	1,425	1,405	1,385	1,365	1,340	1,826	1,246
4,550	4,600	1,640	1,585	1,550	1,515	1,495	1,470	1,450	1,430	1,410	1,390	1,365	1,851	1,269
4,600	4,650	1,665	1,610	1,575	1,540	1,520	1,495	1,475	1,455	1,435	1,415	1,390	1,876	1,291
4,650	4,700	1,690	1,635	1,600	1,565	1,545	1,520	1,500	1,480	1,460	1,440	1,415	1,901	1,314
4,700円		1,705	1,645	1,610	1,575	1,555	1,535	1,515	1,495	1,470	1,450	1,430	1,926	1,336
4,700円をこえ6,000円に満たない金額		4,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち4,700円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額											1,926円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち4,700円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額	1,336円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち4,700円をこえる金額の50％に相当する金額を加算した金額
6,000円		円 2,355	円 2,295	円 2,260	円 2,225	円 2,205	円 2,185	円 2,165	円 2,145	円 2,120	円 2,100	円 2,080	円 2,599	円 1,986
6,000円をこえ8,780円に満たない金額		6,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額											2,599円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額	1,986円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち6,000円をこえる金額の55％に相当する金額を加算した金額
8,780円		円 3,880	円 3,825	円 3,790	円 3,755	円 3,735	円 3,715	円 3,695	円 3,670	円 3,650	円 3,630	円 3,610	円 4,150	円 3,515
8,780円をこえる金額		8,780円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち8,780円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額											4,150円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち8,780円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額	3,515円に、その日の社会保険料控除後の給与の金額のうち8,780円をこえる金額の60％に相当する金額を加算した金額

ハ 日額表（五）

その日の社会保険料控除後の給与の金額 以上	未満	甲 第三十八条第一項第一号の規定による税額 扶養親族の数 0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	乙 第三十八条第一項第五号の規定による税額	丙 第三十八条第一項第六号の規定による税額
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額													従たる給与についての扶養控除申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額	
その者が不具者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに14円（これらの一に該当する場合で遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者であるときは、20円）を、扶養親族である不具者がある場合には、当該不具者1人につき14円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額														

（備考　税額の求め方）

㈠ 第三十八条第一項の規定の適用を受ける者（㈡に該当しない者）については、

⑴ 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、

(イ) まず、その者（扶養親族の数が10人をこえる者を除く。）のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額（不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から14円（これらの控除を認められる者が遺族等援護法の規定による障害年金又は遺族年金を受ける者である場合には、20円）を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(イ)により求めた税額から、扶養親族の数が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

⑵ 給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、

(イ) (ロ)に該当する場合を除き、その者のその日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときは、当該申告書に記載された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人ごとに12円を控除した金額）が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労務者の受ける給与（第三十八条第一項第六号の給与をいう。）については、その日の給与の金額から、当該給与から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与の金額」欄に該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

㈡ 第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のないもの、(ロ)扶養親族の数が3人以下で、(イ)に該当するもの及び第4順位又は第4順位より後順位の扶養親族のあるもの、(ハ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がないものとみなして㈠の⑴の(イ)により求めた税額から、その者の申告された扶養親族の数に応じ、扶養親族1人につき10円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第四　賞与に対する所得税源泉徴収額の算出率の表（第三十八条第一項第七号イ及びロ並びに同条第四項の規定による賞与の金額に乗ずべき率の表）

賞与の金額に乗ずべき率	甲　第三十八条第一項第七号イの扶養親族の数												乙　第三十八条第一項第七号ロの規定の適用がある場合	
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		前月の社会保険料控除後の給与の金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
0	6,700円	未満	10,000円	未満	12,100円	未満	14,200円	未満	15,400円	未満	16,700円	未満	100円	未満
2	6,700	6,900	10,000	10,300	12,100	12,500	14,200	14,700	15,400	15,900	16,700	17,200	100	400
4	6,900	7,100	10,300	10,700	12,500	13,000	14,700	15,200	15,900	16,500	17,200	17,900	400	800
6	7,100	7,400	10,700	11,100	13,000	13,400	15,200	15,700	16,500	17,100	17,900	18,500	800	1,300
8	7,400	7,700	11,100	11,500	13,400	13,900	15,700	16,300	17,100	17,800	18,500	19,200	1,300	1,700
10	7,700	8,000	11,500	12,000	13,900	14,500	16,300	16,900	17,800	18,300	19,200	19,800	1,700	2,100
12	8,000	8,300	12,000	12,500	14,500	15,000	16,900	17,400	18,300	18,900	19,800	20,300	2,100	2,500
14	8,300	10,200	12,500	13,900	15,000	16,200	17,400	18,500	18,900	19,900	20,300	21,300	2,500	2,800
16	10,200	11,400	13,900	15,600	16,200	18,200	18,500	20,800	19,900	22,200	21,300	23,600	2,800	3,100
18	11,400	14,800	15,600	18,500	18,200	20,800	20,800	23,200	22,200	24,600	23,600	26,000	3,100	7,400
20	14,800	18,000	18,500	20,800	20,800	23,400	23,200	26,000	24,600	27,000	26,000	27,600	7,400	8,300
22	18,000	21,300	20,800	25,000	23,400	26,900	26,000	27,800	27,000	28,300	27,600	28,900	8,300	13,500
24	21,300	23,900	25,000	26,800	26,900	28,100	27,800	29,000	28,300	29,500	28,900	30,100	13,500	15,000
26	23,900	27,300	26,800	28,600	28,100	29,400	29,000	30,300	29,500	30,900	30,100	31,400	15,000	15,400
28	27,300	29,700	28,600	30,800	29,400	31,300	30,300	31,700	30,900	32,300	31,400	32,900	15,400	18,400
30	29,700	32,000	30,800	33,300	31,300	34,400	31,700	35,800	32,300	36,600	32,900	37,500	18,400	21,800
32	32,000	33,300	33,300	36,200	34,400	38,000	35,800	39,900	36,600	41,000	37,500	42,000	21,800	23,500
34	33,300	36,500	36,200	39,700	38,000	41,700	39,900	43,700	41,000	44,900	42,000	46,000	23,500	25,300
36	36,500	45,800	39,700	48,600	41,700	50,300	43,700	52,100	44,900	53,100	46,000	54,200	25,300	34,700
38	45,800	50,000	48,600	53,000	50,300	54,900	52,100	56,800	53,100	58,000	54,200	59,100	34,700	37,900
40	50,000	59,800	53,000	62,800	54,900	64,600	56,800	66,500	58,000	71,000	59,100	72,000	37,900	53,300
42	59,800	69,600	62,800	72,500	64,600	74,300	66,500	76,100	71,000	77,200	72,000	78,300	53,300	58,000
44	69,600	76,200	72,500	79,400	74,300	81,400	76,100	83,300	77,200	84,500	78,300	85,700	58,000	63,500
46	76,200	94,400	79,400	97,200	81,400	98,900	83,300	100,700	84,500	101,700	85,700	102,800	63,500	83,300
48	94,400	103,000	97,200	106,000	98,900	107,900	100,700	109,900	101,700	111,000	102,800	112,100	83,300	90,900
50	103,000	129,800	106,000	132,700	107,900	134,600	109,900	150,000	111,000	151,000	112,100	151,900	90,900	113,300
52	129,800	156,500	132,700	159,400	134,600	161,200	150,000	163,000	151,000	164,100	151,900	165,200	113,300	144,900
54	156,500	171,400	159,400	174,600	161,200	176,600	163,000	178,600	164,100	179,800	165,200	180,900	144,900	176,600
56	171,400	219,400	174,600	222,200	176,600	224,000	178,600	225,700	179,800	226,700	180,900	227,800	176,600	208,300
58	219,400	239,400	222,200	242,400	224,000	244,300	225,700	246,200	226,700	247,300	227,800	248,500	208,300	227,300
60	239,400円以上		242,400円以上		244,300円以上		246,200円以上		247,300円以上		248,500円以上		227,300円以上	

規定の適用がある場合　扶養親族の数										
6人		7人		8人		9人		10人以上		
除後の給与の金額										
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
17,900円	未満	19,200円	未満	20,400円	未満	21,700円	未満	22,900円	未満	
17,900	18,500	19,200	19,800	20,400	21,100	21,700	22,400	22,900	23,700	
18,500	19,200	19,800	20,500	21,100	21,900	22,400	23,200	23,700	24,600	
19,200	19,900	20,500	21,300	21,900	22,700	23,200	24,100	24,600	25,500	
19,900	20,600	21,300	22,000	22,700	23,400	24,100	25,000	25,500	26,200	
20,600	21,200	22,000	22,600	23,400	24,000	25,000	26,000	26,200	26,900	
21,200	21,800	22,600	23,300	24,000	24,800	26,000	26,400	26,900	27,500	
21,800	22,700	23,300	24,000	24,800	25,500	26,400	26,900	27,500	28,100	
22,700	25,000	24,000	26,400	25,500	27,300	26,900	28,100	28,100	28,900	
25,000	26,900	26,400	27,500	27,300	28,300	28,100	29,100	28,900	29,900	
26,900	28,300	27,500	28,900	28,300	29,500	29,100	30,100	29,900	31,000	
28,300	29,700	28,900	30,300	29,500	31,000	30,100	31,600	31,000	32,300	
29,700	30,600	30,300	31,500	31,000	32,300	31,600	33,100	32,300	34,100	
30,600	32,000	31,500	32,600	32,300	33,300	33,100	34,500	34,100	35,600	
32,000	33,700	32,600	34,800	33,300	36,000	34,500	37,100	35,600	38,200	
33,700	39,700	34,800	40,700	36,000	41,700	37,100	42,700	38,200	43,700	
39,700	43,100	40,700	44,200	41,700	45,300	42,700	46,400	43,700	47,500	
43,100	47,200	44,200	48,400	45,300	49,600	46,400	50,800	47,500	52,000	
47,200	55,200	48,400	56,300	49,600	57,300	50,800	58,300	52,000	59,400	
55,200	60,200	56,300	61,400	57,300	62,500	58,300	63,600	59,400	64,800	
60,200	73,000	61,400	74,000	62,500	75,000	63,600	76,000	64,800	77,000	
73,000	79,400	74,000	80,400	75,000	81,500	76,000	82,600	77,000	83,700	
79,400	86,900	80,400	88,100	81,500	89,300	82,600	90,500	83,700	91,700	
86,900	103,800	88,100	104,900	89,300	105,900	90,500	106,900	91,700	108,000	
103,800	113,300	104,900	114,400	105,900	115,500	106,900	116,700	108,000	117,800	
113,300	153,000	114,400	154,000	115,500	155,000	116,700	156,000	117,800	157,000	
153,000	166,300	154,000	167,400	155,000	168,500	156,000	169,500	157,000	170,700	
166,300	182,200	167,400	183,300	168,500	184,500	169,500	185,700	170,700	186,900	
182,200	228,800	183,300	229,800	184,500	230,900	185,700	231,900	186,900	233,000	
228,800	249,600	229,800	250,700	230,900	251,900	231,900	253,000	233,000	254,200	
249,600円以上		250,700円以上		251,900円以上		253,000円以上		254,200円以上		227,300円以上

（備考　賞与の金額に乗ずべき率の求め方）

㈠　第三十八条第一項の規定の適用を受ける者(㈡に該当しない者)については、

(1)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されているときは、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　まず、その者が前月中に支払を受けた給与(賞与を除く。以下同じ。)の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、

(ロ)　次に、その者の申告された扶養親族の数と(イ)による控除後の給与の金額とに応じ、甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(2)　給与所得者の扶養控除等申告書が提出されていないとき（従たる給与についての扶養控除申告書が提出されているときを含む。）は、(3)に該当する場合を除き、

(イ)　その者が前月中に支払を受けた給与の金額から、当該給与から控除された社会保険料の金額を控除し、

(ロ)　(イ)による控除後の給与の金額に応じ、乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与の金額」欄において該当する行を求める。

(ハ)　(ロ)により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(3)　その者が前月中に給与の支払を受けなかつたとき及びその者が前月中に支払を受けた給与の金額から当該給与から控除された社会保険料の金額を控除した後の金額が零であるときは、この表によらず、第三十八条第一項第七号ハ及びニの規定により税額を計算する。

㈡　第三十八条第四項の規定の適用を受ける者（すなわち、順位の附された扶養親族を有する者であつて、(イ)第1順位の扶養親族のあるもの、(ロ)扶養親族の数が4人以上で、(イ)に該当するもの、第2順位の扶養親族のないもの又は第3順位の扶養親族のないもの）については、その者を扶養親族がないものとみなして㈠の(1)により求めた率が、その求める率である。（㈠の(3)と同様の場合には、㈠の(3)に準じて税額を計算する。）

別表第六の附表を次のように改める。

別表第六の附表

（一）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
100,630円未満		80,500円未満	149,000	150,000	119,200	199,000	200,000	159,200	249,000	250,000	199,200			
100,630	101,000	80,500	150,000	151,000	120,000	200,000	201,000	160,000	250,000	251,000	200,000			
101,000	102,000	80,800	151,000	152,000	120,800	201,000	202,000	160,800	251,000	252,000	200,800			
102,000	103,000	81,600	152,000	153,000	121,600	202,000	203,000	161,600	252,000	253,000	201,600			
103,000	104,000	82,400	153,000	154,000	122,400	203,000	204,000	162,400	253,000	254,000	202,400			
104,000	105,000	83,200	154,000	155,000	123,200	204,000	205,000	163,200	254,000	255,000	203,200			
105,000	106,000	84,000	155,000	156,000	124,000	205,000	206,000	164,000	255,000	256,000	204,000			
106,000	107,000	84,800	156,000	157,000	124,800	206,000	207,000	164,800	256,000	257,000	204,800			
107,000	108,000	85,600	157,000	158,000	125,600	207,000	208,000	165,600	257,000	258,000	205,600			
108,000	109,000	86,400	158,000	159,000	126,400	208,000	209,000	166,400	258,000	259,000	206,400			
109,000	110,000	87,200	159,000	160,000	127,200	209,000	210,000	167,200	259,000	260,000	207,200			
110,000	111,000	88,000	160,000	161,000	128,000	210,000	211,000	168,000	260,000	261,000	208,000			
111,000	112,000	88,800	161,000	162,000	128,800	211,000	212,000	168,800	261,000	262,000	208,800			
112,000	113,000	89,600	162,000	163,000	129,600	212,000	213,000	169,600	262,000	263,000	209,600			
113,000	114,000	90,400	163,000	164,000	130,400	213,000	214,000	170,400	263,000	264,000	210,400			
114,000	115,000	91,200	164,000	165,000	131,200	214,000	215,000	171,200	264,000	265,000	211,200			
115,000	116,000	92,000	165,000	166,000	132,000	215,000	216,000	172,000	265,000	266,000	212,000			
116,000	117,000	92,800	166,000	167,000	132,800	216,000	217,000	172,800	266,000	267,000	212,800			
117,000	118,000	93,600	167,000	168,000	133,600	217,000	218,000	173,600	267,000	268,000	213,600			
118,000	119,000	94,400	168,000	169,000	134,400	218,000	219,000	174,400	268,000	269,000	214,400			
119,000	120,000	95,200	169,000	170,000	135,200	219,000	220,000	175,200	269,000	270,000	215,200			
120,000	121,000	96,000	170,000	171,000	136,000	220,000	221,000	176,000	270,000	271,000	216,000			
121,000	122,000	96,800	171,000	172,000	136,800	221,000	222,000	176,800	271,000	272,000	216,800			
122,000	123,000	97,600	172,000	173,000	137,600	222,000	223,000	177,600	272,000	273,000	217,600			
123,000	124,000	98,400	173,000	174,000	138,400	223,000	224,000	178,400	273,000	274,000	218,400			
124,000	125,000	99,200	174,000	175,000	139,200	224,000	225,000	179,200	274,000	275,000	219,200			
125,000	126,000	100,000	175,000	176,000	140,000	225,000	226,000	180,000	275,000	276,000	220,000			
126,000	127,000	100,800	176,000	177,000	140,800	226,000	227,000	180,800	276,000	277,000	220,800			
127,000	128,000	101,600	177,000	178,000	141,600	227,000	228,000	181,600	277,000	278,000	221,600			
128,000	129,000	102,400	178,000	179,000	142,400	228,000	229,000	182,400	278,000	279,000	222,400			
129,000	130,000	103,200	179,000	180,000	143,200	229,000	230,000	183,200	279,000	280,000	223,200			
130,000	131,000	104,000	180,000	181,000	144,000	230,000	231,000	184,000	280,000	281,000	224,000			
131,000	132,000	104,800	181,000	182,000	144,800	231,000	232,000	184,800	281,000	282,000	224,800			
132,000	133,000	105,600	182,000	183,000	145,600	232,000	233,000	185,600	282,000	283,000	225,600			
133,000	134,000	106,400	183,000	184,000	146,400	233,000	234,000	186,400	283,000	284,000	226,400			
134,000	135,000	107,200	184,000	185,000	147,200	234,000	235,000	187,200	284,000	285,000	227,200			
135,000	136,000	108,000	185,000	186,000	148,000	235,000	236,000	188,000	285,000	286,000	228,000			
136,000	137,000	108,800	186,000	187,000	148,800	236,000	237,000	188,800	286,000	287,000	228,800			
137,000	138,000	109,600	187,000	188,000	149,600	237,000	238,000	189,600	287,000	288,000	229,600			
138,000	139,000	110,400	188,000	189,000	150,400	238,000	239,000	190,400	288,000	289,000	230,400			
139,000	140,000	111,200	189,000	190,000	151,200	239,000	240,000	191,200	289,000	290,000	231,200			
140,000	141,000	112,000	190,000	191,000	152,000	240,000	241,000	192,000	290,000	291,000	232,000			
141,000	142,000	112,800	191,000	192,000	152,800	241,000	242,000	192,800	291,000	292,000	232,800			
142,000	143,000	113,600	192,000	193,000	153,600	242,000	243,000	193,600	292,000	293,000	233,600			
143,000	144,000	114,400	193,000	194,000	154,400	243,000	244,000	194,400	293,000	294,000	234,400			
144,000	145,000	115,200	194,000	195,000	155,200	244,000	245,000	195,200	294,000	295,000	235,200			
145,000	146,000	116,000	195,000	196,000	156,000	245,000	246,000	196,000	295,000	296,000	236,000			
146,000	147,000	116,800	196,000	197,000	156,800	246,000	247,000	196,800	296,000	297,000	236,800			
147,000	148,000	117,600	197,000	198,000	157,600	247,000	248,000	197,600	297,000	298,000	237,600			
148,000	149,000	118,400	198,000	199,000	158,400	248,000	249,000	198,400	298,000	299,000	238,400			

（二）

給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額	給与の金額 以上	給与の金額 未満	給与所得控除後の給与の金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
299,000	300,000	239,200	329,000	330,000	263,200	359,000	360,000	287,200	389,000	390,000	311,200
300,000	301,000	240,000	330,000	331,000	264,000	360,000	361,000	288,000	390,000	391,000	312,000
301,000	302,000	240,800	331,000	332,000	264,800	361,000	362,000	288,800	391,000	392,000	312,800
302,000	303,000	241,600	332,000	333,000	265,600	362,000	363,000	289,600	392,000	393,000	313,600
303,000	304,000	242,400	333,000	334,000	266,400	363,000	364,000	290,400	393,000	394,000	314,400
304,000	305,000	243,200	334,000	335,000	267,200	364,000	365,000	291,200	394,000	395,000	315,200
305,000	306,000	244,000	335,000	336,000	268,000	365,000	366,000	292,000	395,000	396,000	316,000
306,000	307,000	244,800	336,000	337,000	268,800	366,000	367,000	292,800	396,000	397,000	316,800
307,000	308,000	245,600	337,000	338,000	269,600	367,000	368,000	293,600	397,000	398,000	317,600
308,000	309,000	246,400	338,000	339,000	270,400	368,000	369,000	294,400	398,000	399,000	318,400
309,000	310,000	247,200	339,000	340,000	271,200	369,000	370,000	295,200	399,000	400,000	319,200
310,000	311,000	248,000	340,000	341,000	272,000	370,000	371,000	296,000	400,000円以上		給与の金額から80,000円を控除した金額
311,000	312,000	248,800	341,000	342,000	272,800	371,000	372,000	296,800			
312,000	313,000	249,600	342,000	343,000	273,600	372,000	373,000	297,600			
313,000	314,000	250,400	343,000	344,000	274,400	373,000	374,000	298,400			
314,000	315,000	251,200	344,000	345,000	275,200	374,000	375,000	299,200			
315,000	316,000	252,000	345,000	346,000	276,000	375,000	376,000	300,000			
316,000	317,000	252,800	346,000	347,000	276,800	376,000	377,000	300,800			
317,000	318,000	253,600	347,000	348,000	277,600	377,000	378,000	301,600			
318,000	319,000	254,400	348,000	349,000	278,400	378,000	379,000	302,400			
319,000	320,000	255,200	349,000	350,000	279,200	379,000	380,000	303,200			
320,000	321,000	256,000	350,000	351,000	280,000	380,000	381,000	304,000			
321,000	322,000	256,800	351,000	352,000	280,800	381,000	382,000	304,800			
322,000	323,000	257,600	352,000	353,000	281,600	382,000	383,000	305,600			
323,000	324,000	258,400	353,000	354,000	282,400	383,000	384,000	306,400			
324,000	325,000	259,200	354,000	355,000	283,200	384,000	385,000	307,200			
325,000	326,000	260,000	355,000	356,000	284,000	385,000	386,000	308,000			
326,000	327,000	260,800	356,000	357,000	284,800	386,000	387,000	308,800			
327,000	328,000	261,600	357,000	358,000	285,600	387,000	388,000	309,600			
328,000	329,000	262,400	358,000	359,000	286,400	388,000	389,000	310,400			

（備考　給与所得控除後の給与の金額の求め方）

給与所得の収入金額に応じ「給与の金額」欄に該当する行を求め、「給与所得控除後の給与の金額」欄に記載されている金額でその行に対応するものが、その給与についての給与所得控除後の給与の金額である。

K 10915

附　則

1　この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2　この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をいう。

3　この附則において特別の定のあるものを除くほか、新法の規定は、昭和三十一年分以後の所得税について適用し、昭和三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4　昭和三十一年分の所得税に係る新法の規定の適用については、新法第九条第五号中「十分の二」とあるのは「十分の一・七五」と、「八万円」とあるのは「七万円」と、新法第四十条第一項第二号中「別表第六の附表」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十六号）附則別表」と、新法別表第六の備考(一)(1)中「ろ欄の金額」とあるのは「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十六号）附則別表」と、それぞれ読み替えるものとする。

5　昭和三十一年分の所得税については、新法第二十一条の二に規定する予定納税基準額は、第一号に掲げる金額から、第二号から第四号までに掲げる金額の合計額を控除した残額とする。

一　納税義務者の昭和三十年分の所得税の計算の基礎となつた総所得金額（昭和三十年中に譲渡所得、一時所得又は雑所得の金額があつたときは、政令で定めるところによりこれらの金額を除外して計算したところにより、また、同年中に給与所得の金額があつたときは、当該金額から同年中の給与所得の収入金額の十分の一・七五に相当する金額（その金額が七万円をこえるときは、七万円）と十分の一・五に相当する金額（その金額が五万二千五百円をこえるときは、五万二千五百円）との差額に相当する金額を控除した金額を同年分の給与所得の金額とみなして計算したところにより新法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額から、同年分の所得税額の算出の基礎となつた事実に基いて求めた新法第十五条の二から第十五条の八までの規定による控除額を控除した金額

二　納税義務者が旧法第四十条に規定する給与の支払者から受けた昭和三十年中の支給に係る給与所得について、同条第一項第二号又は第六項第二号に掲げる税額の算出の基礎となつた事実に基いて求めた前項の規定により読み替えられた新法第四十条第一項第二号又は第六項第二号に掲げる税額

三　前号に規定する給与所得以外の昭和三十年中の支給に係る給与所得について、旧法第三十八条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額

四　昭和三十年分の所得税につき旧法第三十七条、第四十一条第一項又は第四十二条の規定により徴収された、又は徴収されるべき税額の二倍に相当する金額）並びに生命保険料控除額（その額が一万三千五百円をこえるときは、一万三千五百円）、扶養控除額及び基礎控除額を控除し、その残額について政令で定めるところにより新法第十三条から第十五条までの規定により計算した税額から、同年分の所得税額の算出の基礎となつた事実に基いて求めた新法第十五条の二から第十五条の八までの規定による控除額を控除した金額

6　新法別表第三及び別表第四は、昭和三十一年七月一日以後の支給に係る給与所得について適用し、同日前の支給に係る給与所得については、なお従前の例による。

7　この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき旧法第二十九条第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることができる。

8　前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、新法第三十二条第三項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第五十六号）の施行の日」とする。

9　所得税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を削り、附則第十項から第二十項までを一項ずつ繰り上げ、附則第二十一項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項を附則第二十二項とし、附則第二十項中「附則第二十項」を「附則第十九項」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第二十三項を附則第二十二項とする。

10　租税特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を削り、附則第八項中「附則第十九項」を「附則第十八項」に改め、同項以下を一項ずつ繰り上げる。